



平景信
狂死の圖



こゝに在さんは危ふしとて、それより市坂の岩窟に隠れ、その創を療し給ふ。當下右の臂を折給ひ、進退心に任せ給はず、數日此處に在しけり。その郷人に忠吾忠内とて同胞のものありけるが、兼て妙法に歸依するから、この事を聞て馳來りしが、はや絆果て市坂の石窟に坐しければ、甲斐々々しく水を汲み、高祖の疵を洗ひまゐらせ、夫よりこゝに屬副て信實に事へけり。今華房郷蓮華寺の側に、高祖の洗創井と稱ふるあり。不測なるは、早天に滅せず、穢れし者來りて汲めば、水變じて泥となるとぞ。稚兒この井に侍して、猥に汲しめすとなん。こゝに景信は高祖を逐て、いさゝか懺念を晴すに似たれど、工藤吉隆が妨げにて、捕逃し、を遺恨におもひ、再び人歩を驅催して、高祖の在所を探さんとせしに、その夜暴に發熱して人事を覺えず、種々の謔語を吐いて苦しむさま、親族等大に駭き醫師を招き、豫てより信する彌陀の像を安置し、僧等來りて異口同音に念佛を唱へ、三部經など繰りかへし讀誦なして、平快を祈るといへども、難みはますます強くなり、果には嗟苦しくとて、牀にもたまたす踊りあがり、在あふ物を取て抛出し、狂人のごとくなれば、看病の族も案倦果て、たゞ一間に閉籠めおき、その隨意々々狂はせけるが、聲の限り叫び苦しみ、第二日目の曉に、狂ひ死にぞ做しにける。實に妙法の毀謗の罪、十羅刹女の責を受け、死しては阿鼻へ墮獄すと説れたりしも、この時に誠なりとぞ思はれる。かゝりにければ法敵の魁首滅びて、其餘の者も威勢を摧かれければ、誰妨ぐる者もなく、高祖は靜に創を療し、程經て平快ましくけり。

紀年録を按るに、この年元永大學三郎の妻已に宗化に歸す云々。高祖曾て大學三郎に洙泗の道を問給ふ。大學三郎もまた佛法を叩く、ついに一信士となる。妻因て歸依すとみゆ。然れども高祖始て大學三郎に謁し、經典の旨を問給ふは、建長三辛亥にて、高祖三十になり給ふ時也。其後安國論撰集のとき、大學三郎に見せ給ふこと、この書一二の卷に亘る。紀年録と大に差へり。また清澄寺の法印道善、法門におよびその化に歸すこと、また信實の子祝髮して日向と號ること、みなこの年の事とせり。佛祖統紀にはこの年にあらず、猶次々に編輯す。唯こゝに異同をいふのみ。又云、同書の頭書に、忠吾忠内は兄弟也、姓は北浦氏、房州東條濱荻の人、邑に祠ありて北原といふ。その和訓近きを憚り、姓を瀧口と更む。忠吾の裔別れて兩家となる、一は七郎左衛門、一は八郎左衛門、みな村の莊屋たり。一に北浦忠太と唱ふるは、天津に在て富家なりとぞ。忠内の裔は勘左衛門といふとみゆ。

本文鏡忍は出自詳ならず。或は傳ふ、奥州の住白川八郎の子也とぞ。爰に南條兵衛七郎といふものあり。南條新左衛門頼員の弟にして、駿州富士郡に住す。その妻は松野六郎左衛門の女にて、上野氏の通家なり。豫て高祖の化を慕ひ、日興に憑て戴髮の弟子となりしが、この時に當つて病甚渥し。高祖是を聞給ひ、同十二月十三日病を問ひ書を賜ひけり。偕その御書の趣は、日本國は純法華經の機なり。迹家宗を開てより、こゝに既に四百餘年、比丘、比丘尼、優婆

塞、優婆夷の四衆悉く法華經に依らざることをなすものなり。善人悪人智あるも智なきも、皆五十展轉の功德を受けずといふことなし。一句一偈もこれを持すれば、無縁も尙得道す、況や有縁に於てをや。譬ば岷崙山に石なく、蓬萊山に毒なきが如し。しかるに近代念佛の世に盛なる甚しきかな。善導法然が學地など、日蓮十七八歳の時悉く涉獵せり。今の時に當つて説の如く、法華經を持する者はたゞ日蓮一人のみ。然るに時人を待たず、老少更に定まることなし。足下若先せば、かならず梵天帝釋、四大天王、閻羅大王にまづ告げよ。我はこれ日本第一、法華經の行者なる日蓮房が弟子也と、梵天帝釋閻羅王も、これを聞かば争か底はざらん。

按るにこの條世間流布の本には、諸經の要文を開き、いとながくと綴りてその末に、文永元年十月十三日、日蓮、南條兵衛七郎殿とあり。御消息のことなれば然もありなん。これ御書の眞寫にもやあらん。然れども緯長くしてこゝに盡しがたければ、今佛祖統紀に就て、たゞその眼目を擧るのみ。紀年録にはこの事會て見えず。尤かの書は漏たることいと多し。

第十六 天災地妖并高祖の母堂卒去の事

文永二年乙丑には、高祖御歳四十四にならせ給ふ。この年正月朔旦日蝕あり。これ彼經にいふ日月薄蝕難の至れるなりと。二月十三日筑前國箱崎八幡宮炎焼せり。又十二月彗星現はる。是等は、近世うち續く天地の變にて人みな駭く。高祖も大に痛差し給ふとなん。

撰者竊に按るに、日月の薄蝕は經度分數あつて、十數年の前にも預め測るべし。その故奈何となれば、日の天は高く月の天は低く、常にその行道を異にし、毎朔に至りて日月經緯を同じうして相値ふとき、月下に在て日の光を隔て掩ふ。故に日光を失す。相離るゝときは元に復す、これ日蝕といふ。蟲の草木の葉を食ふが如し、よつて蝕の字を用ふるとぞ。また月蝕は月の望にあり、日月相對して一線の如く、日地下に在て地球日光を障り隔て、これを照すこと能はず。故に月その光を失す。漸地影の外に出れば、則日能くこれを照す、因て元に復すなり。故に日食は朔日二日に限り、月食は十四十五十六日に限り、その他の日にあることなし。みな曆算に因て未來の蝕分を考へ知るに、分釐も差ふことなし。猶陽曆、陰曆、帶蝕等の義あれど、緯長ければこゝに省く。五雜俎卷の一にいはいはく、三代之時日食皆不預占。孔子答二曾子。諸侯見天子。入門不預終禮者。太廟火日食是也。不知古人不能知耶。抑知之而不能告耶。而預占日食。又不知起於三何時也。但不預占。則必有陰雲不見者。故春秋於日食。不恒書。非不食也。またたいはいはく、使日食不預占。令二人主卒然遇之。猶有戒懼之心。今則時刻抄分已預定之矣。不獨人主玩之。即天下亦共玩之矣。予觀三官府之救護者。既蝕而後往一拜而退。恬酌相命。俟其復也。復一拜而訖事。夫百官若此。何以責三人主之畏天哉と見えれば、唐土三代の時日月の蝕を察せず、夫より遙に春秋の頃に及びても、今の如くにはあらざりけらし。

然れども曆算の術天下に行はれてより、萬民未來にこれを知る。況や本朝鎌倉の時代に於てをや。卒然としてこれに遇ふものにあらず。然るをこゝに載て、夏霜、冬雷、風霾のごとき天變と等しくいふは、余に於て更に解さず、因て録して后来の識者を俟つ。

この年高祖春を祝して、老母に見え給ふに大に喜ぶ。此に日玉上人工藤の父民部少輔行光は、年老て子を喪ひ、悲歎更に止時なけれど、渠大法の爲にその身を捨る、また喜ばしと慰めて、先祖從來の香華院あり、高祖を請じてこれに住ましめ、常に説法を聴くことを樂む。然るにこゝは他宗なり、故にその住持宗義を詰る。この時法孫日澄をしてこの僧に對話せしむ。住持竟に口溢り敵すること能はざれば、衣を更へ宗を改む、今日澄寺これなり。再説日玉在世の日その妻女姪みけり。日玉死に臨みて言すやう、「若胎中の兒男子ならば、成長の後巾瓶に侍せしめん」と。果して男子を産みければ、約の如く高祖に奉る、刑部阿闍梨日隆これなり。後年日隆父吉隆が亡命の地に就て、一字の梵刹を建立し、曾て鏡忍房その時に忠死せる功をもて、この寺の開山祖となし、父日玉を第二祖とし、日隆自ら第三代となる、今の小松原山鏡忍寺これなり。今茲小林民部實信の子十三歳、比叡山高乘院にて出家得度し、天機伶俐の若僧なりしが、實信は高祖の父妙日居士と親しくして、豫て高祖が事を知れば、今年招きて高祖に投ず、佐渡阿闍梨日向これなり。

附ていふ、紀年録を按ずるに、文永元年の條に、男金の實信の子祝髮す、日向これなりとのみ見え

て、小松原御難の前條にあり。しかれば統紀と一年を差へり。尤も比叡山高乘院にて出家得度のこともいはず。但細書に弘安元年、大士講筵を身延山に開く、日向聞いて筆受す。三年の夏成る。後にこれを日向記といふとみゆ。

またいふ、日向の父實信は、姓は藤原にて男金氏なり、藤三郎と稱す。永仁丙申九月三日死す。法號妙信と云々。母は左間氏法號妙向、子孫今に榮茂すと見えて小林の稱なし、いまだ孰か是なるを知らず。

かくて十一月十四日、高祖花房の郷青連房にして師の道善法印に見ゆ。高祖懇懃に禮を竭す。法印もまた高祖の徳天下に秀たるをもて、屢これを恭敬せり。その時高祖師に對ひ、「貧道最初師の教戒により、竟に出家の道を得たり。曾て諸宗を涉獵し、開祖の意を探りその道を究む。しかるに各依怙ありて如来の本願を我執に掩はれ、一家の私言を立るに至る。貧道深くこれを憂へ、苦修して妙經の貴きを知る。因て念佛無間等他を識るに似たりといへども、實は如来の公言にて、わが私の謂にあらず、當來の佛種何かこれに加へんや、願くはこれを開給へ」と、丹心に言されければ、了得道善も多年の碩徳忽地に大悟なし、席を避てその化を受る、師弟遽に所を易へたり。こゝに上總夷隅郡奥津村に住しける佐久間兵庫亮重吉も、先頃高祖の化に歸しけるが、這回一字の法華堂を造り、恭しく高祖を請す。請に應じて彼處に往給ひ、既に十日の法筵を開く、後精廬となりて廣榮山妙覺寺といふこれな

り。日家、日保、雍染得度す。

附ていふ、雍は髪を剃ること、染は法衣を着することなり。重貞の弟某を日家といひ、その子某を日保といふとぞ。本文道善法印高祖の化に歸することも、紀年録に文永元年十月とせり。法印道善來り訪うて、譚なる法門に及ぶ。高祖諭すに宗教を以てすれども、法印いまだ是を信すること能はず、後漸くその化に歸すとみえて、また一年を差ふ。

文永二年乙丑には、高祖下總の鼻輪に往給ひ、眞言寺に宿し給ふ。寺主法を聽いて感伏し宗を更ふ、日正これなり。夫より常州筑波を過ぎて野州那須に至り給ひ、微しき疾ありて温泉に浴し給ふ。こゝを去ること二里餘にして、一塊の巨石あり、その高さ五尺ばかり、經題を書いて將來に貽し給ふ。その歸路藤原にて、庄屋次郎助といふもの檀越となる。高祖命じて星氏に改む。これ日によりて光りを生ずるの義に象るとぞ。別れに臨みて次郎助はいく、吾既に年老たり、死せばその葬りをいかすべき」と、高祖則紙を以て四幅を造り、本化の四大士を書し、汝もし終に臨まば、是を以て道師とせよ」と。偕それより宇都宮に至り、君島某が許に坐まし、その祖母歸依して妙金と法號す。城主下野守景綱の姉もまた歸化して妙正と呼ぶ。夫より下總澳津の人、佐久間重貞法華堂云と、這は本文におなじ。下總鼻輪の教化より景綱の姉の事まで、五箇條は紀年録に見えて、統記にはこのこと見えず。

その翌文永三丙寅、高祖四十五にならせ給ひ、民部少輔行光が妻、唱題の功德を問ひまをせしかば、法華題目書を製し給ひ、これを彼妻に與へ給ふ。二月朔日一天曇り大に泥の雨を雨す、車馬旅行の者大に苦しむ。

因にいふ、流布の本には上人慈念のあまり、一向に念佛を信仰する女人を御教化あそばし、法華題目の功德をえらび給ふ。御書を法華題目抄と名付云々と見えて、行光が妻のことをいはず。但題目抄の本文、問答にして事長し。故にこゝに省きたり。また泥を雨らすの條に云々、垂仁天皇十五年に星雨の如く降り、聖武の御宇天平十三年六月に、日夜京中に飯をふらし、同十四年奥州に紅の雪降り、光仁天皇寶龜七年九月廿日、瓦石雨の如く降る。同八年雨石ふり井の水濁るゝと見えたり。また唐土の歴史に攷るに、唐の懿宗咸通八年七月、下邳に沸湯を雨して鳥雀を殺す。宋の慶曆三年十二月、天雄軍に紅の雪降る、既に化して盡く血なり。また端平三年七月血を雨す。また本文より甚しきは、元の至元二十四年土を雨らすこと七晝夜、深さ七八尺にいたり牛畜没死するもの多し。これ則泥の雨にて古今未曾有の變異なり。こゝに用なきことながら、たゞおもひ出るに任せて童蒙に示すのみ、この餘枚舉に違あらず。

こゝに高祖の母堂老衰に及び、近年多病になり給ふに、今年は別て衰へ給ひ老病に迫り給へば、高祖は大いに嘆き給ひ、晨昏の看病いふもさらなり、晝夜眠らず枕を離れず、藥湯はまづ嘗て然うして後に

進め給ふ。故に他の教化弘宗この時暫く廢せらる。人咸その孝謹を崇び稱す。嗚呼聖者の仁孝なる、後昆これに則るべし。斯て其年も暮れ文永四年丁卯には、高祖御歳四十六にならせ給ふ。母堂の老病益迫りて、露命旦夕の間にあり。高祖丹誠を抽でられ、呪持威神の力に依て一日を支ふるのみ。筑後房、佐渡房、大乗房、交その役を執ることまた骨肉の如くなり。衣食及び慰問贈答藥餌萬端の難費に於ては、工藤行光、佐久間重吉、小林實信等を議し、高祖に知しめす綿を辨す。故に三月の下旬に至つて聊病の怠り給へど、また六月の末におよび再發して故の如し。高祖一心に呪を持し給へば、母堂もまた唱題怠らず、その臨終を俟給ふ。既にして八月十五日眠るが如く卒し給ふ。高祖の嘆き警るに物なし。自身葬斂して墳を築き、憤で喪を修し給ふ。後この地に妙蓮寺を造る。

按るに紀年録に、八月十五日母堂逝す。高祖計を聞き、哀毀殊に甚しといへり。其前條上總澳津、佐久間重貞の請に應じ、高祖往て數日說法云々と見え、其後何方へ越給ふといふことなし。さればいまだ其處に在する歟、計は字書に、告喪也、又至也と註せり。然るに高祖傍を離れず、教化を廢して瞻病給ひ、臨終のとき猶傍に在り、奚ぞ人の計を得給ふべき。紀年録の説のごとき不審最甚し。且この年十二月五日、下總屋名五郎に書し復し給ふ。また總州笠森にゆき觀音堂に宿したまふ。その隣村墨田邑なる高橋五郎時光といふもの、夢に觀音の示現を蒙り、夜明て笠森にゆき高祖に謁し、藻原の邑主齋藤兼綱一字を構へ、高祖を請待し檀越となるとあり。既にこの書或説を以

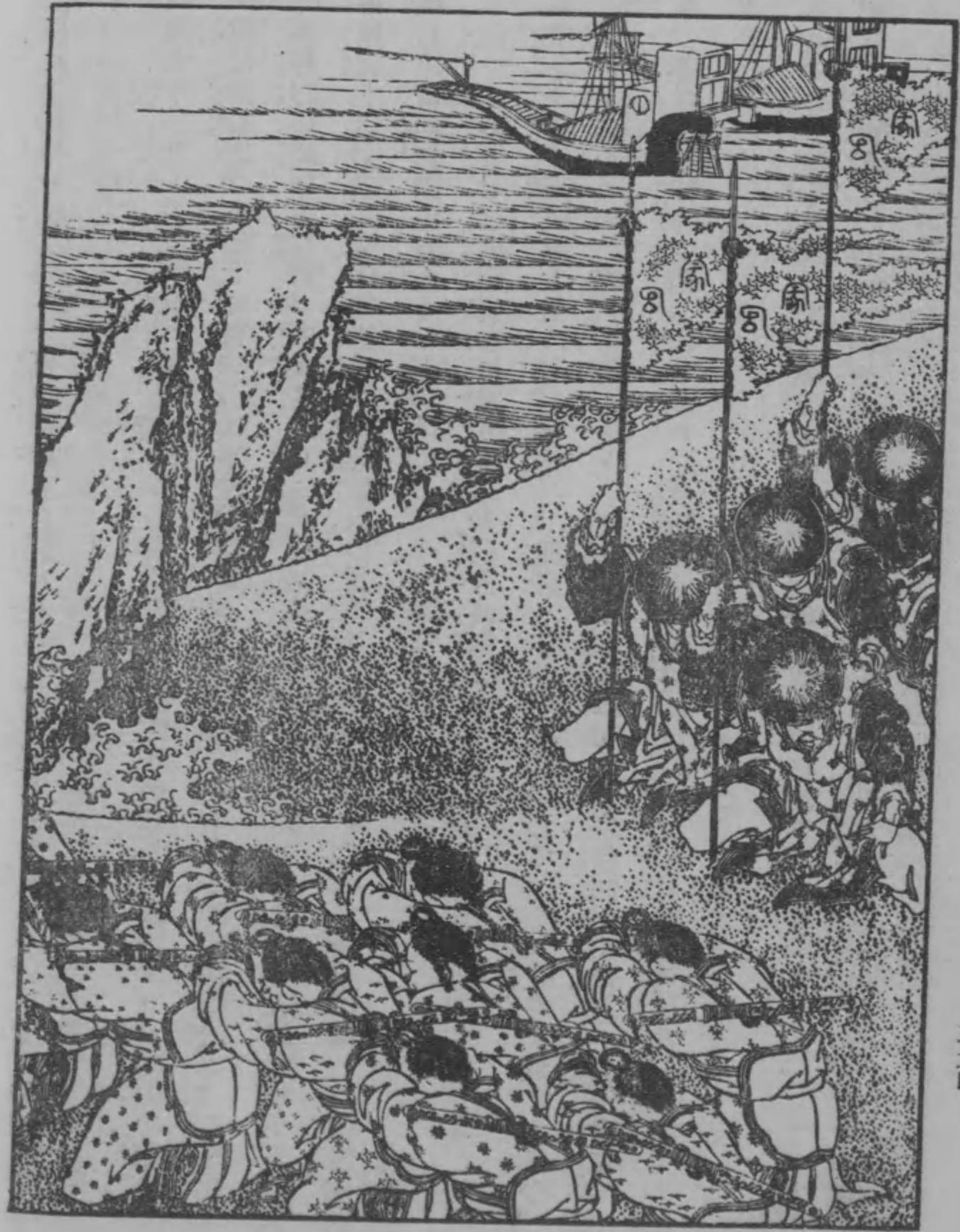
て、嚮にこの事を出したり。藻原縁起も大同小異あり、年歴もまた差へり。いまだ孰か是なるを知らず。

這に高祖大孝を全うし、鎌倉へ歸り給はんとて、安房を發足ありて下總にかゝり、中山を過りて富木五郎が館に往給ふ。五郎大に喜びつゝ、奉侍籠略あることなし。時今臘月にて寒に迫る、春を俟て發し給へしと丹心に駐むる程に、高祖もその志を感じ、富木の家に越年し給ふ。五郎常恐が息、天台宗の僧伊豫房といふは、實は橋樹氏伊豫守定時の長男なり。這回宗を改めて高祖に歸し、伊豫阿闍梨日頂と號し、當國真間山の主となしけり。

第十七 高祖鎌倉に歸り給ふ并蒙古書簡を贈る事

文永五年 戊辰、高祖四十七にならせ給ひ、猶富木常忍が第に在して、その近郷を教化し給ひ、春もくれて夏になりぬ。常忍妙經の講を請ひ、夏中百日法筵あり。この時同國葛飾の一郡多くこの化に浴しけり。齋藤遠江守兼綱も宗を改めて受戒せり。兼綱前に見ゆ、古河の日胤、首題房日唱、この時に染得度す。

按るに、日胤は千葉氏にて其傳記詳ならず。後下總古河に歸り、梵宇を造立して法興山妙光寺と號す。紀年録に、日胤等得度はともに文永四年とす。この時同國野呂の邑主曾谷直秀歸依すとみゆ。



高祖猶こゝに駐まり、既に八月に至りければ、母の小祥忌を修し給ふ。日向日向もこれを務む。富木常忍も泣を含み、追慕の情を彰はしけり。かくて高祖鎌倉に歸り給へば、日昭日興これを迎へ、拜跪して勞を慰し、且迭の無事を歡ぶ。高祖辯閣梨に對ひ給ひ、「汝を看ざること既に五年、この大事を懐て心旌を動かさず、我孝行を全うし、諸子安逸なるは實に備が力なり」と、日昭首を低てこれを謝す。偕もこの年潤正月十八日、朝鮮國禮部侍郎潘阜等、大蒙古國の書を持して對馬の國に渡來、夫より宰府に至らしめ、直に鎌倉に達しけり。その書にいはいはく、大蒙古國皇帝奉書日本國王一朕惟自古小國之君。境土相接。尙務講信修睦。況我祖宗受天明明。奄有二區夏。遐方異域。畏威懷德。者不可不悉數。朕即位之初。以高麗無辜之民。久瘁二鐘。鑄一卽命。罷兵還其疆域。一反其旌倪。高麗君臣感戴來朝。義雖君臣。一歡若父子。計王君臣亦己知之。高麗朕之東藩也。日本密邇。故特遣使持書。布告朕志。冀自今以往。通問結好。以相親睦。且聖人以四海爲一家。不相通好。豈一家之理哉。以至用兵。夫孰所好。王其圖之。之とあり。また高麗王も書を副たり。その文にいはいはく、高麗國王植右啓。季秋向闕。伏惟大王殿下起居萬福。瞻企瞻企。我國臣事蒙古大朝。稟三正朔。有年于茲一矣。皇帝仁明。以天下爲一家。視遠如邇。日月所照。咸仰其德化。今欲三通。好于貴國。而詔寡人。云海東諸國。日本與高麗。爲二近隣。典章政治。有足嘉者也。漢唐下或通使中國。故遣書以往。勿以風濤險阻。爲辭。其旨嚴切。茲不獲已。遣朝散大夫尙書禮部侍郎潘阜等。奉皇帝書。前去。且貴國之通好中國。無二代無之。況今皇帝之欲三通。好貴國者。非利其貢獻。但以無外之名。高麗於天下。一耳。若得貴國之報。則必厚待之。其實與否。既通而後當可知矣。其遣一介之使。以往觀之。如何也。唯貴國商酌焉。至元四年九月日啓とあり。北條時宗その書を披閱し、夫より直に京師に獻す。帝嘗原宰相長成をして既に返簡を書しめけるに、時宗以下彼國の文辭甚しき不禮を怒り、再奏して返簡を罷め、そのまゝ使節を逐歸せり。高祖はこれを風聞給ひ、佛讖毫末の差ひなし。されば未然に安國論選集のときは是を知り、他國侵逼難と載しはこれなり。殊にこの年五月八日兩日の並び出る、咸これ國家謗法の責なり。大將軍以下これを察せず、今將に更めずんば國家の大害目前なり。これを知つて云ざるは忠告の道にあらずと、宿屋入道光則に一簡を贈らる。光則これを披き見るに、久しく調せざるのこを謝し、「偕去ぬる正嘉丁巳、八月廿三日の地震、日蓮是を經に校ふるに、念佛者、闍禪者、之が由をなしこれが蓄をなす、蚤くこれを掃除せざれば國土また清淨ならず、天の曠る所地の責むる所誣ふべからざるものなり。若わが諫を容れざれば、他國侵逼難の至らんこと疑ひなしと、文應庚申一策の勘文を足下に託し、故副元帥こと。の閣下に呈せり。既にして今年に及び、竊に聞く蒙古の賊、吾日本に書を通すと、奇なるかな經文に符合す。今この賊を退くべき者唯日蓮一人のみ。大言に似たり

といへども、君のため國の爲、神の爲佛の爲、これを言はずんばあるべからず。宜しくこれを奏すべし」とあり。光則熟覽すといへども、何思ひけん其儘にして、更に返簡もあらざりけり。高祖は獨嘆じ給ひ、嗟時歎業歎、斯の如く惑へるものは曉し難しと、長大息をなし給ふ。

第十八 高祖十一箇所へ書を贈り給ふ并諸宗騷擾の事

かくて高祖はこの儘に止みなんかとも思しけれど、率士の濱みな王臣なり。我釋氏の徒なりといへども、この土に産れて國恩を受け、且父母の國の危きを知つて、言はざるは義にあらず、然らばまづ思ふ旨を夫々の人に告げん、その序をもて我執に募り、邪見なる法師們が眠の夢を覺させんと、それより閑室に入給ひ、十一所へ御書を賜ふ。まづ副元帥北條時宗に獻じ給ふ書には、「天台の門人日蓮副元帥の閣下に啓す。竊に承る蒙古國書を投じて寇を告ると、これその昔經に校へ、立正安國論にいふ所也。日蓮いまだ萌さるに知り、この事を言すといへども、建長寺、壽福寺、極樂寺、多寶寺、淨光明寺、大佛殿等、その邪なる宗を信じ、これを國家の福田となし、また迷津の船筏となす、惑へること甚しき、今これを禁せずんば、この菑ひ休むべからず。それ諫むる臣あれば、その國正しく社稷安し、争ふ子家にあれば、その家安く不義に陥らず。天下の安危は政道に據り、佛法の邪正は經文に則る、矧や本朝は神明の國、神は非禮を稟給はず。天神地神共にこれ一乘の神明にして、法華經を以て衣食となし、正直を以て通力となす。經にも諸佛の世を救ふは、大神通に住し衆生を悦ばし

めんが爲に、無量の神力を現じ給ふと、今の天下公道の實經を捨て私立の邪計を尊信す。天何ぞ瞞らざらん、地何ぞ責めざらん。日蓮は法華經の使なり。且諫忠の臣なるを用ひずして後臍を噬ん。貧道日蓮たゞ諸宗を聚會し、理非を糾明せんことを願ふ。治國の大事この擧にあり、閣下宜しく早く圖るべし。恐惶不宣」と認めらる。この書おのゝ漢文なれど、そのまゝに寫し出さば、兒童の解また宿屋光則に與ふる書は、「西戎蒙古賊書を投じて、我日本に逼ると聞く。日蓮早くこれを知つて、先年安國論を呈上し、近日また短書を贈る。然るに足下日蓮を賤しめて登庸ひず、藥師の二難、大集の一災、來らんこと遠きにあらず。故に國主の聽を驚かす。日蓮は如來の使なり、今これを用ひざるは、天下の政事馬風牛たり、痛かな不宣」とあり。また平頼綱に贈る書は、「日蓮立正安國論を嚮に選じて、故の副元帥時頼朝臣の閣下に呈す。既に天下の變化を見ること鏡の如く影のごとし。佛識の記する所纖毫も差はざる。されども主君これを用ひず。惜いかな惜いかな。妙法蓮華經は諸佛の至政衆神の公道なり。日蓮知つて曉せども却つて流刑に遣ふ。十和が璞も磨かざれば、いまだ眞の玉にあらず。譬中の明珠も輪玉に弗ざれば誰かこれを能せんや。希ふ所は諸宗を聚會し、これが邪正を糾さんことを、列位それ早くこれを圖れ。不宣。頼綱は平左衛門尉、時宗、貞時の内管領、後また北條彌源太に與ふる書は、「蒙古賊の來るとこれ何の天災ぞや。人その由を知らずして唯以て怪とす。日蓮預てこれを知れり。其故は淨土、眞言、禪、律の們蔓りて佛神肝要の法味を隠す。こゝに於て天照大神八幡大菩薩もその穢汚を惡み、

本土に退き給ひて封疆空なり。よつて國は戎となり、民はみな凶となる。足下もまた尋で異國の奴とならん。この惡法を洗滌ぎ、もて國土を清うせんは、日蓮一人の力にあり。故にその書を獻する所、容れられざるのみならず、忠告却て讒せられ、一旦貶謫の人となる。然れども月と日の照明を得て赦免に遭ふ。然るになほ我教に乗り、今この大難逼り來る。足下は副元帥の一族たり、朝に臨みて任輕からず、何ぞこれを顧みざるや」となり。また建長寺の道隆禪師に贈り給ふ書には、「扶桑の佛法徒に殿堂を構へ莊嚴を盛にし、僧は六通の羅漢に似たれど、其意味なる禽獸に齊し。日蓮頓よりこれを呼で、念佛は無間の業、禪宗は天魔の所爲、眞言は亡國の法、律は國の賊なりと、曾て立正安國論一部を造りて國主を誡む。然れどもその邪路に惑ひ、如來本誓の正道に復せず、果して他國侵逼難今足の下に起れり。それ道隆和尚は佛陀の如く、良觀上人は羅漢の如しと、人主以て尊崇す。佛陀羅漢奈何なればその菑ひを禳はざる。その法力の虛妄なるか、將午睡のまだ醒めざるか、日蓮一たび手に唾せば、これを禳はんこと風の前なる織埃の如し。然れども國君庸ひず、嗚呼如何ともすることなし」となん。また極樂寺の良觀に與へ給ふ書には、「今足下等が居る處、二千年以前法華經に説て、阿練若の納衣にして、空閑に在て眞道を修すと、自ら謂て人を輕賤しめ、たゞ邪法を銜ふ者あり。利養に貪著するが故に、白衣の與に法を説く、釋家これを科となし、僧聖増上慢といふ。今生は國賊にて來世かならず那落なり。日蓮は日本第一法華經の行者にして、這回蒙古退治の大將、日蓮を舍

てそれ誰そや。一切衆生の中に於て、亦爲第一と經にみえたり。上人若先非を知らば、衣を更へて日蓮に降れ、如何不宣」と責めらる。また大佛殿の隆觀には、「蒙古襲ひ來らんとす、曷亟く調伏せざるや。蓋法力の微弱なるか、早く慢幢を倒して日蓮に歸せよ。他日敗北して徒に臍を噬むことなかるべし」と。また壽福寺に與へ給ふ書には、「念佛、眞言、禪、律、天下を欺き誑すや。他國侵逼難の前兆にして、果して蒙古賊逼れり。嗟呼衆等現在は邪見、未來は無間疑ふべからず、何ぞこれを顧ざるや。將業感のためか哀むべし哀むべし」と云々。また淨光明寺行敏に與ふる書には、「法華經の大王戒、小乗の蚊虻戒、霄壤懸隔せる何の論かこれあらん、今の律宗はこれを知らず、却て國王大臣に向ひ、只管日蓮を誹謗せり。嗚呼汝等無間の根源其茲に在るものなり。是以蒙古賊至る、これを他國侵逼難といふ。この菑ひを禳はん事は爾が及ぶ所にあらず、如何不宣」となん。また多寶寺に與ふる書には、「日蓮が立正安國論は、兼智未萌の聖識なり。果して蒙古賊至れり。設日蓮を惡むの輩も、國土の恩を忘ること勿りせばこれ可なり、不宣。」又長樂寺に與ふる書に、「日蓮諸宗を蔑如するにあらず、その謗法を惡むのみ。謗法の餘殃には他國侵逼難起ることあり、唯日蓮止むを得ずして、切にこれを責むることは、國土の恩を報せんが故のみ。如何長老の道德をもて、蒙古を退くることを得べきや否や」と。偕また高祖門下の諸徒に示し給ふ御書には、「蒙古賊の逼るに憑て、日蓮日來書を造つて、副元帥および諸宗の寺々十一處を脅す。この敵不日に蜂起せば、吾に於て蒙古賊の強きには尙勝らん。

日蓮が弟子檀那、流罪死罪は必定、かならず妻子を憶ふべからず、また權威を怖るゝな。這回生死の縛を切て、速に佛果を遂ぐべし」とぞ遊ばさる。偕も諸宗の縉素をれくくの御書を視て、且驚き且怒ること大方ならず、目を睜り齒を切り、讀みて以て穢となすめり。こゝに於て諸寺の官僧、狀を以て廳に訴ふ。廳處雜還いふべからず。この時に當て蝦夷叛き、往昔北條右京權大夫義時が、彼國の鎮護として安藤五郎を遣しけるが、この人奥の津輕に居れり。然るに今年蝦夷蜂起して、彼安藤五郎を戮し、夷人大に戰勢を震ふ。倉中種々の風聞ありて、一刻も穩ならず。

按ずるに、このこと佛祖統紀には、又蝦夷襲來、配軍衛役混亂紛如とのみ見えて他の事なし。紀年録には、故執權奥州義時、かつて安藤五郎某を奥の津輕に居らしめ蝦夷に備ふ。この年蝦夷をむいて五郎を殺す。高祖のたまはく、「蒙古將に來らんとす、東夷もまたそむく、あゝあやふいかな」とみゆ。

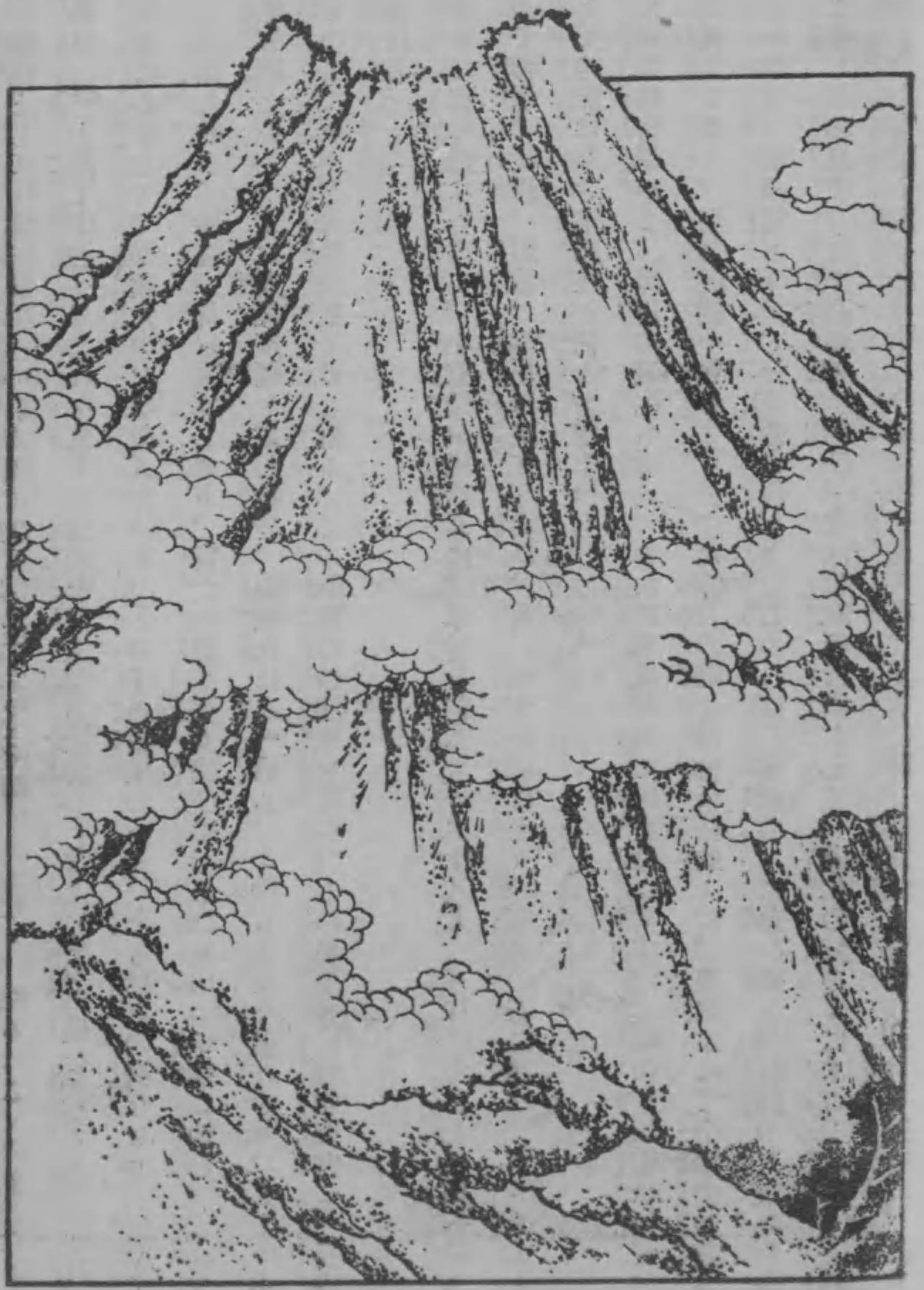
高祖これを聞給ひ、日蓮が言苟もせず、事に莅て績多し。よしや富樓那が辯、目慥連が通も、その信なければ人用ひす。這回他國侵逼難東西に起ること、神わが化を扶くるや、奇なりくと感じ給ひ、かの立正安國論、忠は樂天が樂府に越え、鑑は釋迦文の聖識に伴す。未代不思議なるは夫た日蓮、これ併ながら吾見にあらず、偏に如來の識文を、具眼を以て開くにありと、獨心に嘆じ給ふ。按るに本文慥は、恐らく、慥の誤寫ならんか、慥の字は字書に見えず。慥は強き牛なり、又牛勢を斬

るをいふとみえ、また華嚴經の釋に、韃は難なり擧るなりとみゆ。

第十九 高祖甲州に杖を曳給ふ并勸持品偈の事

文永六年己巳、高祖御歳四十八。二月二十一日の月三ツ並び出ければ、これまた稀代の天變かなと、人擧て怪しみける。こゝに高祖は十一處へ御書を做し給へども、更に返答にも及ぶものなく、或は使者を罵りて逐ひかへすも多ければ、高祖はますく肘を張り、威を逞しうして折伏止まず、逆鼓大に揮ひければ、極樂寺の良觀は興正菩薩の上足にして、世の爲に重せらるゝことまた生佛の如くなり。一時良觀衆人を集會、「我苟も國王宰輔の歸依を得て、化を敷くこと滞りなきをもて、阿含經の旨に任せ天下に傳戒して、國土一切酒を禁せんことを願ふに、かの日蓮に妨げられその志を果し得ず。嗟これ世にいふ寸善尺魔か、日蓮死せざれば眞道興らじ。日蓮はそれ奚爲者ぞや。邪見熾盛にして外道の論を、公然として説き衆に示す、怖るべきの佞僧なり」と。高祖これを聞給ひ、「甚しきかな良觀が闍坑に沈める事、夫師は針の如く弟子は絲のごとし、針は絲を導き通る、然れば一盲誤れば衆盲隨つて惡道に陥る、嗟嘆くべし、これを救はんこと如何せん」と長大息をなし給ふ。この時三位阿闍梨日心來る、年甫めて十一なり。心は後に眞と更む、また日進に作るあり。身延山第三主なり。その父を久本房といふ。曾て甲州の名山勝地、他に勝れたるよしを語る。高祖これを聞給ひ、この程少しの暇を得て、彼地を遊化し給はんと、即久本房を携へて鎌倉へ出給ふ。時に久本房袂を擔げ、高

富士の中腹
妙経と納
後世と
経ヶ嶽と



祖の御俱として甲斐國鶴郡今部留吉田に赴く。吉田は富士淺間の社地なり。然るにこの社司なる人、高祖巡杖と聞て出迎へ、これを請じて法義を問ふ。高祖從容として妙法の奥儀を説示し給ひければ、社司遂に心服して、崇敬大かたならざりけり。その子孫鹽屋といふ、今も猶その裔存せり。かくてここに逗留し給ひ、妙經一部を書寫し畢り、富士の嶽へ登り給ひて、これを山の半腹に納む。これを世俗經が嶽といふ。また大曼茶羅を書し給ひ、鹽屋氏に與へ給ふ、これもまた今猶存せり。夫より小立村といふに至り、大曼茶羅を書し給ふ。この所後に妙法寺を建つ。この曼茶羅は駿州岡宮光長寺の什物たり。

按るに紀年録にいはいく、小立村を過給ふに、本尊を乞ふもの二十八人、すなはち書して與へ給ふ。去て勝沼、北原、田波、黒川に遊化し給ひ、更に相州板橋に至り、象鼻の石に憩ひてさり給ふとみて略記なり。本文往々精きを説くべし。

また山梨郡勝沼および黒川に遊化し給ふ。また四五里を過て田波村に宿す。其處の主の需に依て、大黒の眞影を畫く、墨痕淋漓今猶存せり。また等力の郷北原村に往給ふに、眞言宗にて金剛山胎藏寺といへるあり。地藏堂ありて、その傍に麗しき巨石あれば、高祖こゝに憩ひ給ふ。近隣の人これを知り多く來りて謁見す。當下高祖衆に對ひ、「我法華經の行者として、遊化の爲こゝに來る、汝等よく心耳を澄し、今吾説く所を聽け」と、念佛無間、禪天魔、眞言亡國、律國賊と四箇の公言を説給ひ、また立

正安國論の眼目を説給ふ。聽衆おのゝ頭を低れ、口を箝みてその化に歸し、大に高祖を崇敬す、依てこゝに返まること七日にして去給ふ。

按るに後和泉阿闍梨日法來りて猶弘化す。胎藏寺の現住式部阿闍梨衣を更へ寺を授く。村民も又此に従ふ。北原を改めて日蓮休息村と號け、寺を安國山立正寺と號す。

また萩原山に大菩薩の嶺あり。高祖こゝに遊化し給ひ、歸路相州板橋を經る。象鼻の石上に憩ひ、遠く房州の方を臨み、侍估の墳を念じ給ひ、潸然として去給ふ。この年九月元の使、趙良弼といへるもの筑前國今津に來り、再び牒書を捧げたるに、前の無禮を憤りて、公武ともに返簡なし。こゝに於て趙良弼、其地の人塔次郎彌次郎の二人を奪ひ、船を藉て本國に歸る。元王二人を延て日本の事を問ひ、祿物を與へて國に歸すといふ。

按るに、この事は本朝通紀に文永八年とせり。佛祖統紀紀年録、共に文永六年とせり。いまだ孰か是なるをしらず。またこの二人何者といふを載せず、疑ふらくは當所の漁者ならんか。

明れば文永七庚午、高祖四十九にならせ給ふ。この時房總の間また疫癘流行、村民枕を並べ死する者多し。故に彼處より使を立て、高祖に救ひを求めけり。高祖憐み思しけれど、この頃三類の法敵強く、暫くも草庵を出給ふこと協はざれば、これを辭して往給はず、一人の佛工に命じ小像を造らしめ、經題を白布に書し、これを像の手に繫て、使に與へて宣ふやう、「この像我に殊なることなし、奉ずることなし、

と生るが如くせよ」と、使領掌しておし戴き、馳歸りて嚮の如く、白布を海に浸し、引て岸の頭へ著くに、さしもの病痾一時に快癒し、更に垢を拭ふが如し。村民大に奇特を感じ、落涙して歎びあり。高祖はますます毒鼓を鳴すこと、轟々として威風烈々、凜然として獨立し給ふ。三類の敵軍齒を切り、眼を睜し腸を沸し、將に仇せんと欲すれども、更に近付ことを得ず。讒言教訴袖を列ね、踵を繼て至るのみ。極樂寺の良觀、淨光明寺の行敏、光明寺の然阿、建長寺の道隆、大佛殿の隆觀等、おの／＼隙を伺ふに隙なし。策を回らずに策短し。所謂借聖増上慢と如來の金言こゝにあり。されば法華經第十三に或有阿練若納衣在空閑一自謂行眞道一輕二賤人間一者上貪二著利養一故與白衣一說法一爲三世所二恭敬一如六通羅漢一是人懷三惡心一常念二世俗事一假二名阿練若一好出二我等過一而作二如是言一此諸比丘等爲貧利養一故說二外道論議一自作二此經典一誑二惑世間人一爲求名聞一故分別說二是經一常在二大衆中一欲毀二我等一故向二國王大臣婆羅門居士及餘比丘衆一誑謗說二我惡一謂三是邪見人說二外道論議一と見えて、その餘の緇徒はみな道門増上慢なり。經にまたいはく、惡世中比丘邪智。心詭曲。未得謂爲得。我慢心充滿とありて、俗家の輩この邪人を通明せりと稱せん。經にまたいはく、有諸無智人惡口罵詈等及加三刀杖一者上我等皆當忍と。またいはく、惡口而響聲。數數見二擲出二遠二離於塔寺一惡鬼入二其身一罵毀三罵辱我一我等敬二信佛一當著三忍辱鎧一とぞ見えける。

附ていふ、この經文勸持品二十行の偈にして、高祖常に、この偈は天台傳教の讀まざる所、たゞ日蓮獨讀むと宣ひしこと記に見えて、法の爲に人に罵詈せられ、また大難小難をうけ給ふも、みなこの識文あるをもて、如來の金言宜なるかなと、心に感じて憂へ給はず。猶法鼓を鳴し給ふは、この二十行の偈に據るなり。こゝをもて此文を掲げ出し、當宗弘通の眼目となす。さばれ幼婦兒童の爲には、猶解しがたき條もあらん。日澄上人嘆じていはく、「是時高祖微せば、この二十行の偈徒に地に墮ん」と云々。

第二十 靈山が崎請雨 井行敏官に訴ふる事

文永八年辛未、蒙古の使趙良弼、筑紫に至つて寇書を投ず。絨を解かすして返すといへり。按るに蒙古賊、この時にかの塔次郎彌次郎を誘うて歸りしが、またこの時其二人に祿物を與へて歸國させしか、その傳記詳ならず。こゝに高祖は五十にならせ給ふ。この年大に早して夏日雨なきこと百日に及び、田畑はいふに及ばず井の水涸て渴に苦しむ。因て當時武家の信仰極樂寺の良觀は、命を稟て壇を設け、衆僧を會して經を繙き、異口同音に誦經して、請雨の法を修しにけり。高祖これを聞給ひ、良觀が徒周防某入澤某に宣ふやう、「それこの早は妙法を誹謗するの天罰なり、庸醫は病の根を知らず、妄に療して人を殺す。この頃良觀雨を祈ると、是の身罪を犯して自身これを陪禮に同じ、天奚爲感應あらん。更に一笑

に堪たるなり。子等日蓮が爲に良觀に告よ、「年來我と良觀と法門を争へども、俗僧聖者の深意を曉らず、只管に我意に慕る、今この祈雨を幸に法門の雌雄を決せん。七日の中雨滴降らば、我念佛無間の大言を息て、今より二百五十戒を持し、上人の弟子とならん。若また雨ざれば我慢を止て我に降れ」と、よくよく言し候べし」と宣へば、かの兩個は急ぎ良觀が許にゆきて、如此々々の由をいふ。良觀聞て、「夫こそは我願ふ所なれ、争法力を顯して、日蓮が毒鼓を擡くは此時なり」と大に勇み、有力の僧一百人を招き集めて修法する。頃は六月十八日炎暑燃るが如く、照る日は頭を破るがごとく、渾身より流る汗は飛泉を浴たるに異ならず。されど頃刻も怠ることなく、衆僧は眼を睜り口を開きて夜ともいはず晝ともいはず、經文讀誦の聲絶えず。焼きすすむ香の煙は鑿鑿として虚空に棚びき、振鈴の音は耳に響きて、いかなる八大龍王も感應あらんと見えにけり。然るに空はますます晴て、更に一點の雲も起らず、既に同月二十四日行滿に至れども、たゞ一滴の雨もなし。良觀雙眼に涙を流し、「我多年の苦行を以て丹誠を凝すと雖も、今日に至りて驗なきは、嗚呼天なるかな命なるかな」と大に歎するその折から、高祖使を遣して、「いかに」と責給ふ。良觀餘りの遺憾さに、今一七日を乞ひけるに、高祖是を許し給ふ。かくて其事諸宗に聞え、招かざるに極樂寺へ聚まる僧徒千口計、みなその力を戮せけり。こゝに於て府内の騷擾とりくくの噂大方ならず。かくて二七日にいたれども、更に一點ばかりの驗もなし。高祖また使を遣し、「御房は口に佛法を談じ、副元帥の信仰を得

て、萬犬虚を吼るの喩へ、世に擧て生佛とす。然るにかゝる小事をさへ猶驗を顯さず、日來高堂に在り樞柵に坐し、何をもて益とせるや。近代の能因和泉式部おのゝ和歌一首をもて、早天に雨を降す。それ能因は破戒の僧、和泉式部は色好と、名にしるき手弱女なり。それすら驗を顯はすに、生佛それ何の益ぞ、たゞ井に居て天を窺ひ、佛説を衒り法寶を汚す。今年爾が邪行に依て、百姓秋を失へり。既に慚愧を知らば、衣を改めて我に歸せよ」と大にこれを責給ふ。良觀および數多の徒弟、更に云べき詞もあらず。聚會し僧等もたゞ寥々と、鼠の穴に走るが如く、稍々に立退けり。行敏然阿も來り訪ひ、互に相見て言なし。この時高祖二三輩の徒弟を將てち出給ひ、靈山崎に至り、おのゝ懐より小板を出し、小板は今いふ呪を持し題目を唱へ、小板へ經文を書て海に泛べ、霎時念誦し給ふ所に、不思議やな四方八隅碧天忽地黒雲を生じ、雨は車軸を流すがごとく、霹靂天を轟かして終日終夜止むときなし。こゝに於て乾枯せる草木は青々として枝葉を動かし、魚鼈は渚に踊躍る。諸民はみな聲を揃へて、更に萬歳を唱へつゝ歡ぶこと大方ならず。實に天より黄金を賜ひ、七珍萬寶を雨すも、是には過ぎじとぞおもはれける。

按るに古今大早の日、雲霓を望むこと往々古き書にも見えて、實に俚俗の諺にも金が降るといふことあり。雨後田間雜記の詩に、「稻田滴水價千金、また高汝礪が雨後の詩に、「時雨兩三日。田家
家萬金。有年天子慶憂國老臣心。」また曾幾が六月十四日雨降りたる時の詩に、「黄金北斗高。



高祖靈山
後の兩尊
奇瑞の國



何似六月雨」など見えて、歡ぶことの極みとするなり。既に高祖この靈驗あり、現在稱して菩薩の號を賜るとも可なるべし。然るを念佛、禪、律の徒深く憎みて權貴を誣ふ。權貴また察することなく、無間天魔の徒に黨して、眞の佛子を棄てんとす。こゝに於て侵逼難叛逆難の尋で起る。後の君子このことを深く監みずばあるべからず。

また唐土雨請のことを按るに、諒輔といふ人五官掾となれり。大旱に雨を禱る、薪を積んで自焚く、火起つて大雨至れり。戴封といふ人西華にあるとき、亦復これに同じといへり。臨武の張熹平與の令たり、雨を祈りて焚れ死す。主簿小吏下役みな殉ひて焚死す。訖て樹雨至ると見えたり。前の二人は僥倖にして免れ、後の人は燔死して後驗あり。民の爲に旱を憂ふや、身を殺して祈りをなす、天もまた至誠を感ず。こゝを以てこれを視れば、能因と和泉式部が三十一字の雅言をもて、天地を感動せしむること、實に貫之が古今の序に書きたるも誣ふべからず。神國の徳を仰ぐべし。

かくて同年七月八日行敏より一書を呈す。高祖披き閱給ふに、「公の利濟說法の耳に熟すること尙し。然れども不審あり、法華以前一切諸經みなこれ出離の法にあらず、悉く妄語なりと、また大小の戒律は世間を誑惑して惡道に墮せしむと、また念佛は無間の業と、また禪宗は天魔の説、これを依行する者は惡見を増長すと、都て四箇條若實ならば、公は佛法の怨敵なり、速に對面を遂げ惡見を破らんと欲す」とあり。高祖これに對へたまひ、「件々不審の趣は諾せり。然れども私の問答更に益なかん。

公廳に在て對話を遂んと、行敏これを視て贈答の二書を併せ、別に訴書を副て廳に獻す。その訴書の趣は、「それ八萬四千の教々出離の教にあらざる事なく大小顯密の法々は解脫の法にあらざることなし。葛氏一百の方、病に依て藥を施す。匠石長短の材における、物に隨ひて器をなす。一を是とし諸を非とする、物の理豈然るべけんや。粵に日蓮といふ僧あり、偏に法華經一部を執て、諸餘の大乗を誹謗なし、法華經以前の教經は妄語にて出離の法なし。念佛は無間の業、禪は天魔波旬の説、大小の戒律は世間を誑惑するの法と、公然として衆に示す。無智の道俗頑愚の男女、仰で信受し伏て恭敬し、年來の本尊彌陀觀音を或は水に流し火に投じ、多日薰修の念佛齋戒唇を反して毀謗す。剩へ惡逆の餘り、法華の守護として兵器を貯へ、凶徒を室中に集むること、言語道斷の所爲なれば、此こと發覺して、一旦は流刑に處せらるゝといへど、其後赦を得るにおよび、惡行ますます盛なり。此頃良觀命を稟て、請雨經の法を修すとき、日蓮弟子を遣して嘲弄すること法に過ぎ、この早魃は他にあらず、禪、律、念佛等謗法の科に出るものなれば、今建長寺、壽福寺、極樂寺、多寶寺、大佛殿、長樂寺、淨光明寺を燒拂ひ、禪僧、律僧、念佛僧の首を刎て、由井が濱に梟るときは、甘雨一時に降來つて國家安穩ならんと言す。且また日蓮その徒弟等堂社巡拜の地に至り、惡口罵詈訛に絶す。傳へていふ摩訶提婆が、眞言を五縁に亂ししも、この惡逆には及ばざるか、守屋が佛法を滅せしも比丘の首を刎るに至らず。今日蓮が造惡は古今に更に比類なし、末代争か等倫あらん。唯一人の惡見の

みならず、更に萬人の迷路を開きて、正路を蔑如し天下を亂す。茲に因て行敏等大に歎き、今月八日書を致して疑問をなすに、日蓮答へて、「願ふ所なり、然ながら私に論議せん事無益なり、公廳にあつて理を究めん」と、返簡則是に副ふ。願くは佛法興隆また衆生利益のため、日蓮が悪義停止あらば、これに超えたる幸慶なし。行敏敬白」とぞ認めける。また極樂寺の良觀もこれに等しき書を呈し、その餘壽福寺、多寶寺、及び禪、律、念佛の者數千人、訴ふることの晩きを悔み、公庭群をなすのみならず、或は奥向の女中に就き、「日蓮毎に悪口して最明寺殿極樂寺殿重今地獄に墮在すとまをす。渠が悪を誡めずば、いかなる珍事か起らん」と、内外の訴訟屢にて、府内騷擾に及びけり。

第二十一 高祖廳所に出給ふ并行敏が訴書返答の事

かくて八月三日に至り、官より高祖を召す。高祖從容として至り給へば、平頼綱を始とし、その餘の列位席を正し、高祖を中央に呼出し、「それ神儒佛の三道は天下人民の教にして、忠孝禮節仁義を説聞せ、邪曲をして正路に歸せしめ騷擾を鎮め、國家和平諸民安全の法なるに、今汝沙門の身として佛寺を焼き僧等を梟首し、世を亂さんと企つること以ての外なる奇怪なり。吾々佛經の深理はしらねど、本朝往古より佛寺を建立し、禪律の諸宗法を立て、數十年國家を鎮護し、緯あるときは渠に命じて朝敵を伏し王法を光す。然るを汝彼宗々は天魔國賊無間の業とし、一切に破するを以て彼徒牙を嚙み眼を怒して汝が尸を啖はんとす。こゝに於て府内騷擾し、屢々公廳を驚かす。それ悉皆何の所

謂ぞ。こゝに淨光明寺の行敏、また極樂寺の良觀等これを憂へて一書を呈す。汝熟覽して答ふべき條あらばこれに答へよ、若否ざれば罪に當ん」と、則彼書を見せらる。高祖これをおし披熟と稱して、「このこと貧道が常々より言す處に差ひなし。さらば逸々その義を解し、公私の疑を散すべし」と、それより硯を乞ひ筆を採て、「八萬四千の教々はみな出離の法なるを、一を是とし諸を非とする、豈その理然るべけんや」と有るよりして、行敏が詰問に悉答へ給ふ。就中日蓮偏に法華一部を執て、諸の大乗を誘るといふ條に答へ給ふは、「無量義經の四十餘年未顯眞實と、法華經には、要當に眞實を説くべしと、其他の證文猶多くして、未顯眞實は妄語の謂なり。故に出離成佛の教、法華一部に限るといふ、これ日蓮が私語にあらず、釋尊の金言にして諸佛菩薩の傍例あり。また念佛無間とは何にと詰る條に答へて、「大覺世尊曰く、但觀經念佛等の經を説て法華經を説かざるは、三惡道を脱せずと、何に況や末世の人、一念念佛の一行に留まり、又他を進めざる者は、無間地獄に墮すこと必せり。然れば善導法然の徒、法華經の名字を擧て、勝劣難易を論するや。十即十生、百即百生、千中無一等と謂るもの、喩へば臣子として王親の命に乖ふが如くなれば、無間の大火を招かざらんや。」また禪宗は天魔の説といへる條を詰るに答へて、「かの宗教外別傳といふ。釋尊の遺誡に我經の外に正法ある者これ天魔の説なりと、これ即教外別傳いかで此科を脱かれん。また大小の戒律は、世間誑惑の基といふこと、凡そ小乘戒は其むかし、佛在世の時だにも猶これを破りたり。且月氏と天然に三寺あ

り、一向小乗、一向大乘、大小兼行也。一向小と一向大とは水と火の如く道路を隔つ、日本國もまた爾なり。聖武孝謙二上皇建立の三所の戒壇は小乗なり。後傳教これを破し、六宗の碩徳等退狀を捧げたり。その狀朽すして今猶存す、目を開いてこれを見よ。當世の良觀等當時の科を免れず、ここを以て言すなり。また年來の本尊を水火に投する云々のこと、日蓮に於てこの事なし。また凶器を貯ふる事は諸の證あるうへ、妙樂のいはく、法華經を守護の爲に、弓箭兵杖を置は涅槃の定法、例せば國王守護の爲に刀杖を集むる如し。良觀、然阿、道阿の輩、日蓮を害せんと、その言に伏せず、佛説の公言を妄に廢し、専ら我執を立るに至るは、手から佛像を水火に抛る、子として親を撃つが如し、嗟恐るべし驚くべし」と、其答書を出し給ふ。列位これを視て怒るあり、また只管に感ずるありて、或はこれを逐へといひ、また流せといひ、斬れといふ。または有道の士、卒忽にすべからずと、衆議紛々として更に決せず、かくて同二十日高祖自身頼綱が第に到り、對面を乞給ふ。頼綱出て對面すれば、高祖まづ禮を施し、「書は言を盡さすといふ、日外行敏等への答書を以てその事を演べたれど、また來て公に告ぐ、蚤く禪念佛者を黜けずんば、天下それ危いかな。自界叛逆他國侵逼相逐て相起らん。我物に狂へるならず、日蓮これを諫むること尚しといへども我を容れず、國家亂る、時に及び、悔るとも甲斐あらんや。天の嘖り殊に急なり、故に來つてこれを告ぐ」と丹心に宣へど、頼綱會てこれを曉らす、忽地に眼を睜り、聲を荒らげて、「何をかいふや、治國の政事は佛法を假す。日來備が毒鼓

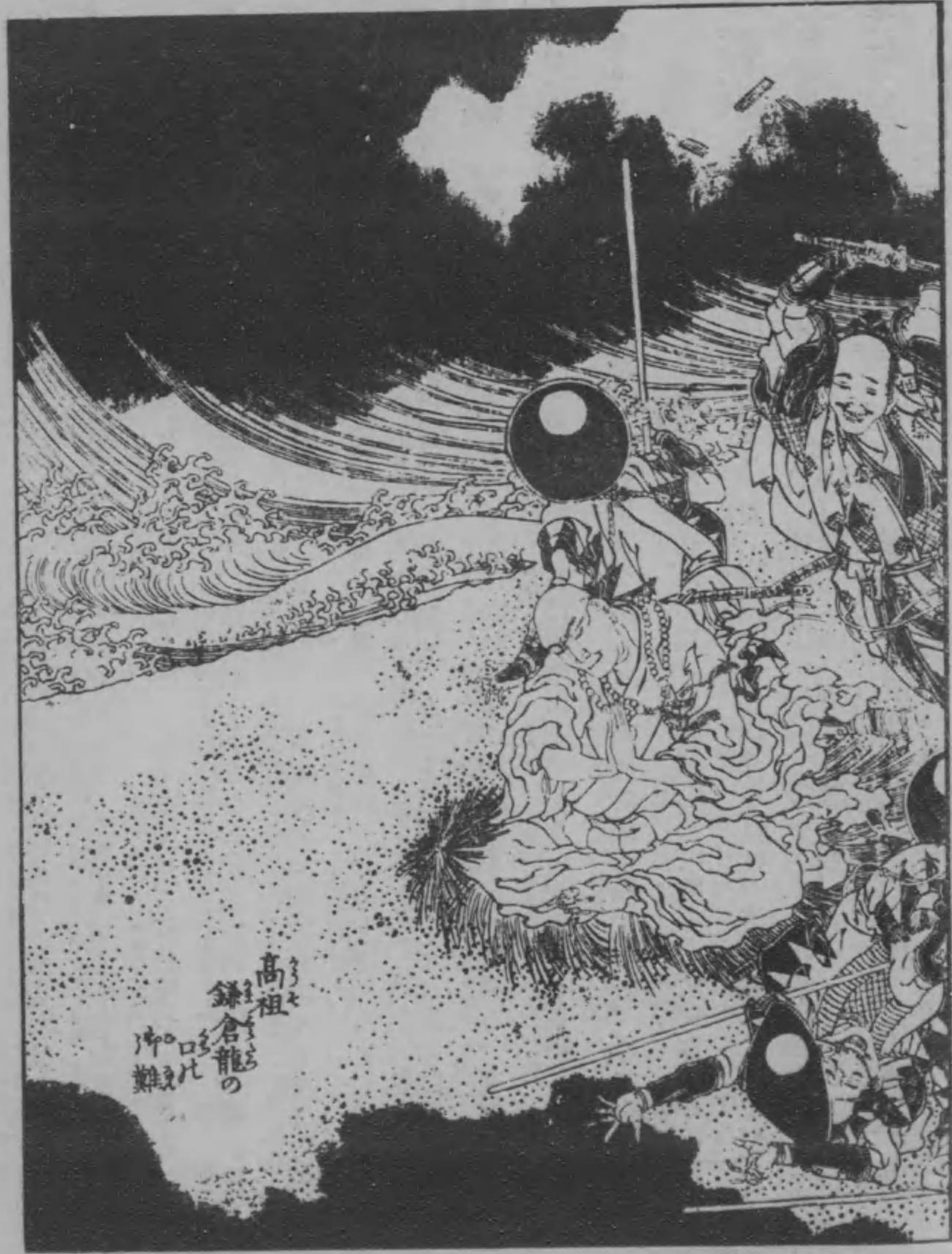
に因て、府内大に騷擾せり、甚以て奇怪なり。先頃その罪をもて伊豆の國伊東に配流せらるゝ處、執權の慈仁をもて限りなき大赦に遭ふ。これを歡び思ふべきに、還て逆浪岸を動かす、奚これを顧ざるや」と云放て入れれば、高祖更に詮方なく、歸らんとして其處に在る扈從等を顧み給ひ、「異いかな頼綱の所爲、國家の大權を柄身にて國を亡し躬を喪ふ。これを政事といふべきや、我これを知らず」と謂て、寥々と歸り給ひ、同二十二日書を造り、頼綱に贈り給ふ文にはく、「それ人の世に在るや、誰か來世を思はざらん。佛の出世は專に一切衆生を救はん爲なり。日蓮一たび薙髮してより困學年を積み、已に諸佛の本意を覺り、また出離の大道を得たり。その實は妙法蓮華經一乘の崇重三國の繁盛儀なり、然るに衆これを知らず、正路に背いて邪途に走る、是を以て聖人國を退り鬼神噴をなす。七難並び起て四海穩ならず。今天下鎌倉に歸し衆人皆東風を貴む。日蓮生をこの土に得て、豈國恩を思はざらんや。仍て立正安國論を撰集して、故の副元帥時頼朝臣の閣下に捧ぐ。これ太公が般における、西伯の禮に依り、張良が秦を籌るや、漢王の誠を容る。故に功を立王業を開く。それ未萌を知る者は六正の中の聖臣なり。且法華經を弘むるは、諸佛の使者なり。日蓮琢磨の力により、將來を勘へて粗符合す。法を知り國を思ふ、その志を賞せらるべきに、邪教邪法の輩に隔られ、大忠を懷て微望を達せず、却て不快の顔色を視る、是我不幸のみにあらず、抑一天下の不幸なり。それ竊に惟みるに、泰山に昇らざれば天の高きを知ることなく、また深谷に没ざれば地の厚きを知ることなし。因て

立正安國論今また一部を奉る、熟讀あらば日蓮が謬らざるは自ら曉らん。日蓮素より身の爲にあらす、佛のため神のため國のため一切衆生の爲に、寸衷を調するなり。足下迅くこれを圖れしとあり。頼綱これをもて副元帥時宗および諸士に看せ、その計議を談する折から、讒者は時を得て逆鼓を鳴し、轟轟としてこれを誹る。時宗大に噴を做し、竟に高祖を召捕て刑に行はんとぞ議せられける。按るに紀年録には、本文の大略を載て、時頼重時、阿鼻墮在のこと既に在世の時にいふ、何ぞ今日のみならんやと答へ給ふよし見えたり。また世間流布の本には、上件の事一言も差ひなし云々、世を安穩に持たんと思さば、法師ばらをめし合せて聞召れもなく、理不盡に行はれば後悔あるべし。日蓮御勘氣を蒙らば、佛の御使を用ひぬになり、梵天帝釋日月四天の御答あつて、遠流死罪の後百日一年三年七年の内に、自界叛逆難とて御一門とし打始まるべし。其後他國侵逼難とて、四方より殊に西方より責られさせ給ふべし。その時後悔あるべしと、平左衛門尉に申させ給ひて、御歸りあそばしけるとみゆ。

卷之四

第二十二 高祖擒に就給ふ井龍の口御難尋で赦免の事

かくて文永八年辛未九月十二日の事になん、既に副元帥の評議決し、日蓮法師は疆りなき天下の罪人なりとして、平の頼綱數百人の卒を率て、名越なる草庵をうち圍む。高祖此よしを聞給ひ、人馬の音の近づくと等一、立て南の戸を開き、「吾爾來りけるな、今日蓮臭骨を以て妙法に沾んこと、沙を黄金に易るが如し。一たびこの法を覺りてより、命を法華經に奉り、名を諸佛の土に流す、何の恐怖かこれあらん」と、更に喜べる面持ありて、從容と立給へば、本間某進みより、鎌倉殿の台命により、沙門日蓮を召捕ん爲吾們こゝに向ひたり、尋常に罷り出よ」と言の下に石を擲つ。後に續ける伊和瀬某、目を瞋してたちむかふ。當下高祖音を柔げ、安祥として宣ふやう、「汝等諦にこれを聴け、それ中庸の文にいはずや、『諸を鬼と神とに質して、疑ひなきは天を知る也。百世以て聖人を俟て惑はざるは人を知るなり』と、這は汝等も知る所、今日蓮は如來の使なり。今國家の危きも、この日蓮が支へ持ちて、いまだその敗れに至らず。されば日本の柱なり。柱を摧けば家傾く。かならず自界叛逆難、また他國侵逼難の至らんこと近きにあり。他國は大元蒙古國にて、汝等國神に擯げられ、胡賊の奴とならんこと、それ掌を指すが如し。蚤く謗法の殿を毀ち、蚤く謗者の頸を刎よ、しからざれば國危し」と高



高祖
鎌倉龍の
沖口龍
難



聲に告給ふ。これかの大諫三次の二なり。これを聞くより衆卒等ますく怒り大に憎み、今この期に及んでも猶毒言を吐き上を非る、物ないはせそ」と立かゝり、法華經第五の卷を執て、高祖が面を撲にけり。高祖微笑して、「第五の卷は即勸持品にして、その識文にて我を撲つ、奇なるかな奇なるかな」と聊も動じ給はず。かくて衆卒等引立て、松葉谷を出しつゝ、白日に馬に騎せ、旗を建て鐘を閃かし、四街道を巡ること更に朝敵の如くなり。かくてその路鶴が岡八幡宮の社前に至る。高祖馬より下給ひ、彼處に向ひて告給はく、「日本第一法華の行者、衆生を扶け謗法を誡めんとして、無上微妙の法門をこゝに説く、什麼八幡大菩薩、靈山の誓約如何々々」と言畢りて、また馬に跨り往かんとし給ふに、貴賤道俗この事を聴くよりも、信する族は大に駭き、周章てこゝへ駈來る。またこれを憎むの徒は、今日こそかの惡僧が多年の罪身を責て、竟に死刑に處せらるゝ、これを見物なさんとす。街の左右群聚せり。于時羣る諸人を搔分、老嫗一人つかくと高祖が馬の傍に來り、手に一つの缶を捧げ、恭々しく禮していふやう、「上人衆生を度せんが爲、身を苦しめて經文を視開き、今弘通なさんとするに、讒人路に横はり、罪なくしてこの罪を稟給ふこそ是非なけれ。這は陋しき物ながら、供養し參らせんと持ちて參りぬ。苦しからずば喫し召て、飢を凌がせ給へ」といふ。高祖老嫗が志を深く感じて掌に取給ひ見給ふに、胡麻の餅なり。高祖歡びて受給ふ。かくて高祖熊王に命じ、由を四條賴基に告ぐ。賴基大に驚きて、兄弟四人跪にて時刻を移さず馳來る。高祖これを見給ひて、「日蓮今宵首を

刎らるべし。この數年願ひしはこれなり。この娑婆世界の身を稟るもの、雉となれば鷹に捕まれ、鼠となれば猫に喫はる、或は恩愛のため怨讎のため、天命を期せずして命を喪ひ躬を没するもの、大地の微塵より多けれど、法華經の爲に一度も身を供するものを聞かず。我生涯貧道にして、國土の爲に恩を謝せず、父母の爲に孝を竭さず、然るを頭をもて法華經に供養する時臻れり。さればこの功德をもて、一は國土父母に向向し、一は弟子檀越に省かんこと、悦びなるかな」と宣ふを聞き、賴基兄弟泣いてはく、「我師本土に歸し給はば、吾々爭か殿れんや、愿ふは侍從を許し給へ」。侍從はその主に從ひ侍は死の事。高祖笑を含みて往給ふ。この時追々傳聞て、高祖に別を告んとて競ひ來れる者二百餘人、囂々として前後を遮る。警固の武士等これを制し、はや龍の口に到り給ふ。太刀取既に刀を抜てたち上らんとせし處に、日朗四邊の人を拂ひ、無二無三に駆入りて、かの太刀取が前に進み、「斬らばまづ我を斬れ」と合掌して撞と坐す。傍なる警固の士、「這は狼藉なり、其處除すや」と、敦圍して除んとすれど、日朗「いかで去らんや」と曾て身を動かさず。衆卒寄て犇めども、日朗確乎として身を顧す。雜人大に忿激して臂を揪へて曳んとして、その一臂を折きたり。兎角する間に秋の夜の、長やかなるも更わたり、既に五更に向々として、月も山の端に沒したり。このとき平沙忽地暗く、岸うつ波の音ばかりして凄然たるその折から、「時刻遙に後れたり、頓々首を刎べし」と、重連が郎等なる依智直重といへるもの、氷のごとき刃を抜て高祖の後に衝立あがる。當下遽然として板島鳴動し、また鶴

が岡の方に當つて、怪しの音發すると齊しく、満月のごとき神光東南より飛來る。その光晝に勝り、織埃もまた見るべし。時に雷電頭上に響き、山海一時に震動し、直重が持たる太刀段々壞となつて飛散れば、衆卒大に震ひ竦き、衛を忘れて遙に逃去る。高祖前後を顧給ひ、「いかに君命重きにあらすや、この囚を一人措て、僉何方へか退きたる、頓々來れ」と聲を擧て宣へと答ふるものなし。この時鎌倉なる執權の時宗が第に於て、怪しきことのありける中にも、一箇の怪星空より墮て、その光燦徹す。這は何れ如何にと眼を開き、定かにこれを見るものなし。當下虚空に聲あつて、「悲きかな聖者を喪ふ、國の亡ぶる近きに在り」と君臣上下の耳に入る。因て副元帥時宗も大に恐怖し、頓に南條七郎をもて、日蓮法師を赦すべき旨、龍の口へ達せらる。執事信濃判官入道急ぎ一書を認めて、使に持し馬を馳らす。この時龍の口よりも件の怪異を言上せんと、その使者互に金洗澤の濱にして行逢つ、高祖はこれを脱れ給ふ。かの使者の行逢し土地に一帶の小川あり、これを名けて行逢といふ。この時こゝに集會たる四條兄弟、日朗及び百千の檀越は、たゞ是夢の如くに覺えて、歡喜雀躍足の蹈み手の舞ふことを知らざるまでに、歡びあふ聲波に和して般々と響きしとぞ。こゝに於て其餘の見物、かゝる奇特に邪を翻へし、正に歸するもの計へがたし。衆卒等もこの時に、その奇異なるに呆れ果て、只管高祖を敬ひけり。時これ鶏鳴の頃となん。明れば十三日鎌倉依智の郷本間が宅に入り給ふ。この路にして松樹あり、高祖こゝに立給ひ、袈裟を脱て松に懸け、呪を念じて諸天を禮拜す。後にこの松を呼で、袈裟懸の松と稱す。

懸の松と稱す。

附けていふ本文に、高祖大難の時にあたり、老嫗來つて胡麻の餅を供す。後世この日に是を製し、高祖の廟前に薦むることは、即この縁故なり。

偕も本間重連は世佐州の地を領し、この時はかの國にあり、依て家人等高祖をして依智の郷の宅中に措く、その警蹕幾百人、高祖これに對ひ給ひ、「我元來身命を法華經に奉る、この故に死をだも辭せず。然るに今不測にして一命を全うすること、諸天善神の加護による。然ればこの後一人の衛吏なくとも、一縦に身を遁れ隠るべからず。多人數こゝに警衛して、益とする所更になし、汝等往て休息せよ」と宣へと敢て去らず。「吾們直に上人を衛るのみに候はず、昨夜の奇特を見てしより各信心膽に銘す、願くは吾們をして師が有髮の弟子となし、俱に妙法の大功徳を稟しめ給へ」といひければ、高祖莞爾とうち笑み給ひ、即合掌して衆卒に題目を授け給ふ。時に衆人聲を揃へて、唱題する聲天に彌り。既に夕陽沉沉として月東山に出給へば、殊に明月の佳節なり。銀漢清朗として雲收まり、白玉の如く輝き渡る。高祖庭に徐々とお立給ひて、月に對し自我偈を誦すること數十遍、法樂畢りて聲を擧げ、「吁一乗の法華經、己連年修するの處、舊多きはこれ何ぞや。いかに月天子如何に月天子」と、聲に應じて雲漢の輝きわたる一箇の大星、宿を離れて降ると見えしが、衆星これが前後に隨ひ、この庭の梅樹に下る。その光粲然として眼を射れば、こゝに集會る數多の人々眩暈、或は足踐れて縁より



大星梅樹の
降るの圖

隕ち、再び眼を開きがたし。當下大星忽地化現し、童子となりて高祖に對す。高祖これを見て「誰ぞ」と宣へば、童子對へて、「我こそはこれ明星天子也」と、夫より高祖と暫くのほど物語し給へども、傍なる人その意を解さず。言畢て童子昇天し、衆星みな從ひて去りぬ。頃あつて榎島鳴動し、天曇り風吹きあれて、さしもの明月暗夜の如く、海中潮の激するを聞くのみ。是何等を知らざりしに、榎島の神高祖が籠居を慰問せられし由後に聞ゆ。

附ていふ、本文の明星天子降り給ひし梅の樹を、星降の梅と稱して今も猶彼處に存せり。往々此樹の枝をもて數珠に造るに、其木中星の象あるをもて、往昔の傳聞偽らざるを信じて崇敬す。かくて平頼綱の下知として、高祖を佐州へ謫すべし、即本間重連へ副元帥の書を賜はる。その書にいはく、「日蓮坊這回佐州へ貶謫せらる。然れども兩三年後極めて赦免の期あり、善くこれを守るべし。若不違のことあらば、その罪足下に歸せん」とあり。本間の家人等領掌せり。時にこの書を齎したる使者、家人等に對ひていふやう、「奇なるかな、彼僧は貴むべし怖るべし、昨戌の刻虛空に聲あり、殿中騒動し國君慎む。蓋罪なくして謫せらるゝは、たゞ謗を宥むるまでなり。然れば休息も意に任せ、宜くこれを扶助すべし」と示して頓て使者は去る。こゝに鎌倉夕々に火あり、また夜々人を殺すものあり、官吏索むれどもいまだ獲ず。謗法の者讒していはく、「これ日蓮が徒の所業也」と、官吏これを是なりとし、高祖に歸依したる者二百六十餘人を捕へ、或は都下を逐拂ふ。これに因て略穩なり。實は

高祖を憎める者の、計りてかくなせしなりとぞ。法子日朗日心及び檀越の士四人まで、宿屋光則承り、これを捕へて地牢に下す、今跡かの地に存したり。松葉が谷は官より破却す。こゝに高祖に亞ぐの大功は辨閣梨日昭上人なり。但日興、日向、日頂、日持は豫て高祖の教誡を受て龍の口に赴かず。昭閣梨に濱の窮巷に從ひ、蟄居閉塞し心を堅うし、節を持し眞を護り、高祖啓運し給ひて嘉會の時をこゝに埃つ。この時宗に傾く者一人も離るゝことなく、よく一家を保てることは、たゞ日昭の勳績なり。

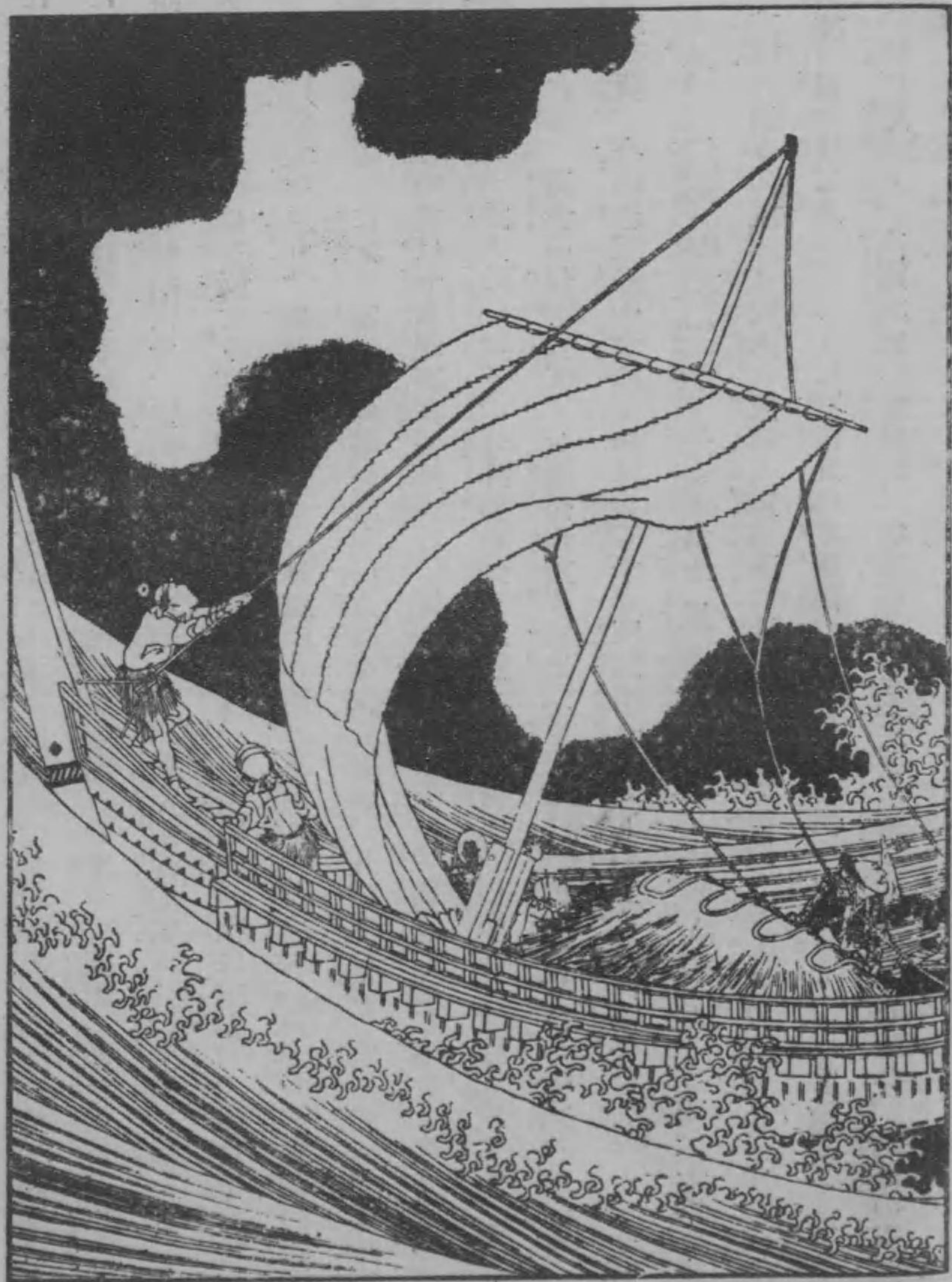
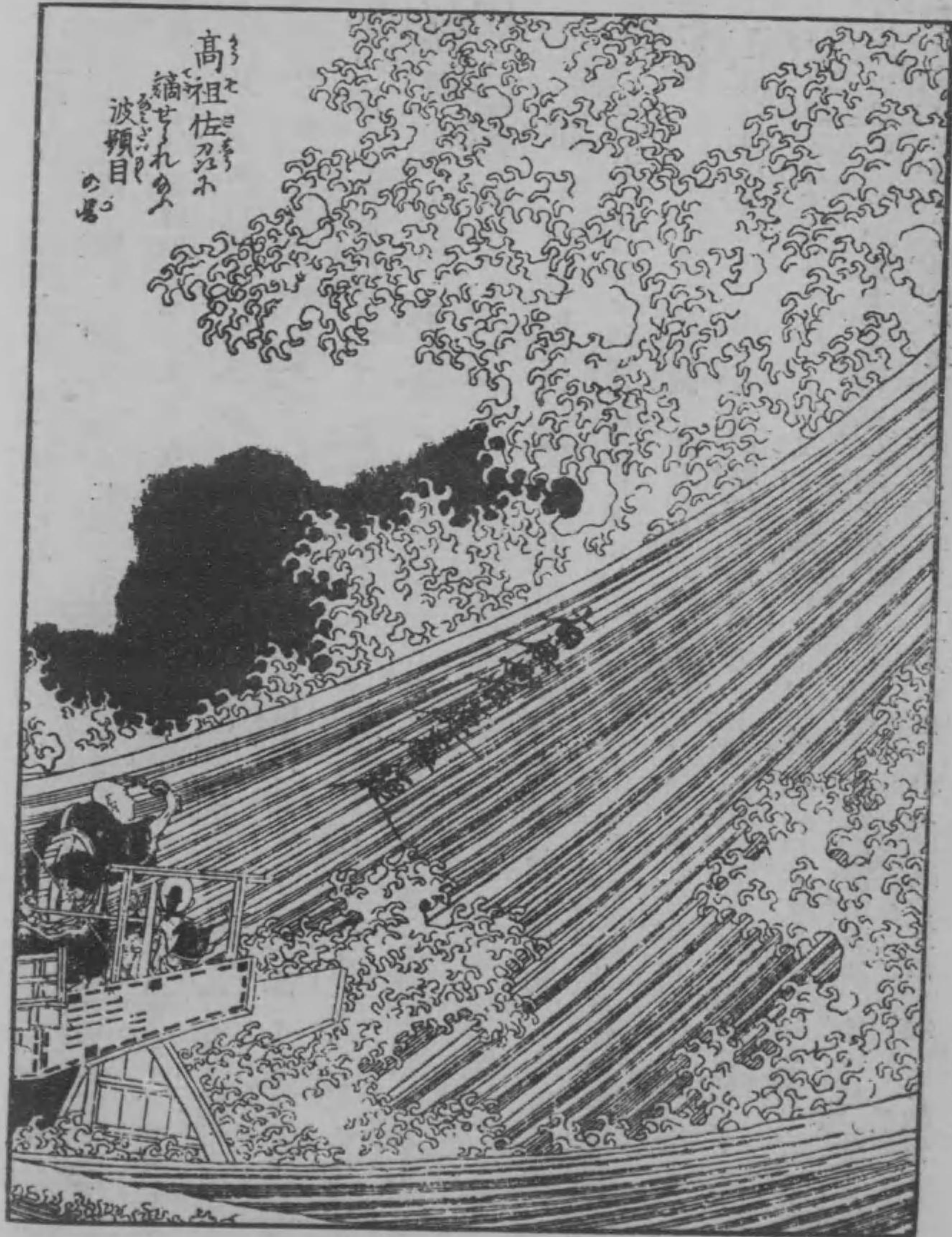
撰者按るに、本朝通紀文永元年の條に、日蓮再び佐州に竄すと見え、其細書に諸宗を誹謗し、碩學高德を惡口し、且將軍家を呪詛すと聞き、時宗怒て有司に命じ、蓮をして土獄に下し、遂に龍口の邊に於て將に之を斬らんとす。蓮これを患へずして、諸佛の因修身命を惜まず、鳩を救ひ虎を飼ふ。已に法を弘むるが爲、此難に遇ふとも苦患に足らずと、既にして時宗深く感む。故に俄に一等を宥め、佐州に配すと載せられたと、諸書を致ふるに文永八年也。又直時宗感むのみならず、館舍大に怪みあり、之を畏れて助けし事もまた諸書に詳也。通紀の作者恐らくは怪を語らざる所ならん。再びいふ、龍の口にして刑罰を行ふこと、いづれの書を本據となすにや。法華註畫讚は日澄の作也。かの書を按るに、武藏の境深澤といへる湖あり、その廻り四十餘里、一身五頭の大蛇住み、神武の御世より垂仁の御宇に至り七百歳、大に國土を惱ませり。景行の御宇に及び、いよくこの毒龍昌

る。武烈の御世に湖水を出て、南山谷津村に在り、多く小兒を噉ひたり。欽明の御世十三年四月十日の戌の刻より、二十二日に至るまで南海大いに沸騰し、雲霞蔽ひ暗夜の如く、大地震動日夜止す。しかるに天女雲上に顯れ、二人の童子左右に侍り、其後雲收り霞散じて、こゝに一つの島を作せり。これ即ち榎島にて、天女こゝに降臨し給ふ。辨財天女の應作にして、無熱池龍王第三の娘、閻羅大王の姉、婆蘇大天の妹なり。湖水の惡龍この天女が美質を見て竊に感じ情緒に堪ず、天女に之て志の深きをいふ。天女大に誠めて、「わが本誓は群萌を孕む、汝慈憐の心なく、悉く生命を斷つ、心姿共に異也、何ぞ配偶に好述ならん」と、龍大に愧ていはく、「我今より教命に任せ、物の命を取ることなけん、この偽なき誓を以て、志を遂しめ給へ」と、天女輒諾し給へり。是より龍人を殺さず、還て慈悲の徳を施す。龍また誓を立て、南に向き山となりぬ。龍口山これ也とぞ。かくて元正の御宇養老七年、越の秦澄こゝに住し大乘經を誦し、また船に乗り毎日龍口山に詣でて法樂す。明神毒龍を大師に對して曰く、「我菩薩の法施をうけ、既に三熱の苦惱を除き、宿命智を得て舊徳の先を知る、豈惡心を生せんや。若國に叛くものあらば、首を斬て我前に懸よ、これ昔日の凶執にあらず、その累賊を捨て四海のうち泰平ならん」と神の告あり。秦澄これを人に傳へ、是より始まりけるといへり。但津村の毒龍のこと、和漢三才圖會にもみゆ、その出所は辨へず。また同書に、星降りのこと唐の高僧傳を引て、妄誕ならぬ證となす。宋の元嘉二十八年、臨州の招

提寺に慧紹といへる沙門あり、密に燒身の心あり。人を雇うて薪を斫り東山の石室に積む。期日に至り中央に一の龜を開いて座す。初夜に及び行道し、燭を取て薪を燃き、藥王本品を誦す。薪已に洞然たれど、誦聲猶始めの如し。大衆咸く一星あるを見る、その大さ斗の如し。煙中に在て天に上る、見る者天宮紹を迎ふと、紹つひに恙なし。捨身の志を感ずること古今これ同じといへり。元亨釋書を按るに、釋慶圓北斗の法を修す。供物を壇上に設くるとて、本より定まれる處は四方に作る。然るを慶圓圖樂として、繞れる形に供へたり。召請の印明を行ふとき、北斗の七星壇に降り、各圓に供じける、列に著てぞ居たりけるなど見ゆ。實も奇しきことながら、己親しく視ざるを以て、古傳を誣ふることなかるべし。

第二十三 高祖佐渡に謫せらる角田の巖題目井嚴島女曼茶羅の事

かくてこの月二十一日、書を四條氏頼基に賜ふ。その略にいはいく云々、「足下法華經の爲龍の口に於て、我と死を同じうせんとす。此自裁してその恩を主に報うるよりも難し。我今佐州に謫せらるゝとも、月精已に龍の口に現はれ、明星依智の梅樹に降る、など日輪の護なからん。然れば些しも畏るゝに足らず。足下想をなす事なかれ」と、又十月九日に至り、寶塔偈の口訣を記し、書を併せて地牢中なる日朗に與へ給ひ、その翌十日愛甲郡依智を發して北に出給ふ。茲に富木五郎、妙一尼、比企三郎、池上太夫等、旅中を訪ひて奴僕を遣す。今宵武州の久米川に宿し給ふ。其舍主信を起して敬侍す。その翌

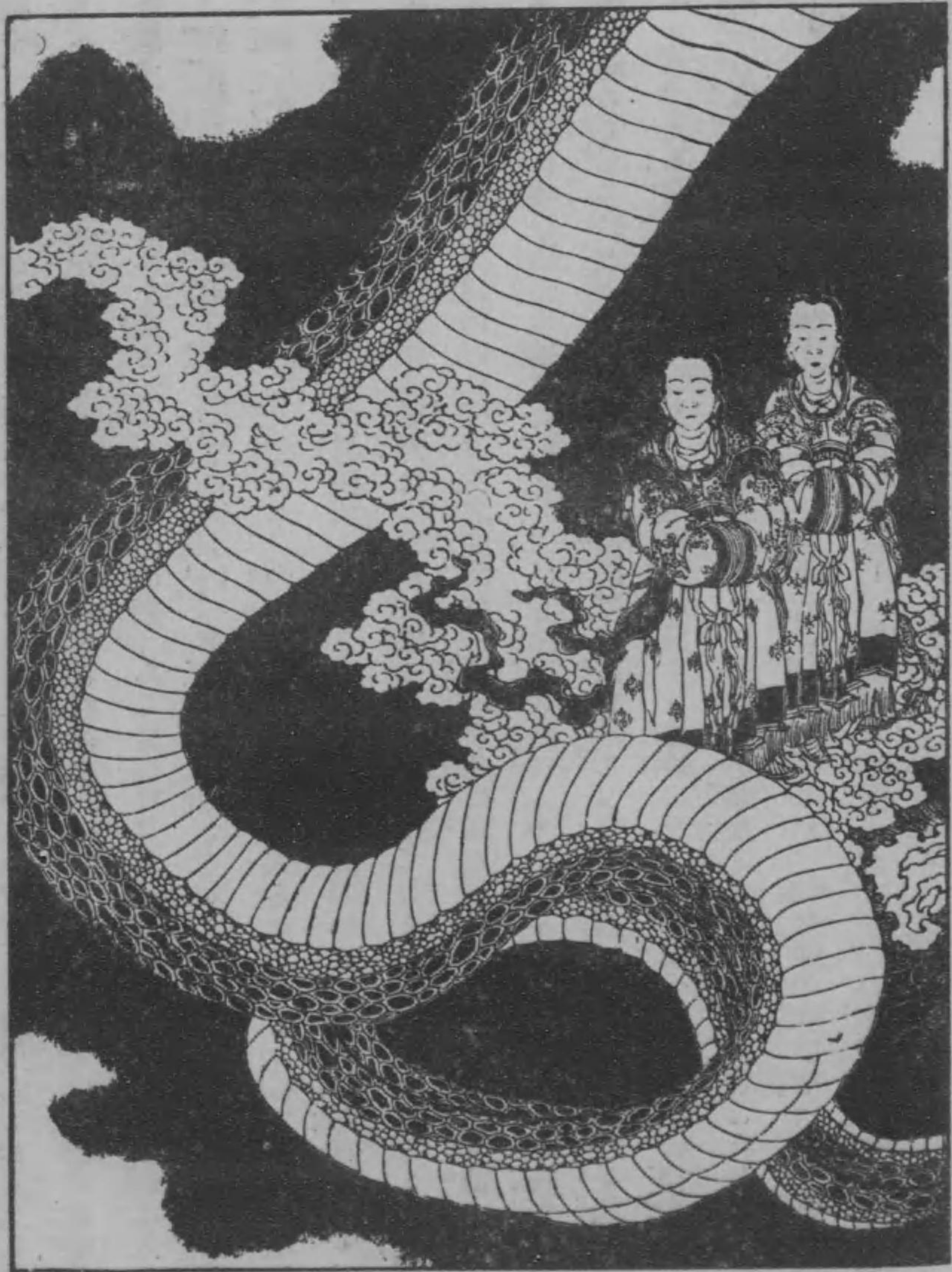


新倉に至り給ふに、新曾の城主墨田時光その妻この頃産に臨み、日を経れど猶生れず、苦痛ほとく見るに忍びず。時光大に悶えし折から、高祖杖を曳給ふと聞き、來つて高祖に救を索め、招待せんことを請ふ。高祖辭して往給はず、路の傍なる社に留まり、暫く祈念し給ふに、立所に驗ありて安々と平産す。人々奇異の思を倣せり。十三日兒玉の武州に至り、兒玉時國の家に宿し、十四日下野の粟津に到り、長谷川の宅を過り、日を経て同二十一日越の寺泊に著給ふ。石川氏又石河に宇右衛門吉廣出迎へて敬侍せり。こゝに於て富木五郎等が送りの人夫を歸らしめ、且富木に書を贈り給ふ。その書の略にいはいく云々、「この經は如來現在猶怨嫉多し、況や滅後をや云々、佛教に依て邪見を起す。多聞に憑て諍論を致す云々。或人のいはく、日蓮機を知らず謬て難に値ふ。曰然らず、十和別らる、人これを笑ふといへども、萬世の規となす。日蓮撰出數度流罪二度、これ三世諸佛説法の儀式なり云々。日蓮は即不經菩薩、今の世三類の敵なくんばあらず。驛路事々恙なし、宜く同門諸子に告べし。十月二十日」と見ゆ。本文緯の繁きを以て、只其の要を摘みてしるす。是より海上風順悪く、こゝに且く滞留あり。同二十六日船に乗り既に大洋へ出るの處、また大に風起り逆浪天に漲れば、水主楫取力を戮せ、涉らんとすれば潮に推れて、船角田の岸に著く。こゝに石田五郎左衛門遠藤治部右衛門の兩士來り、高祖を迎へて宿せしむ。曾てこの山に巖あり、高祖其處に往給ひ、後來の證にとて筆を染て題目を書し給ふ。角田の巖題目といふは是なり。墨の痕深く透り、五百年來滅することなし、後人災を禳ふの符となす。この兩士檀

越となり、寺を造りて妙光寺といふ。二十八日風收まれりと、既に船に乗給ふに、又風伯大に激し、波濤數丈船を搖動かす。船頭大に膽を消し、帆を捲き或は碇を卸し、百術すれど船危ふし。當下高祖靜に立て舷に出給ひ、高聲に自我偈を誦すこと已に數遍に及ぶとき、赤衣白衣の二童子現はれ、「勉めよや」と船子に示す。于時風浪俄に收まる。因て帆を揚げ航る處に、高祖水棹を執て氷面に向ひ、題目を大書し給ふ。その長宛も數十丈、字畫龍の象に似たり。これより後この文字消えず、鷗と共に浮沈なし。人呼で波題目と稱し、今に猶存せること末代の一奇事にて、海神守護の著なり。附ていふ、是より嚮、いまだ角田に坐したるとき、忽然として童子現れ、「この山の窟中に七頭の蛇ありて、民人に舊ひす、願くは師の法力をもて、これを伏し給はん」と請ふ。高祖諾して山に上り、小石を拾ひて石毎に經の一字を書て投す、即ちその害止むといへり。紀年再說文永八年辛未十月二十八日、高祖佐渡國真崎浦に著給ふ。この時これを護送の力更、高祖に餉を薦めて去る。高祖これを稟給ひ、こゝにて餉を食し給ふ。後その所に寺を造り本行寺と名けたり。その時の盃盃みなこの寺の珍藏とす。かくて高祖はこゝを立出、何方を當としら波の、漂ふ岸を彼方此方と剽り給へど、今更に屬き隨ふ者もなく、知らぬ山路に伶傍ては、誰に絆とふ人もなく、東西だにも辨へかねて、一宿も得ず一飯をも食はず、草に臥し露に濡れて、惘然と立給ふ折から、鶴髪の翁來り、「什麼足下は日蓮坊か、痛はしやこの年來妙經に眼を瞶し、世間の醉を醒さんとすれど、三類



高祖七頭の蛇と伏し
身人の



の敵強く、いまだ素懷を達するに至らず、かゝる邊境に竄誦せられ、さこそは憂しとおもふらめ、まづ此方へ來れよ」と手を捉て曳る、隨意、高祖は共に往給ふに、いと華麗しき室に伴ひ、珍珠佳肴をもて饗應す。加之、これを盛る盃および金碗の類、みな世間に見馴れぬ物にて、實に仙境に入るかと疑ふ。高祖怪しみ、「主の翁は誰とかする」と問へど答へず。後に至りこれを見れば、眞崎浦の畔に、春日明神の小社あり、後に一株の老樹あり、中空洞にして數人を入るべし。こゝにて明神の款待に遭給ふ。これより後折々に神使來りて慰問すとぞ。その老樹今猶在り。かくて十一月朔日に至り、塚原といふ所に至る。この地渺茫たる曠野にて、更に宿るべき屋もなく、また人跡を看ること稀也。宜なるかなこの所は、國中の鳥部野にて、古塚荒墳草に埋み、常に狐兔の栖となり、適事訪ふものとして、峯の鵲枝に栖む鴟鵂の他耳に聞えず、いと物凄き所なれど、こゝに僅の庵あり。簷傾ぶき柱摧け、幾年經るとしらねども、膝を容るの所あれば、高祖はこゝに坐し給ひ、心靜に妙經を誦し明し暮し給へども、元來食とするものなく、積雪は脛を没す。僂佻にして油に換へ、念誦更に他念なし。然るに國中の道俗等、高祖のこゝへ來るを聞き、大に罵りて、「佛敵至りぬ、之を害せこれを殺せ」と、罵々しく噪ぎたつこと將に紛々擾々たり。高祖はこの小庵にあり、旬を経て喰ひ給はず。堅氷四方に垂れて瓔珞に齊しく、寒に座して一點の火なし、然れども猶憂とせず。かの李陵が囚に就き、蘇武が胡國に棄られしも、これかと思ふ計也。一時例の如く心靜に自我偈を誦して在しけるに、一人の

女子忽然と來り、傍に陪して去らず。高祖これを見給ふに、容貌端正にして鄙に住る賤女とも見えざれば、高祖念誦事畢り、「汝何方より來れるぞ、又何者の渾家か子か」と問給へば、女答へて、「我は嚴島女といふ者なり。塔中別府の首題を求めんと遠く馬に來りし也。願はくは書して賜へ」と聞て、高祖「易きことなり、然れども此地に紙なし、たゞ一の硯一の筆は、懷に收めて有のみ。」女聞て展を脱ぎ、これを以て高祖に供す。高祖これを紙となし、大書して與へらる。その傍に授與嚴島女の五字を加へらる。按るに、展は夫人禮を以て賓客に見ゆるの女大に歡びて、禮を作して去りにけり。これ嚴島明神なり。

附ていふ、藝州嚴島の社壇に、高祖の首題今猶存せり。その島甚美なるにより、國言イツクシと通するをもて、嚴島に作るといへり。島の匝五十里にして内に七浦ある故に、神を崇めて七浦明神と呼ぶ。後高祖身延山退藏のとき問訊怠らず、迹を垂れて七面大明神と呼ぶ。本地吉祥天女なり。

こゝに佐州塚原の後の山に遠藤左衛門尉爲盛といふあり。姓は藤原にて歌道の達者、建曆上皇の寵臣也。承久三年辛巳、上皇佐州に巡狩のとき從ひてこゝに來る。後上皇の崩するに遭ひ、髪を薙て陵に侍す、法の諱を阿佛といふ。其妻もまた剃髮し、千日女と謂て諸共に念佛を修して淨土宗に傾き、願るかの宗の奥旨を探り、偏に眞の僧の如し。然るに這回この所へ高祖來り給ふより、擧てこ

れを毀辱すれば、己も素他宗の徒なれど、識鑒ある者なれば、日蓮必しも狂人ならず、妄に他門を誹らんや、極めて據る所あらん、密に往てかの沙門が景勢を候はんと、一時この塚原に來り、高祖の尊容を見奉るに、徳容妙相聞く所に異なり、倍こそと思ひつゝ、直に謁して法義を詢ふ。高祖渠を視給ふに、これまた凡者ならぬを察し、精く妙法の貴きを論す。阿佛風善の感ずる所か、速に歸伏なし、念佛を棄て徒屬となる。然れども國中序て高祖を憎まざる者なく、適庵を過り潜にして飲食を獻る者、或は主人に勘當せられ所領を放たれ、父母に疎まれ兄弟に捨らるゝ、故に親附する者なし。然るを我のみ親まば、益諸人の嫉妬に罹り、師のおん身にも及ぶべしと、深く思惟して表にはこれを破する色を作し、毎夜人定亥の時におよび、夫婦潜に僕を整へ、或は懐にし袖に蔽ひ、山中の深雪を踏わけ、高祖に饋り奉ること、甚雨風雪の夜といへども懈ることなかりしかば、高祖大に喜び給ひ、「呀阿佛房夫婦われを愛せる、爺の如く嬢の如し。圖らざりき我考妣父母死して名を考妣といふ。子が胸中に託してもて、緯の此に及ばんとは」と、この夫婦を貴み給へり。

第二十四 佐州塚原問答并重連に亂を告給ふ事

かくてその年も暮れ文永九年壬申、高祖五十一にならせ給ふ。然るに佐州の關提の輩いよく高祖を憎むの餘り、日夜相會して新保塚原の地に推寄せ、直に殺さんに如べからずと、既に多勢丈室に迫り、その容儀を候ふに、高祖はたゞ獨こゝに坐し、雨路を防ぐの準備なければ、蓑笠を身に纏ひ、從

容として妙經を讀誦の聲柔に、唱題自若として嚴密威容、卓爾として勇猛なり。故にかの徒囁るといへども、心に恐れて近づき難く、空しく其處を去て歸る。こゝに生喻房、印生房、慈道房、唯阿等は各この國の碩學にして、阿黨の者猶多し。因て道俗數百人渠等が房に聚會なし、殺さんことを議して止す。邑主本間六郎左衛門それを聞て大に驚き、生喻房以下を誡めていふやう、「その僧輕しめ侮るべからず、國君猶度み給へり、況やまた衆等をや、必これを誤つべからず、その志を遂げんと欲さば、唯論鋒をもつてこれを刺せ、羸輸は堅義の中にあらん」と、衆咸聞て、「實に然なり、渠は一人儂は數人、隊を預ち順を立て、退かすしてこれを責めば、渠よしや能辯なりとも、爭敵することを得ん、忽地屈せんこと必せり。その時渠が衣を剃ぎ、十分に恥を與へば、匍匐して赦を乞ん、また快からずや」と衆議一決して日を定め、曾て越後また信濃奥羽の國々へそれを傳へ、參會せんことを促せば、諸宗の耄一時の英、みな微服閑行してこゝに集會もの幾百人、然るに正月十六日、新保の塚原に聚ること蟻の如く蜂に似たり。當下邑主本間氏兄弟もまた此處に出、非常を警め論議を聴く。偕十方より來れる僧侶、或は淨土或は戒律、或は眞言あるひは禪、その家々の書を携へ、また拔萃抄録の書、雜僧に負せ奴僕に擔はせ、所狭しと寄り來る。實に前代未聞の奇觀、目を拭ひ耳を蔽つ。高祖これを看給ひて、寛裕溫柔少しも動せず、須彌大山の如くなり。諸寺の檀越は後方に在て、豫て鬼に告げ神に祈り、我和尙をして凱歌を唱へ、名譽を一時に擧しめ給へと、荷擔助力眼を張り、齒を切り



佐及坂原の
 滴居諸宗の僧
 来りて大
 推問り

て圍ひ繞る。于時順逆の座定まり、一僧問を擧るに及び、高祖の答釋凝滯なく、よしや難問難題也とも、遂一開きて是非を辨する、たい一二語に過ぎずして問ふもの口を禁むに至る。衆僧順次多端の問を折き給ふこと樂語に等しく、一利刀を以て熟したる瓜を裁くに異ならず。または暴風野の草を偃すが如くなれば、有識の者は還て畏れ、企及ばざるを悟れど、愚痴我慢なる者は、理を非に曲て贏んとすれど、度を失ひ昏瞶して更にいふ所をしらす。かの蚊虻の雨に敲かれ、塵埃の風に吹る、如く、多日の企畫餅となりて、只管惡口罵詈するのみ。本間重連これを制し、雜式をしてこれを遂はしむ。こゝに於て遙々と書を擔ひ杖を曳て來れる僧等、寥々として退けば、さのみはやと思ひつる諸寺の檀越老若男女、みな力なく退きけり。當下高祖聲をあげ衆僧を呼留め、「法門の通せざるは黒業の習果なり、至心懺悔には定業もまた轉ず。衆等それ慚愧を知るや、尙知らずは人面獸心なり、また知らば日蓮に歸せよ、奈何々々」と呼給ふ。是に因て志を忘れ降る者も少なからず。黒心の徒は見濁を増し、いよく妬心骨髓に入る。この時高祖豪氣雄度、實に本地高遠ならずは、この盛儀を見し難し。僧各引退れば、重連も亦長揖して「ここを去らんとしたる時、高祖暫く待候へ、子速に鎌倉に往け、それ祿を食むものは職を忽にすべからず、我豫て副元帥を屢諫むれど納られず、法謗の罪、こゝに發し、藥師經にいへる如く自界叛逆難起る、期日遠からず二月なるべし」と聞て、重連半信せず、「師の教示に候とも、今鎌倉靜謐にて君に叛くの逆賊なし、爭然ること候はん」と微笑して退きけり。然るに二月

十一日、六波羅なる北條時輔、叛逆して亂をなす。執權時宗大に驚き、北條義宗をして是を伐しめ、天下大に騷擾せり。因て同月十八日鎌倉より急を告ぐ。本間重連愕然として直に高祖の前に臻り合掌禮拜して、「師は寔に未萌を知る大神通力、己嚮に不明にして其詞を疑ひつる、今更後悔慚愧に堪ず、既に鎌倉如此々々なり、因て想ふに蒙古賊の至らんことも差ひあらし、また念佛無間等これまた疑ひあるべからず」と大に畏れて述ければ、高祖莞爾として宣はく、「我微なれども持經者なり、如來の御使なるものを争かそれを知らざらん。梵天帝釋左右に侍し、日月星辰前後を照し、天照八幡低頭恭敬す。故にいふ日蓮は日本國の柱にて、復日本國の魂なり。然るを人これを怨む。他國侵逼難もまた遠からじ」と、夫より書二策を著はしこれを題して開目鈔といふ。

本化別頭佛祖統記にいはく、高祖著書二策一曰、柱倒則家頽。魂去則人斃。日蓮者日本國柱也。日蓮者日本國魂也。日本國存亡係于日蓮一人。天照八幡雖尊。而比于梵天帝釋。一是小神。日蓮不支二持之一日本國。須臾不レ得二保持一。然人不レ知之悲矣。今非レ可二默止一。於レ是乎書。書成示二門弟子一。顔云二開日鈔一。是書也別頭之心髓。末法之骨目。佐渡已後久稀疎之本懷也。實本化菩薩所造乎哉。予黨之子不レ用三咨稟一卒爾拜之。必感二現罰一乎慎諸と見えたり。

按るに北條時輔が亂、嫡庶の先後より起れり。去ぬる康元元年十一月、北條時頼職を辭せんとす。然るに二子ありて長を時輔といひ次を正壽といふ。時輔素より盜行にして父の心に契はざれば、執

政を與ふるの意なし。時に正壽僅に六歳、この重任を襲ふべからず。因て重時の子長時をして且假に執權となし、その身は山内に菟裘す。正壽明年元服して、平時宗と稱したり。其後文永元年に至り、長時卒するに及び時宗執權たり。かくて時輔は六波羅南方に居れり。豫て己嫡子として執權にならざるを悲み、北條公時教時等と密に通じて時を候ひ、竟に謀叛してその弟時宗を殺さんとす。時宗風して是を聞き、使を京師に遣して北條義宗をして覘はしむ、既に隱謀發覺す。因て義宗兵を率の時輔が館を襲ひ、時輔を誅しけり。こゝに於て執權時宗、躬兵を率て在鎌倉なる公時教時を誅するに及び、この亂一時平定す。これ豫て高祖の宣ふ自界叛逆難として、一門の同士討なり。

これ等の奇特あるに及び、本間重連大に敬ひ、渾家念佛を棄て高祖に歸し、速に受戒得法す。重連年來寺を築き、立像の阿彌陀を安置す。此寺主を印性房とす。これを這回高祖に供す。高祖彌陀を改點して釋迦尊となし、寺を開權の道場となせり。是より嚮四月三日、塚原素より卑濕の地なり、本間重連見るに忍びず、難多郡石田の郷一谷の里正に令し、一字の草菴を造らしめ、高祖を焉に徙したり。その地の吏に近藤伊豫清久といへるもの、淨土宗にて深く信せり。然るに一たび高祖を拜し、且奇特を聽くに及んで、その子小次郎信重を始め家舉つて宗を改む。信重が母落飾して名を妙法尼と賜ひたり。信重中興村に在るをもて、中興入道と自稱すとなん。かくて高祖重連が尊信佛を改點するに及で

いはく、彌陀は釋迦の化身なり、その本懷は法華經なり。然るをその本懷を捨て却て邪義の謗法をなす、吁彌の彌陀佛は無間の路を開くのみ、無間の焔を授くるは、その志にあらざる也。今日久成の化によつて彌陀また眉を開かんのみと。その説を聞き覺悟して宗を改め衣を更へ、高祖に歸するもの鮮からず。然れどもかの寺の主印性房は頑にして、猶これを信することなく、大に怒つて寺を去り、其徒に黨してこれを拒む。また高祖に歸する族は、「今日師の教化に憑つて、謗法の罪の深きを知れり。今より後衆人矢て他宗の寺を瞻仰せず、他宗の僧を供養すべからず。若供養瞻仰すれば必無間の業となる。畏るべし」といひあへり。爰に一谷は幽邃の地にて、巖石壁立千仞なり。傍に一松樹あり。高祖宣はく、「それ松は萬年獨秀の靈木たり、これに託して法運を祝さん」と、淨水を索め給ふに、高山更に水を見ず。高祖これを呪し給へば、松根震ふが如くにして清泉遽に迸る。高祖これを汲で盥嗽、呪を持って去り給ひ、是より毎朝唱題誦誦し、以て後五百歳廣宣流布を祈る。その聲高く雲衢に徹す。三類の法敵これを聞て、「この狂僧奚ぞ蚤く死せざる、この僧死せざらば國中の佛宇悉く頽廢し、國中の僧侶飢餓に及ばん、若しこれを燒殺せんには。」然れども猶果さず。かの印性房を始とし、唯阿彌、行阿彌、律宗の僧、生喰房、道觀房、慈道房等魁首として、書を造り是を持し、鎌倉に到りて訴ふ。鎌倉の奉行是を視て、「日蓮は不測の僧なり、汝等侮り犯すべからず、たゞ歸順の者をして深くこれを誡むべし」と、狀を書してこれに與ふ。因て悦び國に歸り、まづ鎌倉の狀を以て近藤父子

を禁錮なし、その餘高祖に歸する者、或は捕へ或は放ちて國中に騷擾す。この時本間重連は、嚮に時輔が亂によつて鎌倉に在りけるが、緯畢て歸國なし、このことを聞て大に駭き、印性以下の僧を論し、且その邪僻を誡めて、國中稍穩なり。こゝに近藤信重が弟、僧となりて一位阿闍梨といひ、眞言宗たりけるが、衣を更て高祖に侍す。名を學乘房日靜と賜ふ。曾て件の老松に高祖盥漱のとき袈裟を掛給ふ。松樹悦べる色あつて、綠暴に色を増す。後この所に寺を造り、松榮山實相寺といひこの松を呼んで袈裟松といふ。またその根なる泉を呼んで、靈松泉と名けたり。斯て執權時宗は自界叛逆難のありしをもて、高祖の凡ならざるを信じ、地牢にある門弟子を赦す。然けれど日朗を許さず。日朗深くこれを患へ悲み歎きて官に請ひ、「一たび師を訊ふに於ては、再び來て土牢に處せんしし、官憐みて日朗を赦す。日朗大に喜びて暴に起行し越に到る。然るに柏崎の港に著しに、風波強きをもてこゝに滞留す。于時天台宗の英傑と聞えし大圓阿闍梨此處に在て、法華玄を講ずと聞き、日朗往て聽聞す。大圓日朗なるを知り、延て別頭の説を聞くに、大に感悟することあり、故に日朗と同船し、佐渡に涉りて高祖に謁す。後日朗の門に入り、日傳といふはこれなり。

按るに是より嚮、阿佛房塚原を訊の條、佛祖統記に載る處、日朗官に告て定省し、食せずして高祖に侍す。阿佛房これを見て深く孝志を感じ、人定の時を伺ひ夫婦饌を饋るといへり。本文と同じからず。這是統記傳寫の誤歟、當時日朗は地牢にあり。

四條賴基高祖を訊んと蛙歩を企てこゝに來り、多日拜敬して誠を竭す。爰に阿佛房率塔婆を造り、高祖の筆を勞して本尊と崇む。高祖書を造てこれに與へ給ふ。其書にいはいく、「末法に入ては賢愚男女の差別なく、南無妙法蓮華經と唱ふれば、其身即寶塔にてその身即多寶如來なり。法華經の外に寶塔なく、法華經の題目即寶塔、寶塔また法華經にて、阿佛房の一身地水火風空の五大なり。この五大は則是題目の五字なるをや。然れば阿佛房は則寶塔、寶塔即阿佛房也。今日多寶如來を供養するは、即その身を供養する也。これを一身の本覺といふ云々」と、阿佛房これを頂き、朝暮妻と共にこれを拜す。然るに一谷は塚原よりその路遠きこと三倍にて、老脚の苦あり。因てこの邊に居を徙し、日々高祖を訊ひ奉る。此化によりて人此を慕ひ、移り住むもの多かりければ、後終に一村となり、今に至りて阿佛村といふ。こゝに天台の僧最蓮房といふもの、罪あつて佐州に謫せられ、是より嚮二月朔日高祖が謫居を訪て謁す。高祖看給ひ、凡僧ならじと別頭の説を聞せ給ふに、最蓮厚くこれを信じ、台宗を捨て師資の盟約す。因て名を日榮と賜ふ。一にいはかくて四月八日日榮の爲に假に戒壇を構へ、靈山淨土の主釋迦牟尼佛を和尙となし、七寶塔中寶淨世界の主、多寶如來を證明師となし、本地涌出上行菩薩を教授師となし、嚴に本門の妙戒を説給ふ。日榮受職灌頂し、得戒の式了れり。高祖また懇に示し給ひ、「我梵天帝釋に令して汝が歸を促さん、我まづ赦を得るに及ば、子もまた早く還らん、至信それ勉めよ」と教へ給ふ。後果して赦を得、甲州下山に住して定省怠らず。その地

眞言寺後に宗を改めて長榮山本國寺と號せり。

第二十五

高祖佐州に在て所々へ名判を遣さる事

同年四月二十日、鎌倉の諸子价を遣して、恭しく高祖の起居を問ひ奉る。高祖歎び給ひ、書を造り此价に與へて返す。その書、長ければこゝには書かず。其後五月五日、幸便を得て、富木常忍に書を贈り給ふ、その書、粗問答に作る。その略に曰く、「佛法をいふは唯法華宗なるのみ、眞言宗は天竺になし。開元の始め善無畏三藏、金剛智三藏、不空三藏等天台已證一念三千を竊み、大日經の中に入れて私に宗號を立つ。華嚴宗また天竺にこれなし。唐の則天皇后のとき澄觀等天台の十乘觀法を掠め取て私に宗號を立つ、法相三論の二宗における、素よりこれを論ずるに足らず。禪宗は達磨大師楞伽經等によつて、私に宗號を立つ。其徒大慢驕を樹て、これを教外別傳と稱す。狐鳴の不經天魔の所爲なり。淨土宗は善導大師等誤りて、觀經及び攝地二論を證として一向專修の義を立しに、日本の法然また誤つて是に與し邪教を弘む。これを知るものは日蓮歟。涅槃經にいはく云々、『若善比丘壞法の者を見て、置て呵責驅遣せずんば、當に知るべし是人は佛法の中の怨なり。』章安釋していはく、『佛法を壞亂すれば、佛法の中の怨にして、無慈詐親は即これ彼が怨なり。彼が爲に惡を除くは、即これ吾親なり云々。』これに由て是を見れば、日蓮は日本國の父、又親なり師匠なり。客問て、『子が言葉大に過當ならん』と詰る。對へていはく、『過當ならず。傳教大師いはく、『天台法華の諸宗に勝れたる事

は、所依の經に據るもの也。故に自ら讀め他を毀らす、庶幾有智の君子、經を尋て宗を定めよ』といへり。それ他經深位の菩薩は、法華經の名字即到及ばず』と、この時客また詰つていはく、『然らば爾は天曷ぞ其化を守護せざるや』と、答へていはく、『日蓮誦せらる、教主釋尊衣を以てこれが身に覆ひたまひ、刑に臨んでは梵天帝釋これを衛護して忘らす。日蓮事事萬福也、誦ることなかれ云々。』その狀常忍が許に達す。常忍大に歡喜す。こゝに富木が小妻信を發し、主に告て佐州に渡り、高祖が謫居を訊らひぬ。高祖これを奇也とし、婦人の身にて千里の遠き海山を凌ぎこゝに来る、その志淺からずと、戒を授て日妙尼と名く。この時日朝は官邊にて淹留することを許さず、故に辭して鎌倉に歸る。辨闍梨日昭は一家を保ち、高祖啓運の時を俟つ。たゞ小奴熊王のみ常に陪從し、其餘は交代すること後にいふべし

按るに註畫讀にいはく、佐渡公日向、伯耆公日興、佐州に下向す。時に念佛者印性房あり、高祖宣ふは、『當房久住の弟子は渠之を知る、汝等二人旅行の姿にして、彼にゆき試むべし』と、兩僧諾して彼處に到るに、印性房檀越を集會て淨土宗談義の時にあたれり。兩僧入て談義聽聞の爲來れるよしをいふ。印性看て、『何方の僧ぞや』。兩僧答て、『鎌倉なり』。印性また問ふ、『鎌倉ならば日蓮を知りたるや、今竄謫せられて此傍に在り』と、兩僧答へて、『我々は奥州にてこの頃暫時鎌倉に居る、更にこれを知らず』といふ。印性重ねて、『彼僧は彌陀超世の悲願に迷へる大罪人にて、提婆瞿伽利

も肩とせざるもの也。兩僧のいはく、此のごとき惡義ならば、頓往て笑之を呵責せざる。印性答へて、「責て何かせん、惡義を興すは彼が罪なり。」兩僧聞て呵々と笑ひ、「まづ日蓮が惡義より、御房は佛法中怨の過を免るべからず、阿鼻の大苦を招くべし」といふを聞て、印性房「さて御房等は日蓮が徒ならん、さらば與に云に足らず」と、内に入んとするを呼止め、「われ、この所に來れる故は、御房權實の二教に迷ひ、邪見熾盛の由を聞き、笑止の餘りたゞ一句の法門を示し、逆縁を結ばしめんと欲してなり。師これに迷ふが故に、衆人を迷はしむるは、いと不便の至也。あはれ今より發心なし、邪を捨て正に歸せんとなら、我師聖人の許に來れ」と、いひ放つて歸りけり。この遺恨により印性房の弟子檀那百餘人、守護所に出て訴訟をなす。依て重ねて問答あり、然るに渠等謗法の過、至極承伏する故に、印性が弟子檀那等座席を追立らると見えて、上の條塚原の問答より後なることは、重ねてあるを以て察すべし。蓋佛祖統紀及び其餘の書に、この問答をいはず。日向日興の來れることは、紀年録にも粗いへり。

又同書にいふ、問答の後一兩日を隔て法談のとき、一人の尼聽衆に雜れり。席を進みて問ひていはく、「先頃法華經三卷に於て女の字なしと宣ふか」と、稍論談せんとなす。高祖この尼を熟と見給ひ、「これは先日印性房が問答に詰るを、扶けん爲來りしものと覺ゆるぞ。これを例せば昔時天竺、摩揭陀國の摩查婆外道、王宮の論場に於て、南印度の瞿那末底唐に翻して德菩薩に對して口を開き得

ず、年老て智衰へ捷く對ふことを得ずと、辭してその場を去り、思ひを靜にしてこれを酬ひんとし、六日に當り血を嘔いて死す。その終らんとするに及び、其妻を呼んで、「汝高才あり、わが恥を忘るゝことなかれ」と、已にして摩查婆死す。其妻匿して喪を發せず、鮮綺を著して論會に來る。德慧見て、「吁摩查婆死たり、その妻我と論せんと欲ふのみ」と、王聽て訝りつゝ、「何としてその死を知るや、願くはこれを告よ」と、德慧のいはく、「その妻來るに面に死喪の色ありて、言に哀怨の聲を含めり、こゝをもて之を知る」と、王命じて价を遣はし觀せしむるに、果して然り。王かの尼を願て、「佛法は玄妙なり、今宿意を果さんとて來る、速に惡を離へし經王に歸すべし」と、則彼無言にして去ると、汝また是に邇し」と宣ふをもて、彼尼愧ぢこれまた言なくして去りけり。聽衆の中に知者ありて、「印性が梵嫂也」といふ。高祖素より知り給はねど、時に臨み爾宣ふ、奇事ならざるやと見えたり。

又按るに紀年録に、本文富木氏が小妻の事、鎌倉に孀婦あり、五月兒を携へて來る。これに日妙の名を賜ふといひ、又鎌倉の一信女その夫に託して高祖を問ふ。高祖これに書を賜ふなど見え、また衆僧高祖を黜けんと、書を造りて鎌倉に訴ふ。奉行聞て、「日蓮は必過すべからず、但渠に親附する者を止めよ」とある條を、この紀年録にその州主朝直、鎌倉に告て、「日蓮密に國家を呪詛す」といふ。因て朝直の役人に命じて、暫く彼に親むものを禁ず。また歸依の徒を捕へて罰すと見ゆ。

抑、佐州の守護は本間重連なること、諸書既に顯然たり。朝直をまた州主とす、朝直のこといまだ
致へず、且その餘この時の傳記種々の異説あり。逸々に辯論せんこと甚繁く看るに煩しければ、
たゞその尤けきを參考せり。

明れば文永十癸酉、高祖五十二にならせ給ふ。この春法子日向をして房州清澄に到らしめ、年甫の
賀を述て、師道善房が起居の安否を問しめ給ふ。五月二十八日清澄の義淨房より書を送る。高祖これ
を謝し給ひ、且これに示して曰く、「壽量品の偈にいはいはく、一心欲見佛不自信身命と日蓮が己心の佛
果既にこの二句に因て成就せり。その故奈何となれば、末法事行の一念三千三大秘法とは是也。天台
傳教附屬にあらざれば、黙してこれを説くことなし。或は一月三星心果清淨といひ、或は一は一道清
淨、心は諸法なりといふ、今想ふに然らざる也。日蓮事觀を以てこれをいはい、一とは妙也心とは法
也、欲とは蓮なり見とは華也、佛とは經也。故に妙法蓮華經を弘宣せんと欲する者は、自ら身命を惜
まざれ、自ら身命を惜まざれば、一心に佛を見んと欲す。されば本有無作の三身、佛果一時に顯現し
て、身土色心俱體俱用、當體蓮華佛なるべし、恐らくは天台傳教に超え、龍樹迦葉に勝るもの也」と
云々。また其後如說修行書を製して、門人に示し給ふ。その書の略にいはいはく、「生を末法に受けこの經
を信するときは、三類の敵至らんこと必せり。如來現在すら猶怨嫉多し、況や滅度後の今に於てをや。」
或人問ふ、「説の如く修行なせば、現世安穩なるべきを、怨嫉の至るは何ぞや。」いはく、「釋尊に九横の

大難あり、不輕に杖木瓦石あり、天台に南三北七あり。傳教に六宗七寺あり。殊に今は關靜堅固、白
法隱没の時にして、惡國、惡王、惡臣、惡民、邪鬼猥に入て七難事々起る。この時に膺つて日蓮佛勅
を蒙り、生を是に示し時の不祥に遇ふといへども、法王の宣旨監ことなし。經文に任せて以て權實二
教の軍を起し、忍辱精進の鎧を著、妙法の劍を提げ、題目の旗を揚げ、未顯眞實の弓を張り、正直捨
權の箭を挿み、大白牛車に乗て權門を破却す。八宗九宗の賊卒、或は逃げ、或は引き、或は捕れ或
は降る。於戲天下法王の家人となりて、諸乘一佛乘と顯はし、只妙法の大寶位自然巨鎮し、萬人一同
に妙法蓮華經と唱ふるに至るの日は、其時風枝を動かさず、雨壤を碎かす。不祥を拂ひ長生を得て、
不老不死の理顯然せんものをや。是人と法と清淨にして、現世安穩なる者か。或人又問ふ、「開會の後
は諸乘一佛乘にして、衆經みな法華經なり、更に深淺優劣あるべからず」と。予が曰く、然らざる
也。凡そ佛法修行は佛説に憑て、人師の釋を用ふべからず。法華經の序分にいはいはく、四十餘年未顯眞
實、大莊嚴等の八萬の大士領解してはいはいはく、法華以前の諸經は終に無上菩提となるべからず。正宗に
いはく、佛の方便説を除き、正直に方便を捨て、乃至餘經の一偈を受す、これ如來の遺誡なりと、然
るに今の學者餘經と法華經と同一の見をなす。如來誡めていふ、此人の罪報汝今復聽け、その人命終
り阿鼻獄に入る、それこれを思へとなり。或人また問ふ、「安樂行品は如何。」答へていはいはく、「佛法の
行人は時を知るを要となす。若時を識ざれば諸行みな徒ならん。接受の時と折伏の時とあり。安樂

行品は接受の時也。今は所謂折伏の時也。天台のいはく、法華折伏破權門理と、その理良に故あるか。夏は葛を著冬は裘を著、是時に順ふなり。若夏は裘を著冬葛布を着たらんは、時に差うて理にあらず。闢靜堅固權實雜亂、この時に當り法華の行者、もし山林に抖擻して諸宗の謗法を改めずんば、土に七難起り、民に七逆あり。清淨の眞土忽地變じて畜生道となり、餓鬼道となり、また阿鼻獄となるべきなり。之を以て我本師法王在世八年折伏に従事す。天台三十年傳教二十年、今や日蓮二十年ここに從事せざるはなし。我黨の小子或はその操を失ひ、或は其節を失ふ。三類の敵を見ては猶虎狼を見るが如し。夫如何ぞや、光陰人を待たず、露命幾干ぞ、泣て以て告ぐ、三類今日富貴に驕る共、一息斷るゝに及んでは直に阿鼻坑に陥らん。我儕朝昏毀辱に逼るとも、寂光本土に自受法樂せん。努力めて恐るゝ事なく、復退くことなかるべし。敵來りて首を鋸とも、息と共に一念不動、南無妙法蓮華經と唱ふべし。南無妙法蓮華經と與に息絶るときは、釋迦多寶十方の諸佛須臾に飛來り、兩肩に負ひ二聖二天十羅刹女蓋を捧げ、靈山寶剎に送り給はん。豈疑あるべからず」となん。この餘顯佛未來記を製し給ふ。その書大概前説に遷く、絳長くして看者の倦んを恐れてこれを省く。倘志ある人は本書に就て索むべし。かくて七月八日に至り、別付事觀十界勸請本尊を圖し給ふ。これ本化大曼荼羅の權輿なり。副書にいはく、佛滅度後二千二百二十餘年の間、一閻浮提の内未曾有の大曼荼羅なりと云々。

按るに佛祖統紀に、甲陽の波木井氏實長、忤を差て安否を候ふ。書中懺悔の事を伸る。八月三日高祖答へて、これに書を示し給ふとあるのみ。然るに紀年録に、南部氏書を呈す。行者厄に罹るを疑問す。八月三日答書を賜ひ惑ひを解く。九月十九日書を作りて日昭の母に與へ、その信力を稱歎し給ふ。また最蓮に當體義を著はし示し給ふ事、統紀にいふ所と異なり。

第二十六 蒙古賊襲來の大略并日朗救牒を持佐渡へわたる事

明れば文永十一年甲戌、高祖五十三にならせ給ふ。時に日興來りて奉侍す。かくて正月十四日行者難に値ふ緣故を記し、門人們に示し給ふ。かくて此月二十三日、兩の日並び出て都鄙の貴賤大に驚き、これ何ごとの天變ぞと、大に怪しみ安からず思ひ居たるに、二月五日復明星並び出たり。こゝに於て天文博士にその吉凶を問せられ、また諸寺諸山の僧に課て、祈禱さらに怠らず。以あるかな去年文永十年、大元蒙古の使趙良弼、九州へ來るよしその注進ありければ、時宗筑紫の諸將をして是を太宰府より追返せり。然れども復來らんこと遠きにあらずと深く怖る。

按るに本朝通紀、續資治通鑑を引て云く、元趙良弼使日本。到太宰府。而還。具以日本君臣爵號州郡名數風俗土。上。而後年元王舉兵擊日本朝。數回。以是想之。託二牒使。使趙良弼窺計地形風俗。上明。矣。宜哉使。元使不亦入三我州。矣。と見えて、これより嚮書を贈れる已來、或は對馬に來り八角島に來り、また播磨の間に來り。又按るに、今年また冬十月、元人忻都といふ者を以



て二萬六千餘人に將とし、來つて對馬の國を襲ふ。九州の兵防ぎ戰ふ。元人利あらず敗績して歸るといふ。これより二年を経て建治二年九月、元の使また長州室の津の浦に到り、直に關東に來りけり。時宗等相議してこれを捕へて首を刎ね、龍の口に鼻すといふ。夫よりまた二年を経て、弘安三年春二月元の使杜世忠、鎌倉に至るの處、時宗不禮を憤り、これを殺すよし通紀に見えたり。最元人我邦を襲ひ、九州に寇すること既に兩三回ならず、終に大軍を率て來り責む。此事諸書にあるのみならず、彼が史にも載たれど、北條九代記を始とし、蒙古繪詞傳、螢蠅抄、或は國史略、本朝通紀、その餘帝王歷代年表、また俗間年代記等に、その事績往々差ひありて、信偽孰か知るべからず。

こゝに鎌倉の執權平の時宗、或夜の夢に赤衣の童子忽然と現はれて、「何ぞ日蓮を救さざる」と、三たび計り告ると覺えて、眠の夢は覺にけり。其夜また頼綱も青衣の童子現はれて、「爾聖者を侮ることなかれ」と、これまた三回ばかり聞くと思ひて、その夢は覺にけり。偕も不測のことかなと心機稜として辨難く、翌朝執權の館に參り、時宗に對し、「如此々也、それ聖者とは誰なるらん、更に心に分難し」といふ。時宗聞て、「わが夢に赤衣の童子既に示して、日蓮を救せといへり。思ふに彼僧躬唱ふ、我は如來の使也と、近曾の自界叛逆難彼が未然にいひしに當れり。然れば凡僧にあらざる歟。然るを謗人を宥めんとて、久しく邊境に置かんこと佛陀の冥慮に差ふと覺し。若し頓く救さんには」と心中

半恐怖を懷く。頼綱もまた同心せり。然るに高祖を謗る族、この議を聞て歡びす、「君は一天下の政道を執り、邪を退け正を進め、國家を無事に守護なすの任にあたりて、日蓮ごとき賣僧一人を罰するとも何の妨あるべき歟。殊に睡中の妄想を信じ、猥に是を救し給はば、政道これより崩れなん」と囂々しくいふ者あれど、時宗頼綱これを聽かず、竟に赦免あるべきの旨有司に達しありければ、先士卒なる日朗を救し、同二月十四日赦牒を日朗に授けられ、日蓮に達すべしとなり。日朗大に喜びて、その赦牒を襟に懸け即日鎌倉を出立し、夜を日に繼いで走りけれど、從來その路近からず。星を戴き月に宿し、險阻もいはず足に任して往くとはすれど、この數日牢中に憔悴して、心ばかりは勇めども脚重うして行歩難く、漸くにして三月八日佐渡の國に渡りけるが、今は心神大に疲れて、たゞ一足も進みがたく、殊に日暮て東西を分たす。然れども先達てこゝに來りしこともあれば、路次は心に覺えあり、この山の裾を巡り、師の謫居は三里計り、いざや心を勉めて以て一刻も早く至らんと、其處にありける樹の枝を拾ひてこれを杖となし、痛める足を漸曳て、山に登ること數町にして渾身今は困勞なし、傍なる石に據り爰時勢を懇めけるが、喉を潤すべき水もなく、飢を凌ぐべき飯もあらず。ただ青苔滑にて、夜陰に及び濕氣に犯され、ほと／＼こゝに死向々とす。日朗心に想ふやう、我こゝにて終を執らば、誰かこの赦牒を師に捧げん。今僅三里にしてその志を果し得ず。豫て聞く法華の行者は、諸天善神加護し給ふと、然るに我この惱に遭ふ、將前世の宿業かと自ら觀念して、また想ふ

やう、志の貫く所金石もまた徹る、虎と見て石にたつ矢の和歌もあり、先試みに呼びて見ばやと、日朗赦牒を得てこゝに來れり、誰かこれを迎へ給へ」と、聲を限りに呼はること漸く十聲ばかりにして咽勞れ聲啞たり。しかれどもその誠心諸佛も感應ありけるにや、嬭々として絶えざることを縷の如くにて、既に謫居に達したり。高祖杳に聴給ひ、潸然として宣ふやう、「今遙に聞ゆるは正しく日朗が聲と思し。渠が我に孝あること實に心府を動かすに堪へぬ。今日我白頭烏を見る、緯あつて來れるならん、疾往て導べせよ」と宣ふに因て、伯耆公日興遽ぎ炬火をふり照し、喘々馳せ出て坂を下るこ一里餘り、然れどもその影を見ず。高祖も尋て出給へど、闇夜にして人ありともしらす。日興試みに聲を揚て、「日朗來れりや」と呼ぶこと數回、その聲また此方に通じ、聴て日朗大に喜び、「日朗爰に在り」と對ふ。その聲數遍にして互に通じ、日興漸くこゝに來り、仔細を聞き歡喜に堪へず、日朗が手を曳て辛うじて謫居に到る。かくて日朗襟にかけたる赦牒を出して奉る。高祖點頭て披き見給ふ。

日蓮法師御勘氣事所被免許一候也
 文永十一年二月十四日

行清行 兼長平

光綱

藤左衛門入道殿

この書當時京都本國寺の什物となれり。外に武藏前司の狀あり、その寫はこゝに略す。その書も本國寺什物の靈寶たり。

高祖これを見給ひて、日朗が艱苦を勞はり、長途の旅行を謝し給ふ。

附ていふ、この日白頭烏を見給ひしより、近きに赦免あらん事粗推量り給ふとなり。抑この緣故はむかし漢土燕の太子、秦に質として在りけるとき、始皇太子丹に向ひていはく、「汝必歸すべからず。但馬に角生ひ烏の頭白く變せば、其時こそ歸すべけれ」と、こゝに於て太子丹神明佛垂を祈りけるに、天これを感應ありて白頭の烏始皇の前に來る。因て燕の太子を還すと、この故事によれるなり。故にむかし行基法師、紀伊國音無川の畔にあるとき、頭の白き烏を見て、「山鳥頭も白くなり

にけりわが歸るべき時やきぬらん」と詠みしも、この故事より起れり。かくて高祖は翌九日、これを國中の諸檀越に告給ふ。中興阿佛を始とし大に喜びて宴を設け、高祖を賀し奉る。然るに國內關提の輩僧となく俗となく、これを聞て大に訝り、「およそこの島に貶謫せらるゝ者、古來より赦を得たる者なし、況や日蓮は佛敵法敵なり、しかるを輒く赦免を蒙る。天下これを赦すとも、吾們爭か赦さん、この境を出すべからず」と、内々陰謀を企て、高祖に寇せんと

なしけれども、諸天善神の守護により、高祖おん身に恙なく、殊に威權獅子王の如く泰然たれば、聞提等更に手を動し難く、其儘に止にけり。偕高祖はこの月十三日、檀越に別を告てこの國をたち出給ふ。各歡の中に別るゝことの悲を含みて、落涙數行別離の情に堪へざる中に、最蓮房は殊さら歎き慕ふ心の切なるを見て、高祖渠が手を執給ひ、「心を憐ましむること勿れ、我大梵帝釋に令し、近きに歸舳の歡を見ん、但再會を期するのみ」と、十四日網浦に著給ひ、翌日船に乗て大洋を渡り、十六日の朝越後の國柏崎に著給ふ。

附ていふ、日朗師が誠心世に屬ひなきを稱し、かの行歩艱難の所を、後人日朗坂と唱へ、石に據て憩ひしをもて、これを赦免石と名く、今尙彼地に存在せり。こゝに精舎を營みて日朗山本光寺と號す。紀年録に佐渡紀を引ていはく、永祿年中洛の本化宗者、官命に託してこの石を洛の本國寺に移さんとす。州人輿を以て昇き、眞野川に到り船に乗らんとす。其石膏のごときもの出て重うして載すべからず。こゝに於て止まる。邑主是を聞て、後山に就て亭を造り、これを庇ふと云々。

第二十七 高祖歸路の教化井若狭の局が靈を鎮め給ふ事

越後國柏崎は同國北方の海濱にて、往古佐州へ渡海するもの、みな此處より船に乗る。既に承久の亂順徳院佐渡へ遷され給ふ時、この海濱に御幸なし、五十嵐某の家を行在とす。今猶その殿を存し、注連繩を張て人を入れず。何時の頃にや官吏こゝに宿し、「何ぞ往古のことを避んや」と、その殿に入り



越後高田の
昆沙門天王
高祖と三子と
寺小尊

て臥す。深夜に及び長押を破り、別室へ抛られたり。因て人々恐怖すといふ。僧も高祖は馬に著給ひ、泉甘といふ所に憩ふ。後人寺を造りて福泉寺と名く。亦同所下宿に至り、三十番神を勸請し給ふ。また後人寺を造り、これを呼で妙行寺といふ。かくて府中に宿し給ふ。小川ありて石灘なり。高祖その石を拾ひとり、一石一字陀羅尼品を書す。日朗日興諸共に石を拾ひこれを洗ふ。その地妙法の因により、後年多く人集り般に富を致すとぞ。故にこゝを陀羅尼町とよべり。かゝる處に翁あり、忽然と來り高祖に揖し、會て日朗日興が負ふ所の袱包を請うて自ら負ひ導をなし、傍なる寺に入る。高祖師弟これに隨ひ、其寺に入給ふに、老翁の行方を失ふ。故に庫裡の邊へゆき、これを問ふに知るものなく、寺主大に怪めり。その寺は眞言宗にて、毘沙門天王を崇めたり。古き像にて威靈あり。高祖寺主を延いて一たび拜さんと寶殿に到り給ふに、かの失たる袱包毘沙門天王の肩にありて、その足に濕土塗れたり。容貌件の翁に似たれば、僧こそ高祖を憩はしめんと、自ら迎へ給ふを識り、見る者奇異の思をなす。紀年録には、この寺主の阿闍梨、その始め高祖の名をきく毎に甚だ嫉み思ひしが、この奇瑞を見てなかく及ぶべからざるを躬悟り、過を悔て高祖を請じ、膳を設け珍味を竭し、これを供養し奉る。この後猶淹留あつて、教化し給はんことを乞ひけれど、こゝに返るべきにあらざれば、高祖辭してこれに換ふるに、大曼茶羅を圖して與へ給ふ。日朗日興もまた曼茶羅を圖し、後の證にこれを止む。この寺宗を改めたり。越後高田の府吉祥山日朗寺といふは是なり。かくて後この多

聞天の像、國主上杉氏の城内に殿を築きて安置なし、崇敬他に異なりしが、羽州米澤に徙るに及び、また其處に日朗寺を建つ、故に高田米澤二字の日朗寺ありとぞ。夫より武州兒玉郡に到る。こゝに武藏の兒玉黨にて久米信政といふ者あり。豫て高祖の美名を慕ひ、一回相見せんと欲するに、縁なくして年月を過せり。然るに來り給ふと聞き、大に喜びて出迎へ、駕を枉給はんことを請ふ。高祖その志を感じ、久米氏が宅に到り、こゝに一宿なし給ひ、懇に佛意を示さる。信政頻に信を起し、宅を以て寺となす。今の八幡山玉蓮寺これなり。此結縁によりて子孫繁盛し、今も猶連綿たり。高祖こゝを出給ひ新曾村に到り給ふに、一人路の傍に拜伏し、涙を流して哀憐を乞ふ。日興立よりてその故を問ふに、僕は彼處の農夫なり、然るに妻女難産に罹り、悩むこと數日にしてほとく命絶えんとす。因て醫師はいふに及ばず、有驗の高僧に祈禳を請ひ、百計手を竭すといへども、聊その驗あらず。兒もまた胎中に在て動痛す。願くは師の功力を以てこれを援ひ給はらば、生々世々の鴻恩なり」と、首を地に著て悲しみ歎く。高祖これを聞給ひ、路傍の株に腰打かけ、曼茶羅を圖して與へ給ふ。農夫歡び頂き捧げ、歸りて妻に頂かしむるに、須臾ありて産安く、後母子ともに安泰なり。見聞の諸人を徳を貴び、後この地に妙顯寺を造り、かの曼茶羅を以て本尊となし、俗に子安の曼茶羅と稱ふ。是よりこの邑産婦ある毎に、この曼茶羅を祈念するに、會て一人も過なし。是よりまた一村を過給ふに、こゝにも産婦の惱めるあり、其良人を關氏といふ。高祖に見えて援を乞ふ。高祖曼茶羅を與へん

とて、紙を求むるに紙あらず、見れば傍に飯匙あり、新にして且淨し。高祖これを取てその裏に曼茶羅を圖し給ひ與へらるゝに、關氏悦び拜してこれを頂かしむるに、惱亂忽地收まりて、頓に安産することを得たり。誠に希有の奇瑞なれば、その家舉て信伏し、悉く舊宗を捨てみな妙法を唱へけり。この後の飯匙に靈應あること屢にて、或は時氣の不正に觸て天行病などある時に、人々集會てこの匙を首に頂くときはこれを脱れ、また既にこの病に罹る者も頂きて忽に熱醒め、全快すること不測なれば、衆人尊信せざるはなし。然れども時により汚穢不淨に觸ることあれば罰もまた著し。ここに於て關氏も怖をなして、佛工に命じ新に高祖の像を造り、その胸中に藏めつゝこれを祈るに益靈應あり。かくて關氏後年に及び、江戸谷中に寺を造り、善性寺と號しこの像を崇む。後故あつて同所なる感應寺に安置せり。然るに元祿年中とかや、台命に依て同所なる慈雲山瑞輪寺に移す。今猶ここに奉持すとなん。かくて三月二十六日高祖鎌倉に著給へば、辨閑梨日昭を始とし、緇素盡く出迎へ、再會を歡ぶにも各涙ならぬはなし。かくて諸子相謀り夷堂の地を假て、一字の淨室を構へ、辨閑梨を主とし暫くこゝに在しけり。この地今の妙嚴山本覺寺なり。こゝに比企大學三郎豫て高祖に歸依するをもて、己が屋敷の地を以て法場となさんとするに、この地元來地子を出す、因て這回地主に談じ、四至の券を出して布金の場とし、長興山妙本寺を建立し、能本夫婦髪を薙ぎその側に潛みたり。高祖この供養を受け、四月朔日山の式を調進し、開堂祝釐し獅子奮迅三昧に入て一吼揚々たり。

四衆瞻仰して目暫くも捨てず、各歡喜の眉をひらき、齊く法門萬歳を呼ぶ。

附ていふ、本文大學三郎能本件の精舎を建るに及び、第宅の地を捨て四至の券とて、その地の租税年々に收むべきを一時に購ひ、永代妨なからしむなり。爰を以て布金の場といふ。抑布金の場といふは、むかし天竺舍衛國に精舎を建てんとして、須達長者舍利弗と共に其地を擇ぶ。然るにこの國の大王波斯匿王の皇子、祇陀太子遊獵の地は幽棲にして比あらず、この地に精舎を建てんとして祇陀太子に請けるに、太子恠みてこれを許さず。須達長者種々に功德の貴きを説きければ、太子も了得に辭みかねて、然らばかの地に布滿る黄金をもて汝に售らん」と、これその實は長者が富にも及ばずして、止みなんと想ふをもてかくいへり。長者大いに悦びて、家に歸り府庫を開き、大象七頭に黄金を負せかの祇陀園に來り、これを布き八十項に充滿たれば、天に輝き地に映じて、貴かりける景勢なり。太子熟くこれを視て、渠法の爲に黄金を恠まず、我奚爲この地を吝まんや」と忽地大信力を起し、汝無数の黄金を以て、この園を買はんとせるその功德莫大なり。然るを我奚爲黄金に換んや、嚮の言は戯れなり、速にこの黄金を以て精舎を此地へ建立すべし」と聞て、長者首を揮り、君は國の太子なり、假にも戲言すべからず、疾々收給へ」といふ。太子是非なく金を收め林木を以て精舎の料とし、須達舍利弗に與ふとなん。因て布金の場といふ。大學三郎能本が善根實に須達に亞ぐものなるべし。



こゝに於て鎌倉及び諸國謗法の輩も、その威勢敵しがたく、この時に至り口を嚙み鳴を止めて閉塞しぬれば、高祖巨鎮自若として、法門大に定れり。こゝに大學三郎能本新に法筵を開き高祖を請じ、若狭の局の冥福を修す。昔年比企の傍に池あり、若狭の局こゝに投じて死す、妄念の引く所か誤つて蛇身に感じ、時々兩角空に挿み、疊鱗日に輝きて現する形を、傍なる人見ることあり。能本屢これを憂へ、高祖の法力を假てその悪念を翻さしめんとなり。高祖大曼茶羅を圖し、修法すること肅々たり。この後絶てその形を見ず。當に高祖の護念によりて、佛果を得たる者なるべし。この大曼茶羅蓮の字の長畫實に蛇の勢あり、故に蛇形の曼茶羅と稱せり。後高祖涅槃のとき、これに向つて坐したまふ。故にまたこれを稱して一臨滅度時の大曼茶羅とす、今猶比企の藏中に存せり。

按るに佛祖統記自註には、比企第六代日行上人の時、應永二十九年壬寅十月十二日、佐竹氏上總入道常元父子讒に因て誅に伏す。賊山中に遁るのとき、蛇形の曼茶羅飛で池に入り、字字猛蛇の姿を現じ、賊を禦ぐに賊驚き、みな退き去るといふ。日行人に對していはく、「蛇形の本尊今日復蛇形の威徳を増す」と云々。

こゝに眞言宗の碩學、正覺院主こゝに來り、高祖の宗義を詰らんとす。法孫日澄祖佛統記これを推く。院主大に屈服し口を箝みて去りけるが、宗を改め寺を捨る、今の大巧寺これなりとぞ。かくて副元帥北條時宗情高祖が進退を察し、實に聖者の徳あるを曉り、一日懇にこれを招く。折しも四月八日

なり。高祖夙に起て徒弟を従へ、執權の館に到り給ふ。家幹頼綱出迎へ、これに對すること以前に變り、膝行して禮を竭し、且手を叉き瞻仰し、面を和げ度みていふやう、「念佛無間等の法門は、その義殊に美なりといふとも、人聞て喜びず、今よりしてこの説を罷給はば可ならん哉。たゞ義を枉て我に順は、何の幸かこれに若ん。城門の西に當り新に愛染明王の殿を構へ、上人を主として國家の護りを請ひ、莊田一千町を寄て衣盃の資に充てんとす。上人宜く受用あるべし」と慫慂に演にけり。高祖これに答へていはく、「念佛無間は末法の公道、且禪の魔なる律の賊なる、何ぞ算ふるに足るものならん。殊に國を喪し身を亡すは、夫唯眞言宗なるをや。然るを禳災の方となすは、夫誤る哉。誤る哉。若國家の福田を祈らば、四誘の莠を耘りて稻穀たる妙法に歸すべし。國の存亡は唯此舉にあり、何ぞ煩しく我を誘ふる事あらん。案るに誘はアザムクなり、まづ高祖を宥め誘きて、いまにちれん、今日蓮が諫を容れざらば、彼愛染堂に居らしめんとするを咎め諫め給ふ也。蒙古賊に利を射られんことを計へて俟つべし」となり。頼綱聞て、「蒙古賊の到らんことそれ何時ぞや、上人豫め知り給ふ哉」と、高祖答へて、「經文にその時を指ざれば、貧道その期を知らずといへど、國君日蓮が公道を捨て私選を踏む、運は頑に同じとありて、私にカタクナなる所を踏むとは、その跡を逐ふなり。因て天の怒甚急なり、恐らくは年を超えざらんか、國の爲道の爲己むことを得ずして言ふ。嗟日蓮がごとき色法は國の賜なり。一に彌に任ず、心法は覺皇の有なり、以て私すべからず」と更に傍に人なき若く、齒を咬て對へ給ふ。頼綱聞て語なく、列座の諸士も高祖が直諫烈しきをもて、執權家幹ともに怒を起さんかと、

肝を寒し腋に汗す。是を大諫三次の第三とす。高祖諫の容れられざるを察し、衣を振てたち出給ふ。時宗熟高祖の徳容勇猛なるを見て感じていはく、「實に大丈夫なるものかな、涅すれども更に縮まず、これを仰げばいよく高く、これを鑽ればいよく堅しと、實に謂つべし間出の聖者なり、自ら如來の使と稱するも、また過言にあらざる歟」と、大に信じて衆に語れど、三類の敵拒みて可ず。副元帥の猛威たるも奈何ともすべからず、その儘に止にけり。按るに紀年録、高田日朝寺の條、迎へて袱包を負ふは、一人の小山伏といへり。また信州を過ぎ一村に宿し給ふ。佐野某檀越となるよし見えたり。

卷之三五

第二十八 時宗宗牒を高祖に賜ふ井高祖身延へ入給ふ事

再説副元帥北條時宗、高祖が意氣の凜然たるを見て心中酷感じけれど、今や禪眞言の徒、あるひは念佛の淨土宗、國中に跋扈してこれを變んとするに路なく、強て棄せんとする時はかの黨の怒を生じて、亂の至らんことを恐る。然れども高祖が公言實に無上の法なるを曉り、有司と謀りて一通の宗牒を示さるゝ。その略にいはいはく、「頃年數多眞法の威力に於て、御感尤淺からず、實に三國に比類なく、妙宗後代有難し、尊僧何れの宗か之に比せん。日本國中に於て宗弘の儀更に妨あるべからず、仍執達する者なり」と、貳なき近臣に持して高祖の許に贈らるゝ。高祖恭しくこれを拜し、謝して後に宣ふやう、「嗟我化の及ばざること實に甚しといふべきのみ、如何となれば天下に君たる人、この法をもて公なりと思はれ、何ぞ憚る處あらん。また公と思はずしてこの宗牒を做し給はれ、これ我に阿ねるなり、末法の弊こゝに至るか、我奚爲これに與せん。三たび諫めて聽れざれば、逃るゝはその禮なり。嘉遯既に時至れり、然らばこの地を去るべし」と、頓て昭閣梨を召て長興山妙本寺に監たらしむ。日昭まづ拜していふやう、「師この地を去り給はれ、三類の徒隙を伺ひ、謀を設け官の威を假り、或は事を宗論に託し、攻撃逼迫せんこともまた量知るべからず。宗論は時勢に因て尙偏頗あるときは、

清義もまた邪曲に陥り、羸ちたるも輪となり、眞正の説を穢し邪の爲に摧かれん。また甚しければ首を授け、寺を廢す古例も多かり。昭不肖にして此任に當らず、蹤を晦し矛を枕として、たゞ法戰を期せんのみ」と、高祖これに領き給ひ、重ねて日朗を召てこれを命す。朗謹で命を拜す。曾て檀越波木井氏に、价をもて兜巖甲州の地に隱栖せんことを告給ふ。波木井氏悦びて其回報ありければ、即この地を去り給はんと、五月十二日發足し給ふ。貴賤道俗別を惜み、路にして宴を設け、懇に別を告る。就中老たる者は再び生前に見えがたしと悲の涙を浸し、また少者は彼地を訪て再會を期せんといふ。高祖固より故郷にあらず、父母の國にあらずといへど、既に志を立難く、衆人に別るゝを大に患へて行路遅々たり。かくて彼宗牒は今陸奥仙臺に在て、國寶になせりといふ。この時御弟子日興、日向、日頂、日持、日心の五人及び久本坊もこれに従ひ、熊王袂を負てゆく。高祖ともに以上八人駿州大宮の莊野中村を過り給ふ。こゝに由井五郎入道は日興が舊識なるゆゑ、この事を告げるに、入道大に歡びて出迎へ、その宅に請じけり。高祖こゝに入給ひ、入道受戒得法す。また宅を捨て寺となし日興に授ければ、日興大曼荼羅を圖してこれを記す。今妙覺山大泉寺といふ是なり。夫より同國黒田の郷柏坂村に入る。遠藤左衛門是を聞き、淨室を設けて高祖を請す。十五日こゝに舍る。于時黒田夫婦尊崇して三物を供じけり。三物とは錢、酒、餅なり。餅は國俗にいふ柏餅、こゝに於て此地の名を柏酒と呼びけるが、今訛りて柏坂といふとぞ。又寺を造り鵜目山本光寺と申しけり。鵜目は乃錢の異名

なり。それより上野の郷に入給ふ。この郷の邑主の族に、内房の尼といふあり。豫て高祖を慕ふの折から、こゝを過り給ふと聞て、路に出て迎へ奉り、庄司入道をして懇にこれを敬侍し奉る。高祖拒まずこゝに入給ひ一宿をなし給ふに、内房の尼禮を厚うし誠を竭すこと至つて切なり。翌十七日別に望み、尼が志を譽給ひ、和歌一首を遣し給ふ、「内房にさのみは人のねられねば月をみのぶにおきかへるかな。」

按るに近年印行せる甲斐叢記といふ書、身延山久遠寺の條下に、日蓮上人としてこの歌を載たり。但し結句おきかへるらんとみゆ。

後またこゝも寺となし、高祖を崇めて開山祖となし、長遠山本成寺といふ。かくてこの日甲州の巨摩郡に入給ふ。こゝを相股村といふ。流水長くして清く、その傍に巨石あり。高祖こゝに憩ひ給ふ。村老史氏正左衛門これを聞て出迎へ、手自粟の飯を盛り高祖を供養し、伴僧及び其奴隸等を別に置き、酒食を飽しめてこれを勞ふ。その容至つて信切なり。高祖その志を感じ、暑の移るを覺え給はず。こゝも後に寺となし、大石山正慶寺といへり。その巨石今尙存せり。かくてこゝをたち出給ひ、晡時に身延の澤に著く。大檀那波木井氏六郎實長子弟を携へ、出迎へて大に喜び宴を設けて旅情を慰む。按るに實長は、新羅三郎義光五代、甲州巨摩郡飯野、御牧、波木井三邑を食み波木井に館す。因てこれを氏とすと佛祖統記に見えたれど、新羅源氏の家系に據るに、極めて定かならざることあり。

實長本姓は南部なるよし高祖紀年録にみゆ。南部氏は逸見冠者清光の三男、加賀美信濃守遠光の裔にして、南部二郎光行を祖とせり。故に書して参考に備ふ。また波木井は羽切に作る、この相見の地に一字を作り、これを發軔堂と呼ぶ。

かくて實長その家臣三上長富、福士長忠、橋樹光朝の三個に命じ、身延山に精廬を營み、高祖を安置せんとす。高祖これを聞給ひ、大に駭きて制し止め、「出家は素より樹下石上に在るをもて本意とす、争民力を煩はしその居を飾るに忍びんや。その志は然ることながら、これ佛の本意にあらず」と、固く辭して二三子を役し、木を伐り茅を刈て矮屋を補理、こゝにありて朝暮持念し、讀經勤行懈らず。實長躬歩を企て、敬侍すること主の如く、またたゞ父母に事ふるがごとく、生佛の恩をなせりとなん。

第二十九 善智と法力を角ぶる井鶴飼を得度の事

爰に甲州の小室寺に役の小角の流を汲で、修験慧朝といふ者あり。一の名を善智といひ、眞言祕密の法を以て種々の不思議を見はし、法術を以て世に鳴りけり。高祖遙にこれを見聞し、是法を街ひ俗を枉惑す亡國の兆、われ往て誠めずばあるべからずと、一日徒弟二三子を誘ひ小室寺にゆき給ひ、善智に相見せんことを索む。善智も豫てこの國に高祖の來り給ふを知り、法力を以てこれを降さば、わが寺いよ々榮えんと思ひ居たる折ふしなれば、あへて拒まず出迎へ、まづ相見の禮畢り、「御坊近曾法



華を唱へ、これを最第一として他の宗を譏り傾く。それ法華經は一大の妙經といふといへども、我宗門に持する處もまた是釋迦の遺教なるうへ、宗祖空海思を凝し、研究して一宗を建つ、奚爲以て甲乙あらんや。然るを妄に他を非とし、我をのみ是なりとす、何ぞ佛意に協ふべけん。向後我執を改めて自他平等の教を守らば、釋氏といふに邇からん」と一言に叱しければ、高祖聞て領き給ひ、「汝が宗體實成ならば、いかにも平等の故あらん。然るに空海邪路を開き、迷の雲胸を覆て眞如の月を觀ること難く、大乘の經を以て第三戲論と欺き譏り、邪智我慢の毒を流す。故にその流を汲むもの、毒の毒たる所以を知らず、これを飲て心酔り、いかで平等たるを得ん」と、夫より論談數刻に及び、善智忽に口を籍みて更に答ふる術を知らず。この沙汰を聞て善智が門人在る限りこゝに集會、その問答を佐けんとすれど敢て口を開くものなし。善智今は言葉竭き、「然らば法力を較べん」と是をなせ共高祖に及ばず、因て終に従ふといへども、中心いまだ服することなく、これを嫉み恚みて、陽には從へども陰には害を加へんと思ひ、是より後鑑を製し、持して高祖を供養せんとす。高祖これを受て喫し給はず、箸をもて一箇を挟み直に庭に抛給ふ。折ふし一頭の狗子あり、馳來りてこれを喰ふに、忽燒毒に中りて斃る。高祖これを見て色を和らげ、「爾我慢の心を起し、暗に我をして害さんとすれど、我は法華經の行者として爾がごときの害に値ふべからず、これ併ら日蓮が智の賢き故にあらず、天自然らしむ。爾實に慚愧なせば、今より宗を改むべし」と懇に諭し給ふ。善智大に愧恐れて、肝戰慄き頭

上に烟を出す。涙を流して罪を謝し、この後弟子たらんと請ふ。高祖これを許し給へり。且斃れたる狗子の爲に名を與へ、石を樹て率塔婆を造りて弔ひ給ふ。その率塔婆今に存せり。

附ていふ、この法力を競べ給ふこと説々あれど、佛祖統紀、紀年録、その餘の書にも、小室の慧朝言語屈す。頓て法力を角ふに勝つことあたはず、因て陽に服從し陰に害を含むとありて、法力を較ぶる巨細を載せず。その俗に傳ふるは、この傍に一巨石あり。善智最多角金珠を揉んで祈るに、忽地險ありて不得の巨石宙に昇る。觀る者毛髮逆に立つ。高祖微笑なし給ひ、「是既にいふ邪術を以て衆を惑はす所也。我念じてこの巨石を爾が頭の上に墜さん、爾よく持念して石の爲に打るゝなし」と、いひも畢らず呪し給ふに、かの大磐石動き出して、善智が頭上に墜ちんとす。善智駭き數珠おし揉んでこれを除けんとするに能はず、因て高祖に罪を謝す。巨石飛んで善智を除けたり。故に善智その術さへに及ぶべからざるを察し、高祖に従ふといひ傳へり。後に高祖の弟子となり、日傳の名を賜ひ、肥前阿開梨と唱ふ。徳榮山妙法寺これなり。今かの寺より消毒の符を出すも將にこの因に據るか。

かくてこれより百歩を距て、また一の碓石に倚り、塵を振て説法し給ふ、聽衆多く集合たり。時炎天にして農家の男女下りて水田の中に在り、蛭子を拾ひてこれを殺す。高祖これを見給ひて、「およそ衆罪の中における、殺生を以て重しとす。微物といへども殺すこと勿れ、殺すこと勿れ」と誠め給ふ。

農民これに對へていはく、「吾儕妄に殺すにあらず、人の身に著て生血を啜ふ、故にその害を去るのみ。故に辜は彼に在り、何を以てか憚らん」と。高祖領き笑ひて宣ふ、「然らば我加持をして蛭子を人の身に近付しめじ」と、暫く唱題護念し給へば、これより數千の蛭ありといへども、人に著くことなしとぞ。借こゝを去り東郡に往給ふに、天陰り霧深く、頓て雨らんとす。伊佐和今石和に至りて宿を求むるに、驛の主高祖を憎みて宿を假し參らせず。高祖患ふる容もあらず、二三子を顧みて此時從ふは日興曰、「一國一郡の内といへども、人の心種々なり、若し野に臥んには」と、またこれより漂り給ふに、忽然として茅屋あり。その中を觀入給ふに、頭に越の雪を積み、額に田子の波を湛へし、八十餘の老翁をり。日朝往きて宿を請ふ。翁歡びて三個を請じ、「我は年來鶴を養ひ、魚を漁るをもて業とす。一切の罪業種々なりといへども、殺生最深重と聞り。われ生前の宿業に因て、今無量の苦患を受る、師それ意あれや」と謂つて悶絶すると見えたるが、忽然その長一丈あまりの鬼形となりて、口よりは曠悲の焰を吐出し、心神惱亂して虚空を睡む。その容の怖しなど語をもていひがたし。高祖これを看給ひて、更に驚く氣色も坐さず。時に鬼形忽地消て一字の茅屋と見たりしも、烏有となりて人を見ず、蓬刈萱深く茂れる曠野にして、露繁く風冷かに身に染みけり。高祖兩弟を顧て、「これ孤獨地獄なり」と、こゝに杖を止ること三日、かの鶴飼が鬼の爲に讀經叮嚀にもしつゝ、その邊なる小石を拾ひ、一石一字妙經を書寫し、この河に投じ給ふ。その功力により速に成佛得脱することを得て、彼鬼臚に

形を現じ、これを謝す容をなせり。後人此處に寺を作る、石和の遠妙寺その古跡なり。曾て元祿己巳の春、信士あつてこの寺に梵鐘を鑄て納るに及び、身延第三十一世、日脱上人この鐘の銘ならびに序を作りていはく、

石和鶴飼遠妙寺者。宗祖曾寫三石經。一拔漁父幽苦之地也。彼漁人者所謂平大納言時忠卿也。靈牌今尙存。可證一也。今茲己巳武都信士海保氏鑄新鐘而寄之。余亦勒銘結勝緣云。銘曰、維鶴在梁。漁父飼之。漁父一逝魂墮泥犁。一維石在河。菩薩有慈石經之力。免彼鞭笞。靈蹟千年在二水之渦。靈鐘千載永鎮三仁祠。今日東鑑曰。前平大納言時忠卿。文治五年己酉五月廿四日。於三配所能登國。薨六十二歲云々。然以今今漁人。爲三時忠卿一更詳。と見えたるなり。經石今尙この水底に存し、往々感得するものありとぞ。蓋この地を鬼苦島と名く、今は菊島と改めたり。

按るに世間流布の本に、石經の事大に差へり。甲斐國山梨郡石和川は殺生禁斷の所なるに、夜毎忍びて鶴をつかひたるものあり。里人これを捕へて刑に沉めたり。聖人不便に思し召れ、法華經一部一石に一字づつ遊ばし、御弔ひありけるとぞ。世に鶴飼の石といふ是也。文字石に入て摺れども失せず、有難し有難し。成佛得脱せること彼鶴つかひは申すにや及ぶべき。一石一字の川水を呑る鱗まで、生を轉じて皆解脱を得ずといふ事なかるべしと見ゆ。さはれ鶴飼は篝を焚き、魚のよりくる



石和の獨
得度の圖



を埃て鵜を放つ。されば歌にも鵜川の簞と詠り。殺生禁斷の所に至り、鵜をつかひたりといふは覺束なき説なるべし。若試にこれをいはば、副元帥時頼の頃、六齋日に殺生を禁ず、犯すものは刑すといへば、その頃の事なる歟。しかれども小魚の爲に、人命をとるといふ酷政はあるべからず、猶追て考ふべし。

第三十 高祖所々に遊化し給ふ井孝道全き事

かくて高祖それよりして八代郡に入給ひ、八代邑といふに到り、日暮て宿假る家なければ、野中の地藏堂に宿し給ふ。夜半に及びて燐火あらはれ、且婦人の叫く聲聞ゆ。高祖これを怪み給ひ、夜明て俚人に問ひ給へば、「この邑の婦孺を産み、大に惱みて母子共に死す。これを彼野中に葬る。いまだ解脱をなさざるや、折々燐火を見るものあり。願ふは師の功力をもて成佛なさしめ給へ」といふ。高祖不便に思されて、彼俚人に案内させ、野中に到り見給ふに、唯二堆の土饅頭あり。此方の壁は母にして、此方なるは子也」といふ。高祖こゝに立寄て暫く護念し、興向の二子と俱に壽量品の偈を唱へ給ふこと、凡そ二三十遍にして止む。極めて解脱を得たると思しく、これより燐火を見るものなし。さればこの墳墓を學塚といひ、後人寺を造りて慧光山定林寺と稱へけり。それより逸見日野村に至り給ひ、傍を見給ふに、庭には緑の松を植ゑ竹の籬をしめ結て、いと閑静に住みなしたるが、井の水もまた清く澄り。高祖こゝにたち倚て足を漉ぎ給ふとき、その主出て水を汲み井を隔て少しく語り、これ凡

僧にあらざるを知り、忽地に信を起し、高祖をしてわが家に宿せしむ。この主後に身延に詣て高祖に調し奉る。高祖の教化によりて檀越となり、井に向ひたるをもて乃向井氏と賜ふ。因て宅を捨て精舎となす、石光山見法寺是なり。井及び傍の鼓石今尙現に存在せり。子孫相續で檀越たり。また西出村に往給ふに、土人悦びこれを迎へ、生佛の來臨なりと謂て、崇敬すること大かたならず。後寺を造りて來佛山上行寺と呼ぶ。夫より信州葛木に遊化し、かくて波木井に歸り給ふ。六月十七日に至り波木井南部氏、遊化の間に造立する處の草堂に移り給ふ。それ身延の地景たるや、崇山茂林幽溪深谷、雲封し霧埋み、巖聳え水流れて、その境清淨寂寥たり。實に世を遺れ道を修するの輩にあらざれば、諒居易からざるなり。高祖温良愼靜にして檀越を厭ひ、晝はたゞ一食に止り、夜は燈燭を掲げずして月を以て燈火に易ふ。讀誦唱題快くして安穩なるを得給へり。一日實長躬來りてこの山の勝を請ふ。扁して身延山久遠寺と呼ぶ。或は傳ふ、異人來りて高祖の左右に侍しけるとぞ。これ何人といふを知らざれど、恐らくは法華守護の三十番神、交替法味聽聞の爲ならんといへり。高祖一日二三子を携へ、この山の頂を觀んと草堂を出て登り給ふ。或ときは荆棘を抜き、また或ときは山巖を履み、葛葉を攀て絶頂を究む。こゝに在て瞻望すれば、碧落雲無うして鼻端を照し、天を去ること遠からぬが如し。直下せば浩々杳々、豆總の二州眼下に在り、駿相また掌中に視るが如し。直に安房の一州を望む。これは高祖の舊梓にして、祖先考妣の墳墓あれば、高祖戀慕の餘り落涙數行し、合掌

高祖鬼火と
足高へき



して念じ給ふ。吁高祖の孝心なる、それ外典を考ふれば、大孝は身を終るまで父母を慕ふ、大舜は五十にして猶慕へりとぞ。高祖今六十に向として父母を慕ふ、聖者の行數千載を隔つといへども割符のごとし。吾黨の子宜くこれに則るべしと統記にいへり。況や法華經はこれ内典の孝經なりとぞ。後この地に塔を建て、その殿を芬陀利窟と稱し、廬を大孝院と稱す。また奥院とも呼り。曾て日心の父宅を捨來つて高祖に奉侍せり。また日心が弟二人も御弟子となつて薙髮せり。これを日善日上人といひ、父子四人孜孜として事へまつること主君の如し、今の竹の房は其舊趾なり。この年八月佐州の阿佛房、千里を遠しとせずして來り、高祖に謁し奉り、安居の地を見て大に喜ぶ、この歳八十六となん。壯健なること壯士に變らず、至誠豐饒他に異なるを、高祖大に感じ給ひ俱に悦びを述給ふ。

附ていふ小室の慧朝高祖を鳩殺せんと計りしは、この頃のことなるを、前に掲げ出し、は、彼が傳を列ね記して、觀安からんが爲にするのみ。統記建治元年の條に、慧朝罪を悔來つて謝す。高祖これを容給ひ、新に剃度の式を設け、名を日傳と給ふ。日傳身延山に遷り、茅を結んで奉侍せり。その地を醍醐谷といひ、その茅屋を志摩の坊といふ。五百年來蛭人に狎れず、頭に一黒子を戴く、隣村これを小室蛭といふと見えたり、前の件と合せ觀るべし。

この年十月蒙古賊、忻都を將として二萬五千餘人、壹岐、對馬二島及び筑前、肥前の二州を侵し、里民を虜にして還る。去ぬる四月頼綱に告給ふ所果して驗あり。

按るに、統記始め其餘高祖の傳中に、往々蒙古のことを録し、既に大曼茶羅を圖して親王家に獻せられしことを載す。然るに年曆異同あり、且事實に差ひあり、逸々その所に辨せんは觀るに煩はしくならんを恐れ、たゞその書にあるまゝを記し、後に至りて一始終大略を列ね録すべし。

こゝに池上宗仲は大學三郎が志を美め、宅を捨て寺となす。そのよし寂仙房日證を使として、高祖にこれを告奉り、爲にその謗を請ふ。高祖これを感じ給ひ、長榮山本門寺と號け、曼茶羅を圖して與へ給ふ。宗仲大に喜びて辨閣梨を招くといへども、辨閣梨これを肯はず、唯に高祖の命を俟つ。高祖日朗をして長興山妙本寺、長榮山本門寺の兩寺を監せしめ給ふ。宗仲別に小地を割て辨閣梨を持しけれど、日昭また領す、法弟大進を差てこれに居らしめ、その身は矛を枕とし深く墊して世に現はれず、守文節操他に異なり。

第三十一 經一應日朗に従ふ身延山の記の事

建治元年乙亥、高祖五十四にならせ給ふ。この春蒙古賊使杜世忠、朝鮮使寇を告て來る、利無くして空しく歸ると云々。こゝに下總の國平賀氏、平忠晴といふ人あり。男子二人を持って兄を萬壽麿といひ、弟を龜王麿といふ。一時忠晴萬壽麿を比企の丈室に伴ひて日朗に投じける。日朗熟これを見て天に駭き奇なりとしていはく、「我師出世して法を四海に播す、東州に多く縁ありといへども、未その化京幾に及ばず、我平生にこれを嘆く。今幸に此法器を得る、他日大に振はん者は、この兒ならん」と喜べり。忠晴もまた悦ぶ。日朗乃これを携へて身延山に至り高祖に見えしむ。高祖一たび見給ひて、「實に日朗が見差はず、是こそは我弟子なれ、我法を弘むる者なり」と大に喜び、その名をして經一應と更め給ふ。于時年甫て七歳、常に高祖に侍して修行す。十四歳のとき高祖の棺前にして、日朗これを薙髮染衣す。果して二十歳のとき、帝都にこの宗門を開く。妙顯寺の開山として日像といへるは是なり。また下總國會谷丹波入道教信は、曾谷山城入道道崇が父にて、食邑越中の國に在り。また太田氏禪門も深く高祖に歸依し奉り、嫡子太郎を高祖に投す。これ中山第二代日高といへるは是なり。老後太田氏袈裟を着し、俗名をもて道號となす。高祖常に乘明上人と呼給ふ。禪門實名を乘明といへばなり。その先は源三位頼政とぞ。かくて八月自受法樂の餘り、身延山の記を造り給ふ。文章然のみ長からざるを以て、こゝに掲げ出すといへども、多く兒童の耳に通じ難からん。然れども盡く釋せんとする時は繁雜なり。故に漢文を國字に和らげ、竊に己が臆解を以てすれば、識者の覽に備ふる者にあらず。曰く身延の地たる靈なるかな異なるかな、清淨寂寞にして天人降下海神衛護、ゆるに貪夫も是に於て廉に、妬婦も焉に於て潔し。時これ秋風廬傾き露穢し、蛛の絲は簷に掛て珠を貫き玉を連れ、紅葉霜に染ては鏡の水影を煎し、龍田の錦を思ふことあり。峨々たる高山後にあり、湯々たる長川前にあり。蟬鳴猿叫びて、樹には一乗妙法の果を結び、水には實相眞如の月を浮む。無明の闇晴て法性の空清し。凡夫不測の聖境にて、覺者棲神の妙土なり。山僧幸に此地を得て、僅一の茅

を編む。終日妙典を論談し、竟夜要文を誦持して、もて西竺鷲峰の佳會に滅せず。霧を分け風に御し、草を踏み露に沾ほふ。薪をば深山に拾ひ、芹を幽の溪に摘む。また菜を濯ひ袖を曝ては人丸が詠を憶ひ、吟賞して已まざるは樂いかな。只熟釋尊因位求法の芳躅を案するに、殆相似たることあり。何となれば、樂法梵志となれば、皮を剝て紙となし、髓を取て水となし、肉を割て墨となし、骨を折て筆となし、下方迦葉佛の偈を書寫す。所謂如法に修行すべし、非法をば行すべからず。今世及び後世も法を行すれば安穩なり。薩埵王子となる時は、躬を餓たる虎に與へ、雪山の童子となればその身を半偈に供じ、尸毘王となれば身を鳩子に秤る。或は頭眼耳を乞者に授く。また大國の王となれば、無常の殺鬼を憶し輪廻の困厄を觀ん。位を捨て政を委ね、大法の螺を吹き大法の鼓を撃ちて、法を四方に求め七珍萬寶を供養し、象馬妻子を布施す、時に阿私仙なる者あり。告ていはく、若我に違はざれば、當に爲に宣説すべしと、王大に歡喜して菓を採り水を汲み、薪を拾ひ食を設け千載給仕す。情に妙法を存するが故に身心懈り倦むことなし。その習ふ所の法は、即妙法蓮華經の五字なり。我朝古來この文義を執て、五七七の句に綴り、如法經の伽陀となす。夫佛法は師に事ふるを先とす。古德のいはく、若弟子あつて師の過を見るときは、若くは實にも若くは不實にも、其心自ら壞れ法の勝利を失はん。又いはく、香城に骨を粉にし雪嶺に身を投ずるも、亦何ぞ德を報ふに足らん。如來恩勲にこの法を稱嘆し給ふ。聞者歡喜せざるなし。常啼は東に請ひ善財は南に求め、藥王は臂を燒き

普明は首を刎らるゝ。一日に三たび恒河沙に身を捨つるとも、尙一句の德に報じがたし。況や兩肩に荷を負ひて、百千萬劫の世を経るとも、佛法の恩を報するに足らず。昔毗羅大國の徒陀山に一の野干あり、獅子の爲に逐れて井に墮つ。偈を唱へていはく、「禍なるかな今日苦に逼る所、便命を井に没すべし。一切萬物みな常なし、恨らくは身を以て獅子に啗はしめざりしことを、南無歸命十方佛、我心の淨うして已む事なきを表知し給へ。」時天帝釋佛の名を聞て、肅然として毛豎ち、諸天八萬衆と飛下り、井に詣でて問ていはく、「仁が向の説は凡夫の言にあらず、願くは爲にこれを説け」と。野干井に在て答ていはく、「法師は下にありて弟子は上に處す、都て敬を修せざるなり」と。天帝慚愧して天の寶衣を下し、件の野干を接取なす。野干これに説ていはく、「人あり生を樂み死を惡む、人あり死を樂み生を惡む等」と。帝釋敬禮して去給ふ。法華經にいはく、若は實にもあれ不實にもあれ、この人現世には白癩病を得ん等、これ等を思惟するの兩人あり。兩の須彌の嶺にありて、一はかの須彌に針の穴を堅つ。一は風に因て紙を放つて、その針の穴に入らんことを得るが如くなる者なり。人界に生を受け、この事甚難しとすべし。億々萬劫不可思議劫を過ぐとも、如來の聖教に値んことまた甚難かるべし。今や受がたき人身をうけ、値がたき聖教に値ふ。設聖教に値ふといへども、また惡知識に隨ふときは、則惡道に墮つること疑あるべからず。その師の墮る所弟子もまた墮つ、檀越もまた墮つべし。この時に至つて吾儕幸なるかな。一乘の行者となつて、皮を剝ぎ肉を割き、千載給



徒陀山
野干
故事

仕せずといへども、恣に一念三千、十境十乘、真如一實、中道を學べること歡びてもまた餘りあり。亦竭さず三觀一心、三諦即一、胸天究轄、心月清明、吁噓無明の重雲徒に覺路を封じ、無始劫來輪廻して已むことなし。是時これを知らずかな。因て和歌一首を得たり。たぢわたる身の浮雲もはれぬべしたえぬ御法の鷲の山風。いま試に唐詩を以てこれを譯す。狂雲出岫去還來生死輪廻不知涯。今日脫無明苦處。一般眞月鷲峯崖と云々。

按るに紀年録に、文永十一年身延に入給ひ、夫より近邊を遊化し給ひ、六月十七日南部氏が營む所の新居に徙り給ひ云々。高祖特にこの山を開いて、以て靈鷲飛來するものとし給ふ。誦經觀念十年一日の如し。一旦豁然として感あり、みづから和歌一首を詠じ給ふ。たぢわたる云々の歌を載す。これ讚佛乘の辭也と見えて、本文と年月差へり。但し同書にも、建治元年七月二十一日、身延の記なる四條氏に示し給ふと載たり。

また同書に、これよりさき文永十一年の條に、五月十二日鎌倉を發足し、身延へ赴き給ふ道、甲州南部に到り密寺に宿し給ふ。寺主大輪改宗受戒して日壽といふ。この邊すこしの流あり。高祖御手を洗はせられ、御歌を遊ばさる。手にむすぶ水の流れのひさしきはたへの御法のえにしなるらん。此時櫻の木御杖つかせられ、其杖を其所に御さしなされ候へば根つき、夫より此所を櫻清水といふとみゆ。統紀にこの歌のこと見えず、歌の因みに焉にいふのみ。蓋この歌恐らくは誤寫なるべし。

四の句たへの御法とは妙法のことならん。されば妙なる法のなどありしか。また法の絶えずといふことならば、たへはえの假名を用ひてたえぬ御法とこそあるべけれ。またえにしなるらんも如何に聞ゆ。この歌偈人の傳ふる所か、その出所定かならず、高祖の詠といふは覺束なし。

身延十一代行學院日朝、高祖の遺訓身延の十徳を表す。いはく、我身延山は月氏の靈鷲山飛來せる者なり。其一たびこの山に遊ぶ輩は、無始の罪障を消滅す。三障即三徳なる者なり。其二這山來遊の輩は、釋迦佛手を引き帝釋馬となる、梵王身に隨ひ日月眼となつて守護し給ふ。其三日蓮靈山會上にして相承せし一大事を肉團の胸中に秘藏せり。是を以て胸間は諸佛入定の處、舌上は轉法輪の處、喉は誕生の處、口中は正覺の處、絶代不思議の法華經の行者、是地に穩坐す、争か靈山淨土に劣るべき。法妙なるが故に人貴し、人貴きが故に處貴しとは、其是これを謂歟。其四日蓮の神は盡未來際、身延山に留むべし。初め隱築を求め門人處々にこれを招く、我これに應せず、思ふ所有て到る。夙世因縁なるかな。其五又台家の相承を案るに、靈山は三世諸佛説法の住處、死骨安置の靈地なり。今身延山は高祖説法の住處、全骨安置の道場也。其六又高祖在世を按るに、靈山的受の法門、若くは破れ若くは立つ、多くはこの山にして録し出す。其七また按るに、高祖の應世なり。生處は小湊、得道は清澄、轉法輪は身延山、入涅槃は池上なり。曰く比金谷は奈何。曰く佐渡以前なり。故にこれを取す。其八また高祖弘化の地、小湊、松葉谷、比金、中山、池上ありといへども、遺文の中惟身延を

筆してその餘を筆せず。その九また末法正流布を以てこれをいへば、月氏の靈山は在世八年のみ。如今身延山は末法萬年の濫觴觸石なり。其十こを以て後昆身延山を輕んずることなくば善ん。止此と見えて、信者甘心すべきなり。

第三十二 富木氏母の喪を修む并清澄道善法印遷化の事

こゝに高祖佐渡に在し、とき、文永九年春の頃、相見し給ひし台家の僧最連、教化に因て御弟子となり、高祖本門戒壇を同國一谷法華堂に構へ、四月八日寅の上刻本門戒受職灌頂を説給ひ、名を日榮と賜ふことは、既にその所にいへり。去年春赦牒を得て高祖佐渡を去り給ふとき、別を惜みて悲み嘆く。高祖これを慰めて、「われ大梵帝釋に令し、子が歸船を促さん、神を憐ましむるなかれ」と、果して今年乙亥赦を得て佐渡を去るに及び、更に骨肉舊友を見ず、直に身延に至つて定省奉侍す。晩年に及びこの麓下山村に茅を結び、焉に終りをとるといへり。今の志茂山本國寺これなり。但この寺の開山は西林房日芳といへれど、その日芳何人なるを知らずと統記にいへり。この年十二月比企大學三郎の妻月華の穢のことを問參らす。高祖書を作りて示し給ふ。その略に、「月華水に穢れたるや、佛説にいままだ見ず、また儒禮にも聞くことなし。但我神明忌て不淨とす。その國に居てはその教を承く、これを隨方毘尼といへり、必忽にすることなけれ。若臨終に逼るときは、佛の教に依るべし」と云。その年も暮れ建治二年丙子の春を迎へ、高祖五十五にならせ給ふ。三月中山富木五郎その母を喪

ひければ、悲哀に堪へず火葬の後、骨を拾ひ頸に懸け、身延に來りてこれを收む。また高祖の手を勞し、髮を薙圓頂となる、高祖常忍と名給ふ。

按るに、世本みな高祖船中に於て、初見の時より富木常忍と記しけり。今こゝを以て觀れば、常忍は祝髮の後にて、高祖の名け給ふ所なり。

常忍こゝに在て欽侍多日なり、尤母の爲に追善を修す。滿慶の席に五體を地に投じ、瞻仰合掌していはく、「我首は父母、我足は父母、舌根は父母、十指爪掌、悉く父母の遺體なり。釋尊の成道は淨梵摩耶の成道なり。目蓮の得道は吉占師子青提女の得道なり」と、高祖これを聞て、「善かな常忍、是の如くんば無始の罪障今日消滅して、心性の蓮華速に開くるかな。」常忍禮を竭して去るといふ。こゝに平氏忠晴が次子、龜王應は茲に五歳、兄の經一應を戀慕してこれに相見せんことを乞ひ、晝夜泣て止まざれば、忠晴これを携へて身延山に登りけり。龜王いまだ幼穉といへど、聰敏にしてよく言語ふ。兄經一に向ひていはく、「池上宗仲の兄弟は、父の權法に執著せるをもて悲嘆に堪ず、隙を候ひ屢これに諫めしかば、實に孝志の通する所か、父法華に歸すのみならず、信心堅固舊きに増れり。因て兄弟喜ぶこと甚し」といふ。高祖これを美し書を賜ひ、兄弟をもて淨藏淨眼に比せりとぞ。龜王後に出家して日輪といふ、比企の第三代これなり。かくて三月十六日房州清澄寺道善房遷化す。高祖この計を得給ひて悲泣哀慟師の禮を竭し給ふ。去ぬる文永甲子の秋、父の塚を祭り且母の老を問はんとして

彼處に赴き、師を花房の青蓮房に訪ふ。當下道善房及び道義房俗の兄なり。に謁し、念佛無間等の話を舉て、以て舊恩に報じたり。猶懇懃に謙りていはく、「日蓮數年經論を徹見し、諸宗を究め明らむるも、偏に我師老翁の蔭にて、虚空藏菩薩の冥加也。因縁こゝに朽ちずして再び慈容を拜すること、何の喜びかこれに加へん。まづ俗の禮をもて言さば、語を柔げ面を和ぐるの訓あれど、邇き日に復別れ死生再會計り難し。さればこの時に當り、奚爲世法を須ふべき。故に師を諫むるに未來世の事を以てす、これ佛家の禮出世の孝なり。我師幸に罪し給ふな」と、道善房これを開き、「吁忠言は耳に逆ひ良薬口に苦しとは、これ人情の常にして、初め子を見て甚閑却しき。今は至理徹することあり、至に孝情を感ず」と謂て、晏如として喜び給ふ。日ならず復別れ去る。爾してより十三年、恩義徳惠一日も師の左右を忘るゝことなし。今忽にこの計を聞て、遺憾已むことなしと宣ひて、懐舊の涙漣如たり。己心中深祕の法門を書して祭文に代給ふ。同七月二十一日書成て、二策これを報恩鈔と呼ぶ。法子日向を彼地に遣して、その塚墳を祭らしむ。日向すなはち清澄寺に到り、墳前に禮を設け、焼香九拜して報恩鈔を披き、聲を擧て讀誦す。このとき山中高祖の舊交淨顯房義淨房等、筵に侍りて是を聴聞し、泣涕感信せざるることなし。この時正使日向副使日實一石一字妙經を書寫し、自躬これを供養して祖父の禮を竭せりとぞ。この石經塚今に存すとなん。

按るに紀年録に、報恩鈔のことを載す。その書の大要は妙道の弘まる、かならず末法にあることを

記し、以て自師恩を報ずるの根蒂となす。その言にいはく、吾慈悲若廣大ならば、宗萬年の後に速ばんと云々。

同書にいはく、この年四月十五日蒙古の使長州室の津に到ると云々。十六日書を作りて兵衛某に與へ給ふ。豫てその兄宗仲にしめす。宗仲が父權宗に執するを諫む。父怒てこれを逐ふ。兵衛兄と志を同うす、故に論すとのみ載たり。本文龜王鷹が兄に語る所なり。然れども統紀には兵衛某のことをいはず、また書を與へ給ふこともいはず。

同書にいはく、曾谷四郎左衛門直秀梵宇を總州野呂に作り、高祖を請じて開堂供養せんとす。高祖障る事あるをもて、門人日合を差して開堂せしむと。あるときは日合はまた權者にやありけん、いまだその名を見ず。この時高祖手書の妙經、一本を寄て賀し給ふと云々。

かくて高祖の化大に行はれて、肇めこれを忌嫌ひ寇讐のごとく思ひしも、みなその慈悲廣大にして、學徳の勝れたるを貴み、同國山梨郡胎藏寺の主日法を以て介となし、來つて高祖を拜し徒弟となる。高祖これを容て宗を改め名を賜ふ。立正寺第二代の日乘これなり。また駿州岡の宮天台の僧、空存法師といへるもの、高祖を拜謁して師資の契を結ぶ。光長寺第二代日春これなり。既に一宗一寺の住職すら、徳を慕ひ化を稟て忽地に舊宗を捨る、況や俗の男女に於てをや。宗を改むる者日々に多し。同年七月十五日四條の頼基、釋迦の尊像一軀を造りて點眼を乞ふ。高祖その志を美し開光の書を併せ

てこれを賜ふ。頼基大に喜ぶとぞ。こゝに池上右衛門大夫宗仲遙と身延を訪ひ、高祖及び諸子に謁し、慰め問て滞留數日なり。然るに山中にある處の高祖を始め、徒弟從僕日々に食する所を見るに、その食いはんかたなし。米はたい粗く精て糠をだによく去らず、菜はたい草を茹てかの藜藿の羹に劣れり。宗仲心中に深く感じ、躬澤に下りて水を汲み、溪にゆきて芹を摘み、山に入ては薪を拾ひて人々の勞に代り、數日にして辭し歸り、曾てその妻に謂ていはく、「われ這回高祖を訪ひしに、師法の爲に躬を忘れ、糲飯茹草言語にも述べがたし。吾儕させる才徳あらで媛に衣甘く食ふは、これ菩提の道にあらず、汝も如此意得候へ」とて、これより生涯麥の飯を啖ひ藜の羹の餘を索めず、更に精に飽ことなし。宗仲が操行徳義總て此の如しとなん。こゝに上州佐久間重貞が子日保と、その叔父日家と共に修學増進し、道儀既に成て日家は今年十九歳、この二子奥津の法華堂を守る。曾て相議していはく、「師の誕生なし給ふは、則房州長狭の小湊也。願くはこの所に誕生の古跡を遺さん」と、その身奥津に在ながら二子手を携へ彼處に到り、清淨の靈地を見たて、梵宇を造るべき地を畫し、さて躬材を引き石を運びて苦心に日を累ね、竟に一殿成就せり。因て高祖を開山祖となさんと、日家起行して身延に到り、その由を具に告げ、以てその圖を獻る。高祖その圖を見給ひて大に喜び給ひつ、「父母の舊趾我誕生の地、圖らず變じて紺園となる、蚤く末法萬年の福田とならんことを」と、則大曼荼羅を圖し、且小湊山誕生寺の號を賜ふ。この秋八月蒙古の賊使杜成忠鎌倉に至り、九月七日副元帥時

宗相議してこれを龍の口に斬り、首を由井の濱に梟すといふ。明れば建治三年丁丑、高祖五十六にならせ給ふ。然るに近代天台宗慧心の末に杉生流ありて、妙經及び摩訶止觀天台宗に眼目とを議論し、緯短くこれをいはは、止觀を以て上座となし、法華を以て下座となす。畢竟止觀の義に因て法華を立つといふがごとく、その本末を亂るといへども、奇を好むが世間の常情、これに競ひ荷擔して家々に鼓を鳴し、凡夫理非の差別なきは、みな教を捨て止觀を要とし、本迹未分の旨を立つ。一時罵々しく罵るといへども、既に斯の如くなれば、終には妙經止觀ともに亡ぶるに至るべく、教外別傳の邪禪に齊しと、最蓮房日榮は深くこれを嘆くといへども、その力をもて鎮めがたし。因て高祖にこのことを告ぐ。高祖これを聞給ひ、立正觀書といふを作り、正にこれが邪說を闢きて日榮に與へ給ふ。日榮これを拜謝しけり。統紀にいはいはく「吾黨の子玄文二大部を暗誦するにあらずば、止觀を讀むことなかれ。また玄文を誦し止觀を熟せざれば、我本化の大道を知り得ん。そのこれに堪ざるものは、たい信の一字に止まりて妄に他を顧るべからず。そのこれに堪ふるものはよく勉めて味はふべし」と、載せられたるその意を思ふに、元佛法は深理にして、庸愚短才のものなかくに窺ひ識るべき涯りにあらず。然るを強てその深きを探索せんとするに至れば、惑ひて正路を失ふことあり。一たび邪路に赴くときは、その惑いよく深し。因て信の一字に止るとはいふ也。倘強記利達の者は、深く是を索めて可ならん。故にこの立正觀書は實に高祖の賜にして、この巻を開くときは邪正の界本迹の謂、

忽地に氷解して胸中の迷雲を披き、眞如の月を觀んこと必せり。かくてこの年二月四條金吾が妻、釋迦の小木像を造り高祖に點眼を乞ひければ、高祖書を造りてその志を贊し給ふ。四月に至り曾谷教信、身延に來りて安否を問ひ、久しくこゝに滯留して説法を聽問し、學業今は稍に進み、大に信力を得て深理を曉り、家を出るの意あり。因てその家跡を嫡男なる教典に授け與へ、高祖の手を勞して薙髮なし、字を法蓮名を日禮と稱す。こゝに四條賴基は一尊四菩薩の木像を造り、これが點眼を高祖に乞ふ。後に身延の端場坊の本尊となし、今に安置す。賴基甲州内船村に食む。館を捨て寺となす。今の正住山内船寺是也。その弟中務及び妻子を携へて屢來り法を聞き、また或るときは衣を濯ぎ破を補ひて、高祖および徒弟の資となる。この人は往ぬる年、高祖大厄に遭て由井の海濱龍の口に曳れ給ふとき、走來つて餘所ながら守護し、萬一高祖災に罹らば各こゝにて自裁すべしと、既に刀の櫛を握りその動靜を俟けるに、高祖の御身恙きを見て手を拱き相見て感涙す。高祖は佐渡に遷され給ひ、その身はまた獄に下さる。かゝる因縁信力あれば、高祖も深く志を美し、四條もまた深く追慕して、或時高祖會をひらき説法をなし給ふ。四方の聽衆雲の如く聚りて聽聞す。當下四條夫婦及びその令嬢も會下にあり。然るにその容麗艶端嚴、曾て衆人に抽たれば、これを喩ふるに群鷄の中に仙鶴の在が如く、人最これを贊て、會下に畫をよくするものあり、その體想を圖してこれを贈り、凡ならざるを贊ければ、四條大に喜ぶといへり。高祖もまたその圖を見給ひ、畫上に神力品の要句を書し給ふ。

今現に内船寺の藏物にありといふ。こゝに身延山下の邑主兵庫助光基は、念佛に心を傾け、平泉寺を構へ彌陀を安置し、歸依の僧因幡房を置いて日夜阿彌陀經を讀誦せしむ。然るに因幡房訪めより淨土宗の僧たれども、少しく智解ある者なれば、密に高祖が徳容を慕ひ、且説法を幽に聽て忽地歡喜の思を起し、阿彌陀經を廢して高祖に歸依し、法華經の要文の自我偈また普門品等を讀誦し、所業往昔に異なれば、光基見て大に審み、喜びすして因幡房を詰る。因幡房これに對し、「我年頃誤つて即身成佛の法華を顧みず、迂遠の彌陀に仕へたり。今始めてその非を知り、改むる所なり。公もまた心を改め妙法に入給へしと、高祖に往てこれを告る。高祖領き書を造り光基を教諭し給ふ。その御書を閱するに生記分明にして垂誡則あり。權實の紀盡本迹の大道、經々の淺深祖々の行藏、これを記しこれを釋して、昭なること日の如く、その直きこと矢の如し。光基熟これを讀み、素より智量ある者なれば、實に結ばれし池の水の、東風渡つて開くがごとく、頓にこれを開悟なし、夙善邊に焉に萌し、因幡房を介とし、高祖の室に入りて法華經を頂戴し、清淨にこれを受持す。これを下山の御書といふ。偕因幡房の舊記を按ずるに、その實名を闕て載せず、故に今知りがたし。

第三十三 龍象房邪說并身延七面明神化現の事

こゝに鎌倉の桑が谷古大佛殿の傍に桑に龍象房といへるあり。日毎衆を率て説法す。殊に大言していはく、「倘佛法に於て不審あらば、來つて我に問ふべし」と也。こゝに於て蒙昧愚俗はさらに釋迦佛の化

身しんと稱しょうし、敬かうひ尊そんみて渴かつ仰やうし、都と下かこれを贊ほめ罵ののしる。こゝに三位み日心にっしんは後のちに身延みんげん第三だい代の主しゆたり。この時ときいまだ十九さい歳さい、しかれどもその量りやうは壯年さうねんの士しも及およばず。適た龍象りゆうじやうが法鼓ほふこを聞きて、一ひとたびその説法せつぽうを聞きかばやと一日いちにち會下かいげに赴おもむけるが、其そのいふ處意ところごころに應おうせず、衆生しゆじやうをして長ながに邪路じやろに導みちびくの説せつあれば、日心にっしん其處そのところに進すすみ出いでて、逸い々い是これを詰問きつもんするに、龍象りゆうじやう始めは種々さまざまにいひ涅くめたりけれど、日心にっしん更に有あすこ
となく、辯べんを揮ふるひて攻せめたつるにぞ、今いまはその答こたへつゝ、口くちを閉とめて赧たんぜん然ぜんたり。當下たうげ龍象りゆうじやうが門人もんじん等ら、ま
た日頃ひごろより生佛いしはとけと尊崇そんそうなせる徒とはこれを見て大おほに怒いかり、日心にっしんが若輩じやくはいなるを侮あなり輕かろしめて事ことあらんとし、
會下かいげ大だいに噪擾さいじやうせり。こゝに四條しじやう賴基らいきは日心にっしん今日こんにち往むかひぬと聞きき、かならず絆このあらんを計はかり、密ひそに來きたり
て末座まつざに居をり、その容さまを窺うかがふに、果はたして斯かくのごとくなれば、躍をどり出いでてこれを支さへ急いそぎ日心にっしんを退しりぞかしむ。
されば門人もんじん等らまた歸依きえの徒とも了得りやうとく士人しじんの守護まもりあれば、憚はかりて手ては下くださねど、大おほにこれを恚ふっみ怒いかり、彼
小僧せうそうたゞ一撃いちげきになさんとせしを、何なん爲す賴基らいきこれを妨さまたるや。此このよし官くわんに訴うつた
と、江馬えま入道にふだうに讒ざんしけるやう、江馬えまは江間えまに作るべし、北條きたじやう泰時たいじが「賴基らいき亂らんを起おこし甲かを著兵しやくへいを率ひて法場ほふじやうを噪さい
がす、甚はなはだ不敬ふけいなり、これを宥なだむべからず」となり。江馬えま入道にふだうこれを聞きき、素もとより念佛ねんぶつ者しやなりければ、
大おほに恚いつ賴基らいきを譴責けんざいし、法華經ほふけきやうを廢はいさんとす。賴基らいき屈くつせず、その勝劣しょうれつ實否じつひを糺たださんことを乞こふ。入道にふだう
再び怒いかりなし、「汝なんぢ何なんぞ主しゆに叛そむきて法華經ほふけきやうを愛あいするや、これ兵杖へいじやうを帶たいさる謀叛人まほはんじんと齊ひとし一所いしよ爲なり。今
汝速なんぢすみやかにに法華經ほふけきやうを捨すてて日蓮にちれんを遠離えんりせば、這回こたびの狼藉らうじやくを赦ゆるすべし。さればそのよしの證書しやうしよを獻たまへ、然

なくば遠とほく放はなたんと、躡なり揚あり物狂ものくるはしきまでには是これを責せむ。當下たうげ賴基らいき從容じゆうじやうとして襟えりかき合あせ坐ざを
トて、悲かなしきかな、吾主わがしゆの惑まどへる甚はなはしとまうすべし。夫それ娑婆しやばの本主ほんしゆは釋迦しやくかなり。然しかるを他土たどの阿彌陀あみだ
を信しんず。喻たとへばわが君きみを捨すてて他たの君きみを敬うやまふごとし。これを可かとせんか不可ふかとせんか、それ明あきらか思おもひ給たま
へ。その甚はなはしき者ものに至いたれば、龍象りゆうじやう房ぼうが如ごとくにて本主ほんしゆを以もつて敵てきとなす、實じつに叛逆はんぎやくの逆賊ぎやくぞくなり、阿鼻あびの罪ざい
人じんなること必ひつせり。されど龍象りゆうじやうは他人たにんなり、在下そ責せて何かせん、君きみは則すなはち主しゆなり。主しゆの不誼ふぎを知しつ
て諫いさめざるは、忠ちゆうに恃もり義ぎに恃もる、こゝをもて言ますなり。それ孝經かうきやうにも既すでにいへり、君父くんぷの不誼ふぎに當あた
ては臣子しんしたるものこれと諍あふ。たゞに其命そのめいに従したがふをもて孝かうとせんやと説とれしならずや。新序しんじゆにもまた
いはく、主暴しゆぼうにあらんに諫いさめざるは忠臣ちゆうしんにあらざる也なり。死しを恐おそれて言いはざるは勇士ゆうしにあらざる也なり。主しゆとまうすな
らずや。夫それ儒教にゆうかうのみならず、傳教でんかう大師だいしも不誼ふぎに當あたりては臣しんとして君きみに諍あらさず、子ことして父ちちに諍あらさず道みち
なり。師弟していもまたその義同ぎどうじと、臣固しんこより身命しんめいを惜おしまず、素もとより妻子かへりみを顧かへり、何なん爲す俸祿ほうろくを思おもはん。法ほふ
の爲ために放はなたるは實じつに憂うれとするに足たらず。皇太后くわうてう土實どじつに鑑かんる所ところ、願ねがはわが主邪しゆじやを捨すてて正せいに歸かへり給たま
かし。臣しんが微忠びちゆう愚誠ぐじやうを憫あはれ、この言ことに従したがひ給たまは獨臣どくしんが僥倖さうしやうのみならず、主君子しゆくんし孫そんの繁榮はんえい也なり。されば
何なんの故ゆゑを以もつてか、告文かうぶんを作るべき」と、涙なみだを垂たれて諫いさめけり。かくて冤むじつを被かぶるよし、書しよを造つくりて高祖かうそに
呈ていす。高祖かうそ見てこれを感じかんじ、その返翰へんかんを與あたへ給たまふ。その書しよにいはいはく、「日蓮にちれん生なま來らい今こん生の祈いのりにあらさず、
但た未來たみらいの成佛じつぶつを祈いのりのみ。然しかりといへども惟ただ足下たどのことは、時々ときとき法華經ほふけきやう釋迦しやくか及および日天子にちてんしにこれを訴うつた

ふ。その故は法華經の慧命を贖ふ大勇者也と告げり」と。賴基拜して大に歡喜す。かくて江間入道も素より識量のある者なれば、賴基が諫言を熟思惟して感悟なし、是より祿を増て篤く遇す。按るにこの段註畫讀にも見えたるが、また大同小異あり、因てこゝに掲げ出す。同書標目第二十九にいはいく、龍象房者於洛中食人之由露顯問山門衆徒入末法惡鬼入國中以山王力可加對治燒失彼住所欲罰其身處自然通身命下鎌倉隱居又食人肉者多出來諸人一同云龍象所爲於大佛殿門西桑谷日夜說法雖披露有不審一人可問答上鎌倉中上下貴釋尊再出世歎故無及問答一人然建治三年六月九日上人御弟子三位公日眞爲問答至彼先雖舉重難勢龍象悉閉口繁故爰畫馬侍四條賴基侍二問答座其後賴基於其座惡口龍象之由有惡三畫馬越後入道大喚龍象房與極樂寺長老諸人如釋迦彌陀一仰處惡口之條奇怪也勘氣矣其後賴基不可信信法華經之由書起請文可歸參之由有狀焉弘安元年四月五日賴基返狀云賴基惜二所領恐顛書起請候程者君忽可成法華經敵例依二良觀讒訴一釋迦佛御使日蓮上人奉配流上人御勘氣時如申千日內自界叛逆共打出來若干武士亡是偏不良觀奉失候乎今又付龍象良觀小乘法賴基令書起請者君又可當二其罪一矣と見えたり。是より蒙古襲來の記あり、今これを略す。

再說身延山の法輪石といへるあり、今妙石庵を造りてこれを守るとぞ。這は同所の谿間にある所の一

巨石なり。往昔高祖これに依て說法し給ふ。衆石伍をなし奇形怪狀おのづから點頭の勢ありとなん。こゝに說法の時一婦人來りて奉仕給仕す、その年二十可にして容粧甚雅なり。この時檀越波木井氏も來りてこの座にありけるが、是を見て大に怪み、何方より來る。是鄙の處女にあらずと甚疑惑せし處、高祖はこの婦人を知る。因てこれを顧ていはく、「汝艶麗端嚴にして衆人と列坐す、人甚だこれを疑ふ、今本形を現すべし」と、婦人これに答ていはく、「一滴の水を得ばその命に隨ふべし」と、高祖侍者をして華瓶を執り、これを婦人の前に置しむ。婦人この瓶の水を承ると齊一、忽地長さ一丈餘の毒蛇となつて華瓶を纏ひ、首を擧げ舌を吐て怖しさいはん方なし。波木井氏も驚くといへど、疑心忽地氷解して故あるべき事と思ふ。高祖蚤く畫者をして其眞形を圖せしめけり。婦人更に形を復し、「吾師親塔中の別付を受て末法の導師となる、妾もまた佛勅を蒙り、護法神となつて長く此山をして水火兵革の難あることなからしむ。若衆生あつて一乘を信受し、無上菩提に回向することあらば、その所願如意吉祥を得せしめん」と、誓ひ畢てこゝを去る。其垂迹の地身延の西春氣川の上にあり。山最高うして鬼門の一方を閉ぢ七面を開く、故に七面山と名く。土人相傳ふ、金輪際より涌出する黄金の所成也と。絶頂に池ありて八功德水を澄し、五色の雲を生ず、時々三寶鳥翔りて喚く。その本地は吉祥天女、父の名は圓滿具足天、母の名は鬼子母天、梵語には室利摩訶提毘耶といひ、支那には吉祥天といふ。また第一威徳成就衆事大功徳天といふ是なり。又六祖のいはく、昔高祖提婆品を講する



信
金
丸
延
と
責
つ
不
及
火
巖
角
草
木
忽
地
變
と
軍
勢
旗
の
形
と
る
人



に一大蛇あり、日日來つて聽聞す。高祖これを見ていはく、「靈山會上八歳龍女來り」と、また佐渡
謫居嚴島女の説に依れば、その事戻ることありと、然れども權化の所作無方不測なるものなり云々。
これ身延七面山の來歴にして、猶精き説ありといへども、事長ければこれを省く。

附ていふ甲斐叢記を按るに、七面山は俗にな、いたかれの山ともいふ、甚く虧たる所七所ありとい
ふ名ならん。本院より三里西谷を出て田代川に副て上り、赤澤村を過ぎ春氣川の羽衣橋を渡り、一
の鳥居より五十町躋りて本社に至る。その間に龍が鼻、三十三瀧、雨乞淵などいふ所あり。身延鏡
に七面社は山の七分に在り。此より二十町登り、奥池とて神靈の鍾る所と云々。

こゝに龍女の誓ひ末世といへども、差ふことなきをいは、甲陽侯信玄身延山を略さんと兵を率て逼
るとき、山林悉く弓箭矛鏃旗の狀となり、甲冑車馬幾千萬、加之悦惚の間、信玄親り神箭を
得てその鏃口中に入り、舌根痛み甚し、大に恐怖して退く。因て冥罰なるを知り、禮を盡して謝すと
いへども神これを容れざるや、遂に舌瘡に罹り、年を超て卒しその子も亡ぶと、また亂國のときに當り
賊兵山に潜みて火んとす。賊忽地に放心し足を空にし實地を失ひ、覺えずして他に往くといへり。ま
た至信なる貧僧あり、この神に福を祈る、神これに鑑を賜ふ。その經一尺計り、飯を炊ぐに盡くるこ
となく、意に任せて他に施す。その味ひまた凡ならず、生涯を送るに足る。故に唱題讀誦して終焉に至
れども、その鑑は猶存せり。今に遺りて在りといふ。その餘病苦に逼るもの、祈りて靈應のありしこと

枚擧に違あるべからず。僧坊俗舎殆千餘宇、今に至るまで變災なきは、實に神女の誓ひなりとなん。
爰に下總平賀郡に鼻和の地藏堂といふあり。その像古奇にして靈應著し。走卒兒童もこれを知る。
曾谷法蓮この地に主たり。故に法華經をもてこれを祀り、法華堂と更めけり。日朗をして開山祖とな
す。寺號を高祖に請ければ、本土寺と賜ひけり。またその地を北谷といふにより、日朗名て北谷山と
呼ぶ。かくて身延四代の主日願、長興長榮の二山に比して長谷山と改めたり。朗門の三長三本とい
ふ。所謂長興山妙本寺、長榮山本門寺、長谷山本土寺これなり。曾てこの國遠光寺は、禪宗にして榮
西の徒なり。當住を宗明といふ。また戸田の長遠寺は眞言にして、當住を大心法印といひながら、高
祖が化に依て夙善薰發し、わが室を見ること火坑の如し。身延に來り宗を改め徒弟たらんと請ふを容
れて、宗明を日宗となし、大心を日心と更め給ふ。各月日異れども繁き故に併せ記す。かくて身延
の丈室は素より細木を以て編み、且卑濕の所なるゆゑ、今年雪の爲に壓れ座臥意に任せざれども、高
祖檀越を勞すに忍びず、門弟子に課してこれを繕ふ。于時駿州上野の邑主伴を差して寒を問ひ、且芋
二駄を贈りけり。高祖喜び給ひこれを謝し給ふ。その書にいはいはく、「往ぬる文永十一年六月十七日、こ
の山に入り木を伐て菴を結ぶ。今星霜四年を経て柱根腐れ檐破れて、月は漏り風は透る。故に燭なう
して經を照し、卷かすして軸收る。四壁今保ち難けれと素より僕從なく、徒弟に課せて修理せんとす
るに、糧に乏しくして雪を喰す。この時上野の邑主芋二駄を寄す。其一駄は美秀珠の若し、謝々」と

なん。この御書波木井家に傳ふる處、今身延の什物となれり。

第三十四 阿佛房三たび身延を訊ふ并大黒天の像を常忍に與へ給ふ事

明れば弘安元年戊寅、高祖五十七にならせ給ふ。この年駿州岩本實相寺の學頭、智海法印天台宗を棄て身延に至つて隨從す。高祖剃度の式を設け、衣を更て名を日源と賜ふ。また七月二十八日、佐州の阿佛房來る、この時に九十歳。いと稀なる高年といへども身體猶健なり。高祖大に驚きてその壯健を喜び給ふ。時に阿佛房袂を開き、袈裟衣を出して謂ていはく、「愚子稍に老て露命旦夕にあり。願くは師の手を勞し、剃度の式を調へて比丘の數に入んとす。これを許し給はば本懐なり。故にこの袈裟と衣は臨終に著さんと思ふ、師これを憐み給へ」と、高祖聞て大に感じ、速にその望に充給ひ、呼で日得上人とす。またその妻千日尼より高祖に單衣を獻す。高祖書を造りて與へ給ふ。曰く「日蓮を見んと欲せば日月を拜すべし。影を宮中に移すや、再會靈鷲山且阿佛房文永甲戌より、今年戊寅に至るまで來過三たびに及ぶ、千里の山海萬重の嶮岨、其志大海より深く地よりも厚し、何を以てこれに報せん。妙經開結共に十卷、布の鬻多羅便に任せてこれを附す。日蓮を見んと欲せば、この袈裟を著て常にこの經を讀め不悉」と云々。偕その年も暮れ弘安二己卯、高祖五十八にならせ給ふ。上總國墨田氏次郎時忠、二男時光を出家せしめ、名を丹波阿闍梨日秀といふ、則墨田村妙福寺の開山なり。同三月二十一日に佐州阿佛房日得滅をとる、于時九十一歳なり。その男藤九郎盛綱といふもの、

禮を以てこれを火葬し、骨を拾ひ頸に懸け、身延に走り來つて高祖に告ぐ。高祖もまた哭慟し給ふ。盛綱塚墳を築て作善をなし、具に孝情を竭す。則墳前に於て高祖の手を勞し、菴染得度して豊後房といふ、名を日滿と賜ひけり。累日奉侍忌も了れば、高祖に辭して國に歸る。かくてその母千日尼と議し、宅を捐て寺となし、日得上人を開山祖として、日滿自第二代に居す。佐州妙宣寺といふは是なり。こゝに江戸淺草金龍山淺草寺の住侶寂海法印、富木常忍が高祖に就て受戒なせし由を聞て、これに對し法を扣く。常忍因て宗議を議すに、語理甚雄にして寂海これを折くこと能はず。寂海大に恐れをなし、弟子すら猶斯の如し、況や其師に於てをやと、遂に身延に走りて願ふ。高祖宿を滯むることなくこれを化し給ふに、忽地氷解し竟に舊き衣を脱で、高祖の徒弟たらんを乞ふ。高祖名を日寂と賜ふ。伴ひける二人の僧も同じく受戒得度なす。所謂本學房日増、河内阿闍梨日可なり。日寂これより金龍山を退き、茅を結びこゝに居れり。日増日可力を戮しその所に寺を造る。今の橋場濱といふ長昌寺これなり。于茲佐州中興入道伴を差して起居を訪ひ、且亡兒のために率都婆を作りて之を祭る。高祖聞給ひ、書を造り歎じていはく、「われ聞く亡兒の爲に丈六の率都婆を造り、妙題を書寫すと、その功德莫大なり。北風吹ては南海の甲鱗是が業苦を脱し、東風吹ては西山の禽獸これが勝縁を結ぶ、況や人をや、況や隨喜讚歎低頭舉手せるをや。過去父母はこの功德に依て以て淨土を得、現在の妻子はこの功德に依て以て壽命を得る、豈一子に酬ゆるのみならんや」と云々。此後高祖大黒天の木像を

刻み書を併せて常忍に賜ふ。その御書の略にいはいはく、「佛説大黒天經に、二の大黒天ありて、一には世間の大黒天、財寶を貧人に頒つ。二には出世の大黒天、珍寶を持經者にたまふ。または大去垢天といふ。これは衆生無始無明の垢を去るなり。然るに今忝くも大覺久成大富人大去垢世尊に值奉り、凡身常に臭き處垢穢不淨の煩勞を濼ぐ、喜びなるかな。舍利弗は龍女を見て、女身垢穢非是法器といふ。然れども釋迦大去垢の徳に因つて、無垢世界に成道す。傳教大師は大黒の護によつて、三千の大衆を介抱す。これ乃一念の冥利中道熾盛にして無上寶珠種々たる者也。足下は法華經の持者なるに、困窮清貧は蓋過去謗法の餘殃か、日蓮手躬大黒天一軀を刻みてこれを附與す」と云々。これより經論を引いて、大黒の功德の廣大なるを述べられ、「法華經の外に大黒なし、大黒の外に持經者なし。足下則大黒にして大黒は則足下なり。二なし別なし。因つてこれをいはは、昔の大黒は今の日蓮なり。日蓮が門人福智の二徳、豈成就せざらんや。毎年十一月子日正月子日、これを讚歎し供養せよ」と示し給ふ。按るに今俗間、十一月は子なるに依つて、この月初の子の日大黒天を祭り、或は人を招きて饗宴す、その所謂なきにあらず。また神佛感應錄を按るに、大黒天といふは、大黒天神經にいはいはく、其時如來大衆に告ていはく、今この會中に大菩薩あり、名て大福徳圓滿自在菩薩といふ。この菩薩往昔正覺を成じて、大摩尼珠王如來と號す。今自在の業力を以て、娑婆世界に來つて大黒天神と現はれ、一切貧窮無福の衆生において大福徳を與へんが爲に、今優婆塞の形を現じ、七母女天を眷屬として

三界に遊び現す。其時世尊大黒天神の爲に、大福徳圓滿陀羅尼を説ていはく、唵摩訶賀羅耶莎賀、世尊大衆に告ていはく、この天神の呪過去無量の諸佛の出世し給ふにも説給はず、若未來惡世の中に、諸の貧窮の人ありてこの陀羅尼の名を聞かんものは、當に知るべし、この人大摩尼寶珠を褒して、無量の財寶を涌出すと云々。また義淨の南海寄歸傳にいはいはく、西方天竺の諸の大寺、咸く食厨の柱の側におき、或は大庫の門の前において、木を雕て形を表す。或は二尺三尺にして神王の形を造る。座して金の囊を把り、却て小さき牀に踞りて一脚を地に垂れ、常に油を以て拭ひ黒色を形とす。號して莫訶歌羅といふ、則大黒天神也といへり。この説を以て見る時は、優婆塞の姿を現すとあるが故に、今鳥圓巾を蒙らしむるならん。其色黒うして囊を持てるは、寄歸傳の所説の如しと見えたる也。今も猶俗間に畫く所の像これに本づき、その功德應驗もこの本文に記す處と差はざるを見つべし。世俗福神と稱するもまた謂れあり。蓋我朝に於て神道師流これを大國主神の音也といへり。このこともまた感應錄に辨じたり、緯長ければ略す。

この年泉州の江川氏太郎左衛門利久豆州の仁羅山に遷る、高祖常に優婆塞日久と呼給ふ。後剃髮して得法す。今の斐山本立寺その地也とぞ。同九月相股村史正左衛門病んで死す。その妻篤厚にして節を守る。里人これを譽て薩華優婆と呼べり。

第三十五 蒙古襲來の沙汰并身延に堂宇を建る事

弘安三年庚辰高祖五十九にならせ給ふ。正月五日相股村史正左衛門の妻薩華優婆、孩兒を懐にして到り、嚮に難産の救を謝し、且夫の死を悲み泣く。高祖もまた往ぬる日に粟の飯の饗を談り出て、懐舊の涙を霎時催し給ふ。當下その妻謂ていはく、「この兒父なし、願くは師に投せん、妾もまた尼となつて菩提の道に入候らば、亡夫もさこそ喜ぶらめ」と、高祖即時に許し給ひ、その兒を呼て是好磨とし、母を呼て妙了日佛となす。日佛大に喜びつゝ、日々至つて、高祖及び徒弟の垢づける衣を滌ぎ、破を繕ふを淨業となす。高祖これを憐み給ひ、これを身延の麓に居しむ。今の下の坊その舊址なり。是好磨は成長の後一の瀬妙了寺の開山にて、日了といへる是なり。かくて去る丁丑歳大元蒙古賊使杜成忠來りしとき、鎌倉に於てこれを斬る。賊主蒙古王大に怒り、忿激して已むときなし。夫より後兵を練り今年二月阿刺罕、范文虎、洪茶丘の三將に命じ、十萬餘の兵を授け日本を伐しめんとす。高麗王暗も是に屬し、國中の兵を盡し到るよし聞えければ、副元帥時宗駭き、筑紫の諸將にこれを防がしむ。菊池、原田、松浦及び各是が備をなす。また關東の諸將等は上洛して帝都を守護す。故に世上物騒し。高祖これを聞給ひ、一笑して左右を顧み、「天謗法を譴責して外國の怨をなす、世人これを知ることなく、その謗法の徒をして或はこれを禪はしむ。奚爲應驗あらん。實に日蓮が護にあらすばこの災決して拔じ」と、是より夜となく晝となく護念嚴密也といへり。こゝに秋元太郎兵衛書を獻じて問うていはく、「久しく師の法澤に沾ひ、末法後五百歳の正流布は、たゞ法華經の題目に限れるよし、

的受の妙文明證 肺肝に銘する所なり。然るに國朝五箇の佳節、祝し來ること已に尙し。法華經の持者も、是を祝して可ならんや否慈諭を垂れよ」と也。高祖書を以て答へ給ふ。「日蓮これを按ずるに、元三は妙の一字、上巳は法の一字、端午は蓮の一字、七夕は華の一字、重陽は經の一字、斯の如くこれを觀て妙題を唱ふべし、現世安穩後生は善處疑あるべからず云々。こゝに内房の尼公富士に詣て、その次をもて身延を訪ふ。高祖これに逢給はず、後に書を作り論し給ふ。その略にいはいはく、「此頃尼公鬼神に詣づるの次を以て、法華經を問れけり。われ出て見んとすれど、神は臣にて法華經は主也。臣を先にして主を後にす、その禮にあらざるを以て見ることを得ざる也。敢て不審することなかれし、かくてこの年駿州の南條氏時光病に死したりと、母妙法現存の日よりの事を具に認めて認ふ。高祖書を造り對へていはく、「大凡佛法を學ぶもの訓をその師に受るや、先臨終のことを習ふ。次に他事を習ふべし。日蓮少年より茲を念ふこと茲に在り。人世の無常なる出る息入る息を埃たす、風前の露譬ふるに足らん。然るに這回の來書にいはいはく、時光病中晝夜となく、妙題を唱へつゝ、最期高聲にまたこれを唱ふ、死相色白く珍重也。天台のいはく、白きは譬ば天の如し、時光天に生せんこと必せり。煩惱即菩提、生死即涅槃、無始の惡業變じて佛種となるもの也」と云々。斯て身延山日を累ね年を逐て歸依の僧俗次第に多く、説法の聽衆雲のごとく霞に似て集會來れば、その草廬隘くして膝を容るに所なし。波木井實長これを看て、別に方六丈の室を造る、甚莊嚴美麗なり。高祖素より人力を費すを厭



身延山 大室殿

ひ給へど、これもまた大檀越の志なれば辭すに所なく、則これを容給ふ。かくて十一月二十四日天台智者大師の忌を弔ひ、開堂の式を伸ぶ。この日天氣晴明にして風暖に吹きければ、遠近の道俗競ひ來り、その往還絡繹たり。波木井氏の一族はいふに及ばずこゝに聚ひ、一日經を營みつゝ還齡延年の舞樂を奏す。是に依て倉庫を發き、大に米粟を出して貧民に施し、法場の賑ひ民の歸すること、朝に市に赴くが如し。五百年來鳳翔龍躍の靈場となれるも宜なるかな。實に天下一乗の祖山となれり。この年十二月四條氏頼基に示していはく、「それ八幡大菩薩を人みな阿彌陀の化身といふ、それ甚然ざるなり。其實は釋迦の應化なり。大隅の國鹿兒島の八幡宮は、始めて國土に垂跡の地也。この石體の銘にいはいく、昔靈鷲山に於て妙法華經を説く、今正宮中に在て大菩薩と示現す、これ一の證なり。また按るに釋迦文佛は、甲寅四月八日に生れ、壬申二月十五日涅槃に入給ふ也。また八幡大菩薩も誕崩右の月日に同じ、これを二の證となす。また迦文佛の勅にいはいく、正直捨方便但説無上道と、八幡宮の託にいはいく、衆生正直の頂に宿ると、これを三の證とすべし。世人本師の釋迦佛を棄て、八幡宮を他土の阿彌陀佛とす、豈それ戻るにあらざらんや。これをも正直といふなれば、孰か正直ならざらん。」また文を造りて八幡大菩薩を祭る。その文繁き故こゝに省く。かくて墨田次郎時忠の孫時宣來つて出家す、武州新曾の妙顯寺第二代日徳これなり。また筑前阿闍梨日合は、下總野呂妙興寺を開基し、淡路阿闍梨日實は武州雜司谷法明寺第二代となれり。

按るに日合のことこれより嚮に自註して、その名見えざる由をいひしに、こゝに瑛りて瑛めて見えたり。但し兩阿闍梨この時に來るとのみ見えて、出自父祖を詳にせず。

卷之六

第三十六 三大祕書を太田氏に賜ふ井異賊襲來の事

弘安四年辛巳、高祖御歳六十にならせ給ふ。此年二月西の京東寺法華堂の主眞廣法印、高祖身延に安住して、衆人歸依する由を聞き、千里を遠しとせずして來り、別後三十餘年の情を述べ、喜を竭して宗義を談す。然るに高祖の容を観るに、往昔もなかなかに凡人ならじと思ひたりしが、今はいよいよ學業積みて、その云所行ふ所、實に生如來と稱すとも、過當ならざるに心を傾け、且談する所の宗義宿疑悉く釋て、新智大に開くるにより、是より高祖の徒弟となり、舊を捨て衣を更て一乘の妙法に歸し、日を経て故郷へ歸りけり。今東寺の門前なる法華寺はその舊址なり。こゝに日辨の父熱原國重、高橋入道と友とし善し。然るに入道が所領の中に賀島港といへるあり。國重この賀の字を悦び入道に乞て寺を造り、高祖六旬の賀を伸べたり。入道も大に歡び高祖もまた謝し給ふ。今賀島蓮壽山常諦寺といふは是なり。また日辨の弟來りて出家す、これを下野阿闍梨日忍と呼ぶ。相橋の長福寺、今井の妙福寺の開山なり。又日忍の姉の子も出家す、美濃阿闍梨天目といふ。鎌倉島中の圓成寺、野州佐野の妙顯寺の開山なり。四月八日三大祕書を造りて、これを太田氏に與へ給ふ。その文繁ければこれを略す。蓋妙法の功力を擧げ且經文を引て、後五百歲廣宣流布は、閻浮提において斷絶なし、正像二千年

の後、第五の五百歳開闢、堅固白法隱没の時に當つては、本門法華經に限るの證、壽量品等の文を引きて、微細に説き給へる御書なり。今年夏五月大元蒙古賊襲來す。賊船すべて四千餘艘、兵二十四萬人筑紫に屯す、他國侵逼難危急存亡の秋なり。鎌倉大元帥惟康親王、勅命を承て兵を發せんとす。親王及び副元帥時宗、深く高祖の先見を感じ、憤で措す命を垂て護念力を請ふ。また旗曼荼羅を求めらる。長六尺五寸横五尺五寸、四大天王八大龍神を畫き、中央に日輪を安す。高祖親輪中に大曼荼羅を圖し、これを獻じて宣ふは、「親王慮あることなかれ、日蓮斯にあり日蓮斯に在り」と、親王信受し禮を備へて、これを謝し給ふとん。賊將阿刺罕病て死す。賊主更に阿答海をしてこれに代らしめて筑紫の海に寄す。九州の官兵これを防支ふ。宇都宮氏貞綱は親王の前驅たり。旗を樹て西に發す。その秋八月西海に著く、颶風大に起り波騰ること二十餘丈、電の如く碎け雷の如く轟きて、大雨盆を傾くるが如し。賊船悉く破壊し、賊卒悉く溺死し、僅に残るもの十萬人、五龍山の下に漂ふ。官兵菊池氏松浦氏、その弊を覘してこれを捕へ、八角山に斬棄る。唯千闍莫青、吳萬、三人を赦して國に歸し、賊主に是を告しむるとなり。貞綱劔すして利あり、親王出ずして勝給ふ。大元帥大にこの旗を祝し、貞綱及び池上宗仲に託附してこれを護らしむ。兩氏文を作りこれを證す、現に今存在す。旗及び兩氏の文、今武州本所天松山最教寺の寶物となれり。

紀念録を按ずるに、弘安四年辛巳の五月、蒙古の鱗艦三千艘しはく海西に寇す。西海の諸將兵を進め、

力戦すといへども終に支ふること能はず、凡て九州の人、阿波、讃岐、伊豫、土佐と中州とに走る。天下戰慄せざるることなし。文永甲戌蒙古の兵來て後、高祖屢諫め言ふは、「異賊また來らん」と、この語いよくたがはざる事、符節を合せたるが如し。

兩面之大旗來記日の丸東都最教寺月の丸身延久遠寺

弘安四年辛巳五月二十一日。從三大元蒙古國。賊船四千餘艘、人數二十四萬餘來。七月於九州防戰。其時這八大龍王之御旗。圓中日蓮上人。爲三祈禱之大曼荼羅令書。此御旗先立。向親王九州給時。某爲武之大將。至九州。則日本之靈神擁護。有二神風吹彼賊船。其人數等不殘破。異國追拂給。目出度旗成故。我家是預給畢。

十二月二十一日

宇都宮貞綱判

這兩面之大旗者

惟康親王所持之御旗也。弘安四年五月二十一日。從三大元國蒙古來。船四千餘艘。人數二十四萬人也。于時親王此旗。四方八大龍王。四角四天王。中圓相內。十界大曼荼羅。日蓮上人仰而令書。是爲持九州一向禪。蒙古災。給御旗是也。

武州池上村

右衛門大夫宗仲判

正應元年十月十三日

日蓮上人一代圖會 卷之六

右來記兩通は、東都最教寺にありと見えて、高祖の大徳宗體の義に於ては、是をもて證とすべし。然れども前件にもいへる如く、蒙古の書翰到來以往、その録す處區々にして年月にも亦差ひあり。因て左に一條を設け、北條九代記及び本朝通紀、あるひは國史略歷代備考、又近曾印行せる蒙古繪詞彙繩鈔等、その餘の雜書を參考して、その顛末を擧るのみ。

第三十七 蒙古襲來一始終の大略

これを舊史に考ふるに、人皇九十九代龜山院の御時、鎌倉の將軍は惟康親王、執權は北條時宗、文永五年八月元王奇渥温忽必烈より、書を我朝に獻じて、もて好みを通せんことを請ふ。

按るに、皇朝龜山帝の建治二年に當り、宋の恭宗元以降る。度宗の長子昀、福州に位に付きこれを端宗といひけるが、翌弘安元年に當つて殂す。その弟昀を立つ。翌年に至り元の兵の爲に犯されて海に溺死す。こゝに於て趙宋の祀り永く絶えにけり。宋の國開闢よりこゝに至り凡そ二百二十年也。其翌弘安三年に當り、元王忽必烈宋を滅し、國を元と改め帝と稱す。奇渥温は姓にして忽必烈はその名なり。直に元とのみいふべきを、蒙古といふは彼が本國、蒙古の虜なるを以てなり。これより嚮文永五年、書を獻せしは何れも異同なし。但本朝通紀には秋八月とし、佛祖統記には閏正月十日八日とす。

かくて同八年九月、元の使趙良弼筑紫に至りて牒書を呈す。公武ともに返書に及ばず。こゝに於て良

弼毒み、筑紫の塔次郎彌次郎といふ二人を捕へて國に歸る。元王兩人を呼んで日本の禮義、或は國高人數の多寡、その餘高山川澤のこと、具に聞て祿物を與へ、その後筑紫へ送り歸せり。

按るに、北條九代記文永十年の條に、元の趙良弼筑紫の博多に到着す。九州の守護早馬を立て、これを禁廷と鎌倉に訴ふ。公武これを議して彼國より、牒書の返翰だに贈らざるを、使節度々に及ぶこと思ふによき心にあらず。本朝の動靜を窺ひ、弊に乗じて兵を發し、擊たんと爲なるべし。また再び來るならば、安穩には返すまじ。まづ這回は宥恕を加へ、筑紫より追還せとて、太宰府の守護に命じ、其處より直に追返されけり。こゝに於て蒙古王、大に怒つて大兵を整へ、日本を伐滅ぼすべしとて、大船數百艘を造ると載て、年歴も異同あり。且筑紫の塔次郎彌次郎を將て還りしを載せず。

同十一年十月、元王わが朝を攻めんとして、忻都といふ者を將として、兵二萬五千人對馬國に襲來す。九州の兵防ぎ戰ふ。元人大に利を失ひ敗績して國に歸る。このこと北條記に

按るに、註畫讀にこのことを載ていはく、文永十一年十月五日卯の刻に、對馬の國府の八幡の假殿の中より大火焰出づ。人々これに驚く處に、同じ日申の刻に、對馬の西佐寸の浦に、異國の兵船四百五十艘に、三萬餘人乗て寄せ來る。六日辰の刻に合戰す。守護代資國等蒙古を伐取るといへども、資國が子息等悉く討死す。同十四日に壹岐の國へ押寄せ、守護代平内左衛門景隆等、城廓を構へ防ぎ

戰ふといへども、蒙古亂れ入る間、景隆自殺す。かくて二島の百姓等、男は捕へ或は殺す。女は悉く一所に集め、手を徹して舩に結びつけ、虜にして害せざるなし。肥前國松浦黨、數百人討れまた擒にせらる。この國の百姓等も、また壹岐對馬の如くなり。同十九日の辰の刻に、筑前の博多箱崎、今津佐原へ寄せ来る。同二十九日の辰の刻に、東郷入道覺忠の子息、三郎左衛門尉景資（論詞を按るにこの人は太宰小貳といへり）、大友出羽守直泰、同次郎左衛門重秀（論詞を按るに豊後國の守護大友兵衛頭泰頼ありて其餘なし）、難波次郎在助、菊池次郎康成（論詞を按るに菊池武英武勇等、高祖の事をいへるなり。職とは未だ然を察していふことの當れるなり）、惣じて九國の兵集りて戰ふ。故に死するもの相枕す。去ぬる孟夏の聖職し給ふ、懸鑑恐るべしとみゆ。同書の抄に、太子の瑪瑙記には、正法を失ひ達磨の教に歸す。正法の家を出て好みて魔法を興し、正法を没せんとす。物禪家に加へ與へ、弓箭の黨を倒し、禪の形類をなす。弓箭の器を盡して、蒙古國に奪はれんと、見えたるよしを述べ。余未だ瑪瑙記といふ者を見ざれば、敢て辯ずることを得ずといへども、これ恐らくは有とも偽書なるべし。その故はかの太子、偏に佛乘を信じ、馬子と同じく心を合して、佛法を興立し給ふといへども、當時佛法に宗旨をいはず。禪は鎌倉實朝の頃、榮西肇めて本朝に弘む。然ば禪家の祖達磨は、唐土梁の武帝の時にて、普通元年天竺を出で、廣州より來つて帝に見え、説法せしこと梁書の本記にいふ。梁の武帝は南齊の次にて、本朝武烈帝の時に當れば、太子より前の人なるは顯然たれど、いまだその法渡らざるに、太子聰明なりといふとも、正法を失ひ達磨の教へに歸すと、宣ひしは不審からずや。かの天王寺未來記も、衆の心を一致にせんと、正成豫て寺僧と謀りてなせし由は物にみゆ。若瑪瑙記にこの文あらば、是また後人の偽作ならん。殊に日本紀片岡の飢人をもて達磨なりとし、太子これを憐れみ給ひ、歌を詠じ給ひしなど彼是思ひあはずべし。是の書に抱はらず、要なきことにはありながら、因によりて童蒙の爲に、口舌を費すのみ。是も作者の老婆心なり。

かくて文永十二年改元ありて建治元年乙亥となる。同二年秋九月元の使また來りて、このたびは長門の國室津の浦に著き直に關東に到りけり。時宗等相議してこれを捕へ、龍の口に於て之を誅し首を由井の濱に梟る。

按るに、本文は本朝通紀にいふ所にて、年歴の異同あるなり。北條九代記には、建治元年二月蒙古の使杜成忠等、また日本に來朝す。高麗人も同く來れり。太宰府に船を止め、船中にあるものども悉く注録し、數多の人は太宰府に押といめ、杜成忠等たゞ三人を鎌倉へぞ遣はしける。洛中へは入られず、直に關東にさし下す。路次の間厳しく守護して、偏に囚人の如くなり。夜を日に繼で鎌倉に著といへども、蒙古の牒狀に返簡すべきに及ばずとして其儘逐返し、大元に還らしむと見えて、本文より一年前なり。またこの年二年四月にも、蒙古の使者長門の室津の浦に來る。同八月關東へさし下す。鎌倉の諸士評議ありて、使者二人を龍の口に引出し首を斬ると云々。これ本文にいふ所と同じけれど



年歴少しの差ひあり。また同書に、弘安三年大元より使者として杜成忠を差し、太宰府に著岸す。頓て捕へて鎌倉に告ぐ。關東に召下し龍の口にて首を刎ね、由井の濱に梟けられたりと、この事本朝通紀にもみえて、元の使者を兩度誅せり。紀年録にもまたこれを載す。建治二年丙子八月、長州の人蒙古の使者を鎌倉に送り下す。九月七日官議して、杜成忠等都て九人を斬り、由井が濱に梟首すといへり。

弘安四年辛巳八月、元の大將阿刺罕、范文虎、忻都、洪茶丘、十萬人に將として、數多の兵船にとり乗て、元地を發し筑紫を伐んとす。然るに異國總督たる阿刺罕病に罹りて途に没す。このよし元王へ注進しければ、元王詔して左丞相阿塔海をしてこれに代しむ。然れどもいまだ到らず。范文虎等が船肥前國平壺の島に着岸し、尋で五龍山の下に徙る、筑紫の兵防戦す。于時風浪暴に起り、賊船大に破損なし、賊將三人堅艦に乗り漸に遁れ去り、士卒十萬を島に捐る。且兵糧に乏しくして飲食せざること三日に及び、五龍山の下に漂ふ。九州の兵士菊池以下、其弊を覘ひてこれを襲ふ。賊兵拒ぎ戦ふこと能はず、悉く殺傷し、捕はるゝもの三萬餘人、是を八角の島に斬て、干闥、莫青、吳萬五といへる三人を赦し國に歸す。副元帥時宗、宇都宮貞綱をして中國及び四國西國の兵に將とし、筑紫に赴かしめけるに、備後に到る頃比に、元の兵敗すと聞ゆ。されど貞綱兵を班さず、九州に至り諸軍に指揮し、異賊襲來の備をなさしむ。

按るに、この戦ひをもて蒙古襲來の終りとす。然るにこの戦ひ事實精しく記せるものなし。尤諸書異同ありて一定せず。是より後弘安八年にあたり、元王日本を撃んとして、高麗王及び阿塔海等に命じ軍船を造ること五百餘艘、黎民大に苦めり。曾て江南盜發る。群臣これを諫むるに、水主を募るの故を以てす。王更にこれを用ひず。船成るに及び、阿塔海等軍を整へて發せんとす。こゝに元の臣吏部尙書劉宣といふ者上書して、深くこれを諫むるにより、元王その言を納て日本を征することを罷めたりとなん。

北條記に載る處、本文に異なることなし。神風起りて賊船悉く海に没し、異國十萬の軍勢は底の水屑となりけり。残れるもの僅に三萬、張百戸といふ者を首魁とし、博多の浦に漂ひけるを、同七日に日本の軍兵押掛りて打殺す。其中に干闥、莫青、吳萬五三人は生捕りけるを、蒙古王にこれを語れとて、赦して元國へ還されけり。是偏に本朝三千七百餘社の靈神の擁護、神力のほどこそ有難けれ。上は主上を初め奉り、仙院攝家より京鎌倉の貴賤上下、首を傾けてこの神徳をぞ仰ぎける。宇都宮貞綱は、六波羅の仰せに依て大將を承はり、中國の兵を集めて筑紫に赴きける所、備後にして蒙古賊討滅されぬと聞えしかど、貞綱は猶九州へ渡り、彌異賊襲來の備へをいたし、夫より京都へ凱陣す。世は末代といひながら、日月いまだ地に墜給はず、冥慮誠に揭焉として、伊勢の風の社をば風の宮と崇められ、その外諸神勳一等の賞を行はれたり云々と見えて、その餘の精しきことを

ば記さず。但賊船鎧をもて繋ぎ、板を渡して陸地の如くし、鐵丸に火を操り、空を飛せけて投げかくるに、櫓に燃えつき撞楯焼けあがると見えたり。今鳥銃火矢の類ひか。かくて蒙古襲來繪詞を按るに、關東の御使は甲田五郎俊遠、安東左衛門二郎繁綱と載て、宇都宮貞綱は見えず。這は貞綱合戦の場に合はざるの故ならんか。但この時博多の津及び箱崎太宰府にて防戦の諸將は、豊後の守護大友兵庫頭泰頼、肥後の住人竹崎五郎兵衛尉季長、同太田左衛門尉某、太宰少貳三郎左衛門尉景資、肥後の菊池二郎武秀、同武房、竹崎が姉婿、三井次郎資長、豊後日田二郎秀唯、小野大進頼承、宮原三郎、曉米五郎、肥前國甘草には大矢野十郎種泰と同三郎種村也。筑前國には秋月九郎種宗、薩摩の守護下野守久親同舎弟久長、この餘猶多かれと繁きに因てこゝに略す。さて合戦の次第に至り、勝敗交なりといへども、竹崎季長が働きは群に抽でたるものと思はる。さはれこの書も古の繪巻物なるより、その畫に因て、そのことを拔萃したるものなれば、前後始終連綿せず。殊に年舊て虫食多く、證としがたき所あり。その繪の中に、鐵丸を飛したると見ゆる一箇所あり。當時は異國にても向るには用ひざりしか。

註畫讀を按るに、人皇九十代、後宇多院弘安三年庚辰に、蒙古襲ひ來ることあり。筑前の國志賀島にて合戦に及びけり。大元國の兵三百七十萬騎、大船七萬餘艘に込乗り責來るにより、九州の人民悉く逃失する。同四年辛巳五月に、蒙古及び高麗以下の國々の兵驅具して、七萬三千餘艘に乗り、

また九州に責來る。居住の爲とて世路の具を持ち、耕作の爲にとて鋤鍬の類を携へ、高麗の船五百艘壹岐對島より上陸して、見合ひの者をうち殺す。人民脱るゝに堪へずして、妻子を將て深山に隠る。赤子の泣く聲を聞き、押寄せて打殺す。父母はわが命を惜み、赤子を刺殺して隠れ居たり。この事博多に告來る。既に中國に責來らんと欲す。依て九國既に落されて、早く長門の國に着く。只今に都へ責上る、また東海北海より寄せ來ると、街談衢話啾々聞えければ、萬人一同恐怖して、「何の處にか逃行くべし」と、色を失ひて私語あふ。仍て弘安四年五月以後は、勘文いよいよ符合する故に、偏執の輩も承伏す。聖人のいはく、「日蓮房惡しとも、南無妙法蓮華經と唱へずとも、今一度も二度も、大蒙古國より押寄せ、壹岐對島のやうに男をばうち殺し女をば生捕り、京鎌倉に亂れ入りて、國主ならびに大臣百官等を搦め捕り、強く責めんとときは、爭か南無妙法蓮華經と唱へざるべきや。」稱光院の應永二十六年己亥六月二十日、蒙古高麗一同して、軍船一千三百餘艘海上に浮べ、その内五百餘艘は對島の島に押寄て、かの島をうち取る。是は聖人の滅後一百三十七年、聖人未來を鑑て、蒙古起るべしと記し給ふ故に、これを出すと見えたり。然れども此説は何に因て記せるか、弘安三年に襲來して筑前志賀島に寄しこと、他の本に所見なし。殊に大船七萬餘艘兵士三百七十萬騎と、これもまた潤色か、實に過當といふべきなり。しかのみならず弘安四年にも、或は、世路の具耕作の具を齎して來りしといふも、是また他本に所見なし。又應永二十六年、蒙古高麗一

致して、千三百餘艘を浮べ、對島を撃取りしといふ條、いづれの書にも見えざれど、只帝王年代略記に、應永二十六年六月二十日、蒙古來ると載たれば、その據あるに似たれど、唐土の歴史を按るに、元の世祖より十代に當り、順皇帝明の太祖の爲に攻められ、北の方上都に奔り、元亡びて明起る。元の太祖國を建總て十四主百六十二年とみえ、明の太祖高皇帝支那一統は、わが皇國後光嚴院の應安元年に當り、應永二十六年よりは五十二年の前なれば、この時高麗一統して襲來せること不審なり。こゝを以て野史雜説の證としがたきことを知るべし。

また國史略件の條にはく云々、范文虎等航海至平戸島。筑紫之兵防戰。上皇深憂之。上御筆書于宗廟。伊勢神廟祈以身代國難。於是颶風大作。俄敗其船。蒙古三將各擇堅艦一乘之遁去。棄士卒十餘萬于島。菊池等兵捕其殘兵三萬餘人于五龍山下。斬首博多島一僅赦三二人。青島萬歸國。以語其主。と見え、その細書にはく、我大日本天威即皇高祖、天照皇太神神威。龜山上皇勅書禱神。靈驗蒙古之酋。膽破魄死。彼素有二大略一用兵如神。滅國四十。遂平西夏。定西域。然唯我大日本。不能侵二尺地。皇國神威冠三絕。萬國一如是と見えたり。

右に著はす蒙古襲來の始終、この書に往々記す處と、年曆の異同且軍兵の員數、船艦の多寡、その書毎に異にして、何れを以てか實と定めん。故にその書のまゝを録して參考に備ふるのみ。且前條に

もいへる如く、この合戦の記、具なるものなし。余が目を過る者をもて大略を掲げ出せり。

第三十八 雲拂の眞影并諸書異説の事

こゝに身延の大檀越波木井氏實長は、今年六月になるにより、家族親族を呼集會その賀筵を開きけり。于時實長傍に地を擇み宅を補理、これを老後の隱栖とし、業を嫡男長義に授く。これより世事を捨て一向に佛門に傾き、高祖を請じて出家せんとす。高祖その志を譽て杖をこの室に曳給ひ、剃度の式を設けられ、髻を斷て居士位を賜ひ、法寂日圓と號け給ふ。實長大に喜びて新室を構へ、飲み敬ひて高祖を駐む。高祖これを美し給ひ、こゝに住まり給ふにと七日、賀を伸て歸らんとし給ふ。その日暴に一天かき曇り、頓て雨降出しければ、實長高祖を留めていはく、「道の程遠からぬもこの雨にやは歸らるべき。但し今日に限るとなら、輿をも參らすべけれども、愿はくは今日こゝに留り給へかし」と、強にとめければ、高祖何とも宣はず、莞爾と笑みて縁鼻に立給ひ、數珠を拈して仰見給ふ。勢雲を拂ふが如し。當下大空にたち籠し八重雲忽地四方に開けて、碧雲見はれ夕陽斜なり。高祖辭して歸り給ふ。翌日實長丈室に詣でこの頃の謝儀を伸べ、「さてその節師の形相事新らしく候へども、なかなか人間の體にあらず。故に佛工に命じその景勢を彫刻して、後代の信者に授けま欲とおもへど、尋常の刀工には及びがたからんと存るなり」といへば、高祖聞給ひ、手躬其處なる櫛をとり刀を以て彫給ふ。僅喫茶の間にして、その尊像成けるにぞ、實長限りなく歡びつゝ、これを頂戴して隱栖に歸り、

その記を作り子孫に傳ふ。今猶現に存すといふ。其記にいはいはく、「弘安四年辛巳九月一日、日蓮上人予が宅に於て、祈禱のため法華經讀誦七日満じて丈室へ歸らんとし給ふ時、門外にして雨降れり。これ龍神の護歟。上人立て數珠を拈じ、これを拂ふに忽晴天となる、其徳容尊特の相あり。以て上人に告る處、上人手自その形影を彫て賜ふ。子孫の爲に記を作つてこれを遺す。尊形立像四寸二分、十二月八日入道日圓花」といへり。これを雲拂の眞影といふ。

余謹て諸書を按るに、年曆異同ありて一定せざるよしは、前件所々にいひて今更致ふべき所なく、その實記といふものに就てこれを述べたれば、諸寺諸家の記録に至り、この本文と差ふこと多かるべし。後の識者これを訂さば、幸ひ甚しといふべきなり。爰に一條の異説あり。高祖紀年録にいはいはく、弘安二己卯年、高祖御歳五十八にならせ給ふ時に當り、日興嚮に師命を奉じて駿州富士賀島に行化す。宗を改むる者多し。實相寺嚴譽等妬み忌て遂に公邊に讒す。役人をしてその徒二十四人を捕ふ。これを鎌倉に送り以て地牢に下す。高祖致書してこれを論す云々。同三庚辰年三月官嚴譽等が讒訴を聴き、すなはち命じて地牢に捕はるゝ、頭だつ者三人を誅戮す。高祖これが爲に作福す。則その徒を論して云く、「この人仙豫の化に遇ずして、返て讒人の爲に極樂にいたるなり。惜むべきといへども、未來永劫其福唐捐せざること、みな因縁あり。これ信士輩の庶幾べき所なり」と見え、その頭書に、三人とは、熱原甚四郎、田中四郎、廣野彌太郎、また仙豫の化といふは、涅槃

經にいはいはく、我往昔を思ふに、閻浮提において大國の王となる、なづけて仙豫といふ、念敬重し。大乘經典を愛し、其心鈍善にして麤惡嫉恠あることなし。善男子我その時に於て、心大乘を重んじ、婆羅門方等を誹謗するを聞く。開終つて即時に命根をたつ。善男子この因縁を以て、是よりこのかた地獄に墮らずと記せり。

また俗間流布の高祖一代記を按るに、日法、日辨、日秀などの教化により、田中、大野、熱原、山瀬、賀島などの人々、數多法華宗になりける處に、岩本實相寺の別當、嚴譽律師まをしけるは、「近隣多く法華宗となること、その源寺中にあるよし風聞の間、僉議を遂げ速に追出すべし、かの日蓮は佛法の外道、邪教を以て正義を妨げしむるの間、ゆるがせの沙汰いたすべからず」と云々。かゝる所に日興は、本この寺の人なりければ、「我師日蓮上人は當時の明師なり。しかるを外道とあることはいはれなし。その上法華經を弘通せるを、邪教といふこと何れの經論に出たるや、その證文を出すべし」と道理を以て責給ふ。是に依て實相寺の大衆二つに分れければ、嚴譽律師一方ならず驚き騒ぎて、訴狀を認め鎌倉に下りぬ。日興も實相寺のまをし狀を、平の左衛門へ遺され、召合せられよと訴へ申されけり。爰に淨土寺の法師強仁と申ものあり。律宗の行敏、實相寺の嚴譽などが狀にならひ、我宗の所爲を立んが爲に、諸家の力を假り眞言の才覺を以て、聖人の立義を難する十月二十五日の狀おなじ。極月に聖人の許に至りぬ。聖人御覽じて、田舎にて邪正を極めば、闇の中に錦

を著て遊びゆくが如し。かねては喧嘩のいで来る基なるべし。公家鎌倉へ言上を遂げ、宣旨御教書を申くだし、是非を糾明せられれば、上一人笑を含み下萬民疑を晴さんか、御勘狀非を以て先とす、もし此儘に止られ空しく一生を過し給は、定めて師弟ともに無間の大苦を招き給ふべし。速に言上を経て早く邪見を翻へし給へと、其日に御返事を遣はされ給ひける。強仁この返事を以て、鎌倉に訴訟申すといへども、奉行頭人もさまざま日蓮上人の言葉、割符を合することくなりければ是をとりあげず。強仁鎌倉に宜しき内縁やありけん、最明寺極樂寺の後家尼御前にとり繕ひ申入れれば、問答のことは沙汰もなく、徒黨の人々を搦め捕り、罪に行ふべしとぞ定めらる。則平の左衛門承はり、兵士數多に申つけ、熱原田中へさし遣し、家屋を打破り張本の旦那といふ、熱原神四郎紀年録に基四田中次郎、同書に四郎廣野彌太郎を搦捕り、殘は所を追うしなひ、或は所領を召上られ、或は財寶を奪ひとるこそうたてけれ云々。かくて聖人このことを聞給ひ、熱原の人々に御書をなし賜はるその文に、まづ御身の大難小難ありしことを書記し、「斬罪となす事もあるならば、眼を塞て観念すべし。現には大難にあふとも、後生には佛になるべし。臆病の心あるべからず」と消息を遊ばされき。人々この書を拜見して、皆我不愛ニ愛ニ身命、但惜ニ無上道このころざしを起しける云々。駿河國の住人熱原神四郎、田中次郎、廣野彌太郎三人は、法華宗の張本主君に叛く人なりとて、土の籠より引出し平の左衛門計らひにて、終に首をぞ刎られける。法華經の御爲に命を捨つるゆゑし

さよと、惜まぬものはなかりけり。聖人其志を御感ありて、叮嚀に弔ひ給ふぞ有難かりける。沙を金に換しと仰せられしは、この人々のことなるべし。以上流布この事佛祖統紀等の正史に見えず、故に疑ひなきこと能はず。但統紀に弘安三年、高祖歳六十になり給ふとき、日辨の父熱原重國、高橋入道の領地賀島巷に、寺を造ること既に本文にいへり。是より嚮文永十一年、高祖五十三の時五月三日宗牒を出し、近習の士をしてこれを寄らる。その文體前に見えて御感尤深く、三國無比類云々。日本國中宗弘妨あるべからずと、執達の有ながら、熱原田中の人々も咎め、極刑に處せらるゝは、表裏反覆といふべきなり。殊に高祖身延に在りて、教化し給ふを咎めもやらず、その宗體に歸する者を、罰するもその理に當らず、さればこの説甚いぶかし。蓋流布の本この條の次に、熱原等切られて後、永仁元癸巳頼綱入道謀叛して、子孫跡形なく滅亡せり。法華經の敵ゆる天の責を稟たるなりと云々。熱原の入誅せられしは、弘安三四年のことなるにや。按るに永仁元は、高祖の入滅弘安五年より、後十二年を経たるなり。是をかくいふもまた審かし。右にも左にもこの説は余に於ていまだ信せず。

今年弘安四年高祖本門戒體書を製り給ふ。その大意は小乘經の所説を民戒となし、大乘經の所説を臣戒となし、法華經の所説を大王戒となす。今より以後小乘の二百五十戒、梵網の十重禁四十八輕戒、華嚴の十無盡藏戒、璣珞の十戒等を廢し捨て、未顯眞實の戒となす。然して後に法華經の方便品に入

て、五十八具及び十重禁等を持す、これ法華經の戒なり、是迹門の戒なり。經にいはく、是名三持戒と復本門戒あり、迹門戒の及ぶこと能はざる所、その十重禁戒とは、第一の不殺生戒、第二に不偷盜戒、第三に不邪淫戒、第四に不妄語戒、第五に不酤酒戒、第六に不說四衆過罪戒、第七に不自讚他毀戒、第八に不慳貪戒、第九に不瞋恚戒、第十に不謗三寶戒なり。この十重禁本迹の差ひあるを説明し給ひて、後學の眼目となし給ふ。今これを記さんに、緯長くして解すに易からず、故にその名目まで掲げ出す。志あらん信者は、能化に就て語釋を受べし。

第三十九 日法彫刻を善す 非常忍家族疫疾の事

弘安五年 壬午、高祖御歳六十一にならせ給ふ。この年法華初心成佛書を著し給ふ。こゝに法子日法といふものあり、性來好みて物を刻むの伎に巧みなり。然れどもこれを專にするときは、道業を廢せるを惡み、自躬誓て刀を拵らず。一時夜に入りて幽溪を漂るに、一の靈木あつて光明を照らす。日法怪みて立より見れば、古今未曾有の良材なり。日法これを拾ひて歸り、師に告ていはく、「百年の後かならず似像を遺すべし。然るに我師柔和にして威あり、卑謙にして相を具せる、これ備工の及ばざる所、不測にして靈材を得得せるも一の妙なり。誓て刀を拵じと思へど、這回尊體を摸刻して、長くこの土に留めんとす、願くは許し給へし」と。高祖これを聽き、莞爾としてその請を許し給ふ。こゝに於て日法は遂に材を伐て、思ふがまゝに師の像三軀を作る。高祖親ら點眼を修し、身延及び長興長榮



三山にこれを措く。一時高祖剃髮のとき、鬚髮を像に植るに、嚴として生るが如し。日法又木の餘れをもて、別に小さき像を作り、これを己が所持となす。偶齋藤氏兼綱なるもの、來りてその像を拜し、これを乞て止ざれば、日法是非なく兼綱に讓る。兼綱喜び奉侍して歸り、北總多胡郡妙光寺の本尊となせりとぞ。齋藤兼綱は藻原多胡兩邑の領主にて、一時の名士なりけるが、後に落髮して常在院日朝上人と號しけり。日法もまた智行兼備中老僧のその一にて、休息立正寺の開山となれり。高祖の滅後法眷の屢請に任せつゝ、復再び刻業を起し多くこれを彫刻せり。故に天下日法の作る所多しとなん。然れども他の像における、一切これを造ることなし。于茲今年風雨順ならず、寒暖大に時に差ひて、不正の氣候行はれ、世間疫疾一般に流行、暴死天滅の徒少なからず。下總富木常忍が家族、又此天行病に罹り、枕を並べてうち臥けり。常忍甚これを患へ、醫に委ねて介抱すれど、更にその驗もあらず。因て書を呈して高祖に告げ、その救を乞ひ、且はまた思ふ旨を問參らす。高祖その狀を閱し給ひ、書を造りて示し給ふ。その略にいはいはく、「人として病を受けるに二つあり。其一は身病にて、所謂地大に百一水大に百一、火大に百一風大に百一、これを四百四病といふ。持水、流水、着婆、扁鵲の方劑あつてこれを治す。二つには心病なり。所謂貪瞋痴の三毒と、八萬四千の塵勞なり。この病二天三仙六師等の秘蹟といへども、治すること甚難し。況や黃帝神農等が劣劑をもて癒べきならず、我大覺醫王の妙術よくこれを癒すべし。その病に隨ひ劑を投ず。尤小藥あり、大藥あり、權藥あり、

實藥あり。その實藥といふは何ぞや、所謂妙法蓮華經なり。然れどもこの經は、一部にして二つの別あり。これを迹門といひ、本門といふ。それ迹門の法華經は、始に成つて一分爾前の圓に同することあり。本門法華經は久く成て、方劑頗に異なりとす。百歳の翁を子とし十歳の兒を父とす。漢土の天台日本の傳教、少しくこの藥を懐けども敢て人に與へざるは、時なく機なく囑なければなり。本門の良藥は、必この三を調へ、然して後によく得るものなり。今既に時至り機熟すにより、千界の良醫これが付囑を承け、普く以て人に付與す。時の事たる大なるかな。これを四季に譬ふるに、春の養あり秋の養あり。其養を得ざる時は、その病を除くべからず、法門もまた然り。今末法の時に入ては、小乗の藥權乘の藥は更に病に中ることなし。強てこれを服すれば、却てこれが毒となる。この毒變じて藥となるは、獨本化別付の妙法なり。今天下謗法の業に因て謗法の果を感ず。梵天帝釋等謗法の罪を責て謗法の相を跡す。正嘉以來三災七難交るゝ起ること、夫以てこれを觀つべし。疫の行はるゝもまた宜なり。子が書中に問ふ處、他の災に遭は最然るべし。我門の徒に於て、何の過あつてこの厄に罹るやと、その疑至極にてその問ふ處も道理なり。まづこの旨を解さんと思はば、當に宗乘の優劣を糺すべし。何にとなれば爾前の教は、維善維惡二つにして融らす。その究みを論ずれば、則等覺位の智德、斷德の分際なり、妙經は然らざるなり。善惡無始本有の法體、一念三千の妙境なり。これを妙覺位の性善性惡といふ。これを世間に語るときは、元品の法性修德顯現せるを梵



天帝釋といひ、元品無明修徳顯せるを第六天の魔王といふ。今末代澆季にして、無明日盛に法性日遠し。波旬は力を得、梵釋は護を失ふ。嗟諸宗の徒遂に第六天の奴となる。たゞ日蓮この時に膺りて、この本門の至善を修するに、波旬何はすして何ぞや。

附ていふ波旬の事、此書二の巻に釋書を引て出したれど、今本文の因により、復こゝに抄出す。昔此地域の地いまだ成ず、大海渺瀰たり。時に神宮天上に在て、海底を下し見るに、大日如來の印文あり。神宮怪み鋒を下して印文を捜る、その滴露の如く迸散す。こゝに魔王波旬遙に見て、この滴の露地とならば、來世かならず佛法を興さん。我これを壊らんと欲す、乃天より降る。神宮波旬にむかひ語りていはく、「この地は我有なり、わが三寶を忌んで敢て崇敬せじ、願くは大天慮ることなかれ。波旬すなはち還る云々。」またこの議論ありといへど、綽長ければこゝに略す。かゝれば佛法の興隆を妨げんとするものは波旬なり、故にこゝに述給ふなり。復いはく、「この御返書の趣意、經々の證文を引用して、更に童蒙婦女子に於て解し難き件多かり。さはとて是を一向に碎かんとするに詞混亂し、且その綽の長くなりて、還て煩はしきことあらん。故に今言葉短く、その全文の意を俗にいはん。如來入滅より二千年、これ攝受の行はるゝ時にして、譬ば佛法の威力寡し。故にこれを妨んとする、波旬もまた、佛の力屑ならずとて敢て拒ます。その中に雜り居て、俱に魔道を行ひけり。因て波旬は力を得、梵天王の神力は自然磻ぎたり。然るに聖人出世し給ひ、一乘

の妙典を世間に弘め給ふに及び、いよくこの妙經弘まらば、波旬は魔をなすこと能はず。故に障碍をなさんとして、或は三災七難を起し、この法華を摧かんとするなり。然れども妙經の持者、信力堅固なる時は、波旬争か佛に敵せん。彼必退きて不時の災厄忽地消除し、國家安寧無事ならん事、掌を指すが如し。こゝを以て妨をなすに、まづ其行ふものより始む。高祖この御書に、この旨を解さんとすれば、まづ宗乘の優劣を糺明すべし」と、既に前に見えたる處の前後をよく味ふべし。それ妖は徳に勝たず、我幸に免かれたることは、法華經受持信力の致す所なり。摩訶止觀に三障四魔の説あり。しかりといへども迹門力弱し。波旬荆溪傳教の出るを見ては、強てこれを拒ます。今日蓮が出るに及びて魔王大に恐怖す。吾黨の子守ること、たゞ至信にあり。一念三千の觀法に、理と事との二あり。天台傳教の時は理なり、今の時は事なり。觀念優るゝ故に大難あり。彼は迹門の一念三千、此は本門の一念三千、天地懸に殊なりと示し給へり。

第四十 高祖池上に赴き給ふ井本門寺開堂供養の事

この秋高祖中症を感せられ、行歩言語意に任せず。不測なるは門人檀越、誰告る者あらずといへども、自然高祖の御身に何事かあらんと覺えてこゝに集會、この景勢に駭くのみ。比企大學三郎能本、池上右衛門大夫宗仲も、馬に策てこゝに來り、大に歎き驚いて邊を去らず看病をなす。晝夜孜孜として病床に副ふ。然るに日を逐ひ月を踰て、病患更に減せざれば、能本宗仲諫めていはく、「此處は僻地醫に

乏しく病を治するに宜しからず。たゞ波木井氏至誠を以て奉護給仕せらるれども、また病患に至つては奈何ともすることなし。鎌倉は都會なり、良醫名工もいと多し。彼處へ往て療し給は、日ならず本復の期あらんと、波木井もまた同意にて、厚これを勧めけり。それ國の爲法の爲、わが師久住し給はずば、宗體もまた壞れんと、詞を盡して諫めければ、高祖漸くに容給ふ。しかれども我思ふむねあり、池上本門寺にゆきて病を養はん、宗仲宜しく計り給へ」と、宗仲聞て大に喜び、發足の準備をなす。波木井實長も甲斐々々しく、心を竭して調度を賄ひ、その身はや老體にて物の要に立たしと、その男某を差從はしめ、また良馬を擇みて出せり。高祖志の厚きを謝し、病を扶けて九月八日、午時齋終りて、身延を發し武州へと赴き給ふ。かくてその日はこの麓なる下山兵庫が館に舍る。九日は大井莊司、十日は曾根某が宅、十一日は黒駒某、十二日は川口の上房なるもの、十三日は吳地の遠山氏、十四日は駿河の國竹下の鈴木氏、十五日は相州關本下田氏これを請じ、別室に舍して饗應す。後に中老僧忍上その室を寺となす。今雨壺の關本山弘行寺といふは是なり。路次に高祖の舊好あり、それ〴〵に訊問して事の由を告しかは、みな出て供養をなす。高祖法要を示さるゝ。別を惜みて駕に侍する者十にして七八なり。十六日は平塚の驛、長谷川氏出迎へ、一族相會してこれを請す。高祖爲に説法論導す。信伏して戒を受るもの若干なり。鶴若大夫藤次等もまた宗を改めけり。この地後寺となす。今の松雲山要法寺これなり。長谷川鶴若今子孫繁盛し、世々寺の檀越となる。十七日は瀬谷の

一精舎、十八日池上に着給ふ。十九日書を造りて波木井氏に謝し給ふ。驛路恙く池上に到る。その間山といひ河といひ、嶮難少なからざれども、名家の令子我を扶けてこゝに至る、その重恩、謝せん所を知らず。病癒ば錫を歸さん。されど老病計り難し。日本國中多年の間、怨むる所の臭骸を、足下育すること九年、歸依の志永く忘れじ。設ひ何れの地に死すとも、塚は身延に築くべしと云々。かくて人ありて告ていはいく、「下野鹽原の温泉は、最中風に善といふ、請ふ試みに驗み給へ」と、諸子もまたこれを勸む。高祖自起つべからぬを知り給へども、諸子の至誠拒まんは本意ならずと、往て温泉に浴し給ふ。唯三日にして應驗あらざれども、不治と知り給へば久しきを欲はず、また池上に歸り給ふ。路同國の宇都宮に宿す。老媪妙勝なるものあり、信すること他に異なり。高祖憐み教化して去り給ふ。姫後に宅を捨、寺となして長久山妙勝寺と號しけり。二十七日九月池上に歸り給ふ。病いよいよ篤かりければ、書を裁して波木井氏に別を告給ひけり。絆長ければこゝに略す。二十八日宗仲を召しこれに告給ふやう、「昔本師釋迦世尊人壽百歳の時二十を減じ、靈山の良跋提河の邊、匠工純陀が宅にして、八十歳にて涅槃を示す。世尊は利物の終りを表して満數を用ひらる。今日蓮は結縁の始を表して一の數を用ひ、人壽八十歳の二十を減じ今年六十一歳なり。身延山の良多摩河の邊、匠工宗仲が宅にして般涅槃を唱ふなり。而も實には減度せず、夫これを思ふべし」と、宗仲聞て大に悲しみ、且は又歡喜して、「師は我爲の世尊なり。我を純陀に比し給ふ。身に餘りぬる喜びなれど、佛日や、

西山に逼る」と、雲時涕泣してさていふやう、「本門寺未だ開堂あらず、願くは日を卜し是を修さば奈何あらん」と、高祖直に許可し給ふ。かくてその日になりければ、鐘を鳴し鼓を搥ち、壇上巍々として衆會整々たり。高祖強て起て沐浴盥漱し、殿に上り儀を具し給ふ。大衆同音に誦經唱題す。高祖座に倚り給ひ、立正安國論を講じ給ふ。この日天霽れ地清くして、風は謗法の塵を掃ひ、雲は唱題の響に遭ふ。遠近結縁して往來絡繹、宗仲大に佛事を作す。四衆咸法門萬歳を祝す。高祖室に入り休み給へば、緇素前後左右を圍む。高祖當今衆に告て、「我死いまだ近からず、若過る時は地神悲歎し、大地かならず震ふべし。夫をもて徴とせよ、今日はまづ去るべし」となり。衆みな命に隨ひて去らんとするに別を恠み、法話に時を移すとき、高祖耳を側て、誠を垂れ法を説き、また問話し給ふこといまだ疾ざる時の如く、更に倦給ふ色もなし。是より日々諸子集會て、最後の供養を設けたり。滄味變せず七數滅せず、更に常のごとしとなん。食味はくひもの味ひをいふは敬は食料也食事常に變り給はずとぞ。

第四十一 高祖疾病篤し井諸子へ遺誠の事

かくて十月三日、高祖親筆を採給ひて、一紙の讓狀を認め給ふ。伊東隨身佛の一軀、池上開堂の安國論一卷、且伊東佐渡の赦牒は、日朗に附し給ひて兩山の珍となす。今は洛の本國寺に藏せり。且告ていはく、「長興山は文應庚申比企大學、われに歸して茅を結び、吾を居らしむるの所にして、最初轉法輪の地なり。長榮山は文永甲戌、宗仲これを造りてもて今涅槃の場となす。然ればこの兩山



は、手の如くまた翼に同じ、併せてこれを今子に附す、宜しく幹事を鑿すべし。身延山は日蓮棲神の地、盡未來際神を身延に留めて人天を巨鎮す。未來永々身延山を蔑如するものは、我徒にあらす」と叮嚀に示し給ふ。富木入道、比企大學、藻原兼綱、佐久間兵庫、四條頼基、太田乘明、宿屋入道、本間重連、南條七郎、三澤入道、秋元太郎、進士太郎、星名五郎、庄司入道、椎地四郎等戴髮の弟子、日定省して病床にあり。かくて八日に至り日昭、日朝、日興、日向、日頂、日持を召し、「汝等六子をして法門の上首となす、身命を惜まずして宜く末法萬年の唱導師となるべきなり、衆等もまたこれを聽け、我滅度の後六子をもて我を見るが如くせよ、瀉水一器纖毫もこれに差ふことなかれ」となり。九日また諸子に告ていはく、「我本師釋迦世尊は廟を靈鷲山に築き、日蓮は塚を身延に留む、俱にこれ法華經の都會、身延靈山自ら二なし。全身を瓶に收めて以てこれを埋むべし。塚を守ることは日昭を初め、件の六子交替せよ」と、時に日朝進みていはく、「命を謹みて承はりぬ。しかれども師現存の日だに、動すれば闍提の徒これを妨げんことを欲ふ。然るを遠路棺を荷ひ送らんこと不可ならんか、茶毘して以て祀らんに若し、この議いか」とまをしければ、「衆等相議して宜く之を修せよ」と、其翌十日遺物を頼ち給ふ。手書の註妙經、開結十卷、法華三部、要文三卷、本理大綱集一卷、これを併せて日昭に賜ふ。且告ていはく、「日蓮二期の奥義この巻を出ることなし、末法の規矩集めて大成す。日蓮世にありといふとも、またこれに加ふることなし。又肉牙二枚を賜ふ。これこの齒牙は、日蓮說經の功德

こゝに具足す。宜しくこれを襲藏して對顔の思をなすべし」と、且御書を副て賜へり。法衣駿足別に記事ありて、これを日興と日向とに賜ふ。十一日經一齋を召し、「汝少年蚤く頂相を改め、行道修學根を深うし帶を固めて、帝都の弘經かならず忘ることなかれ。それ弘經は不惜身命にあり、關中の教化は子にあるなり、努々忘ることなかれ」と、經一泣て命を承く。その翌十二日諸子來りて訊ふ。高祖これを看て、「滅度近きにあり、我最後の説を聽け」とて、「それ深祕事の一念三千、南無妙法蓮華經は、久遠世尊の護持する所、多寶如來十方分身佛の證明する所、三世諸佛の守護する所なり云々、これを經文に考ふるに、後五百歲中廣宣流布閻浮提において、斷絶せしむることなし云々、如今末法の下根下機戒定堪へずんば慧一分を修せ、慧もまた堪へずば信をもて慧に代よ、唯信力勇猛に唱題せよ、これを末法の妙行といふ云々、毫も疑を容れざる時は、勿憂不差の金言に協ふ。是金言に協ふときは、五百塵點劫の妙行を一念至信の中に縮め得て、本地の妙境一時に成就す。これを末法の即身成佛といふ。壽量品顯れざれば尙これ未顯眞實なり。衆等それ如何、愚なりといへども、龍女に比するに愚ならず、彼は畜生なり此は人なり、惡といへども提婆に比するは惡ならず、彼は五逆必死なり。衆等それ如何。臨命終のとき妙行成就せば、蚤く日蓮を訊ふべきなり。靈山淨土にして相見せん。信力弱くして我に違は、即身無間へ墮すこと、玉の盤を走るが如く、雨の地に墮るが如し。その時日蓮を恨むることなかれ」と、諸子低頭して命を承く。高祖侍者に命じてもて、大曼茶羅を掛しめられたり。臨終滅度の本尊也。今

第四十二 高祖入滅井茶毘葬儀の事

かくてまた隨身佛を安じ、香を供じ燭を點じ、花を摘み水を掬ひて、誦經唱題の外他事もなし。翌十三日黎明に及び、大地暴に震動し少時あつて止みければ、遠近の諸子これを知り、異み來りてこゝに會す。高祖は頭北面西に臥し給ふ。日昭鐘を鳴して方便品を擧ぐ、兩序穆々として、音吐遒亮なり。異口同律室内肅々たり。冥衆の衛護見るが如し。さても漏刻辰時を告る。日昭又壽量品を擧ぐ、衆咸これに和して同音玲瓏たり。誦し畢りてこれを見れば、既にして逝せらる。慈顏笑を含み唇香を發す、鳥鳴き獸走つて五十二類を思ふことあり。日昭また妙題を擧ぐ、縑素これに和して晝夜已す、その聲綿々として絶えず。明れば十四日戌の刻、その尸を棺に收め、子の時に至りてこれを茶毘す。棺をば日昭前を擔ひ、日昭後を擔ひつゝ、諸子前に進み後に立て涙と俱に隨ひゆく。既に烟を擧るに及び、六老僧を始め法子まづ列をなして焼香し、俗子次に列をなし焼香し再拜す。所謂比企大學、富木常忍、藻原兼綱、池上宗仲、太田乘明、秋元太郎、曾谷道崇、平賀忠晴、四條頼基兄弟等、その餘高祖に歸依する男女幾百人といふ數を知らず、各末席に次居つゝ、涙ながらに唱題し、香を拈り念珠を爪繰り、濁仰追慕の外あらず。こゝに於て林樹は白に變じ、風韻又悲を添ふ。諸子こゝに侍りて去らず、唱題天に彌れり。夜靜に月明にして、將に曉になん／＼とす。娑羅雙林の古風を思へば、十方諸佛天龍

八部、こゝに來臨疑なし。黎明に至り列をなして空骨を收め取り、瓶に封じて淨壇を設け、これを祭ること至つて欽めり。誦經の暇死灰を擻きて、殘骨を感得するものあり、今に至るまで其兒孫、これを傳來する者間あり。かくて十九日初七日六老僧誦法す。翌二十日旅裝をなし、二十一日池上を發し、其夜は相州飯田に宿す。二十二日湯本、二十三日駿州車返、二十四日上野南條氏、二十五日身延に至る。波木井氏父子喪服して出迎へ、二十六日は二七日假に寶塔を設けて供養を伸ぶ。甲駿信の諸檀越おの／＼來つて禮拜し、涙を拭ひて焼香誦經す。斯て十二月二日盡七日なり。送葬の禮を設け鐘を鳴し鼓を搥ち、旛を建て蓋を捧げ、馬を曳き輿を昇ぐ。四衆列行四門を開く、淨壇に似像を安置し、法子は九拜法孫は三拜俗子は再拜に止るとぞ。諷經燒香儀衛嚴麗たり。これに因てこの形相を拜せんとして、山中へ聚り集會ふもの市の如し。送葬の禮終り翌三日在俗の輩おの／＼山を去て歸る。日昭日朝以下の上首、みな居を卜して一院を構へ、交替して塔を守る。日昭南の房を作り不輕院と呼び、日朝竹の房を修して正法院と呼び、日興林麩房を造りて常在院と呼び、日向樋澤房を造りて安立院と呼び、日頂山本房を造りて本國院と呼び、日持窪の房を造りて本應院と呼ぶ。獨俗子四條頼基端場房を造りてこれに居り、清淨安住して山を出す、焉に終を執りしといふ。翌弘安六癸未正月二十三日、一百日形の如く供養し畢り、日昭日朝等相議して身延清規一策を作り、遺命に因て輪次に塔を守り、一月を以て交替す。二十四日六老相議し連署して同門に告ぐ。這は高祖の親書襲藏の傳來る。



十月池上に會すべし。尙遲はりたる者は目錄の數に入れず。よしや正しき眞蹟といへども、必これを除くべし。この所謂奈何となれば、世に闡提の輩多し。恣に謀書を作り、高祖の書と稱して欺くを怖るとなり。その月に至り六老僧池上に會し、高祖の遺書百四十餘篇、日昭手書して録内の書といふ。この期に漏て漸々に齎し來るもの亦多く、既に二百五十餘篇、始にこれを省くといへども、また今更に棄るに忍びず、その正しきものを擧て、是を録外の書と號くとぞ。

第四十三 法子法孫の智識列位の事

高祖の法子法孫に、聰明叡智の僧多く出て宗祖の志を嗣ぎ、教化弘通さらに弛みなく、遂に一乘の妙法蓮華經を宇宙に弘め、一切の衆生をして皆俱成佛道に至らしむること、偏に高祖大菩薩の賜也といへども、法子法孫これに嗣で、よく行ひよく弘むるにあらずば、争かこゝに至らん。またその功莫大なり。因てその人々を世に普く知らさん爲左に録す。

六老僧は、高祖在世のとき、既に定め給ふ所の上首にして、本門に掲げ出すといへども、宗門第一の高弟たるを以て猶焉に出す。

- 第一 日昭上人 辨阿闍梨法印、元亨三癸亥年三月二十六日寂、豆州玉澤經王山法華寺の開祖。
- 第二 日朗上人 大國阿闍梨法印、元應二庚申年正月廿一日寂、池上本門寺比企谷妙本寺平賀本土寺。
- 第三 日興上人 白蓮阿闍梨法印、元弘二壬申年二月七日寂、駿州富士山大石寺、同北山本門寺。

第四 日向上人 佐渡阿闍梨法印、正和三甲寅年九月三日寂、身延山久遠寺第二世藻原妙光寺。

第五 日頂上人 伊豫阿闍梨、寂詳ならず或はいふ八月十二日、下總眞間山弘法寺。

第六 日持上人 蓮華阿闍梨、法を異域に弘んと渡唐し彼地に寂す故に詳ならず、駿州貞松山蓮永寺。

右にいふ六箇寺は關東の六門徒これなり。
中老僧の部

- 日家上人 房州小湊誕生寺
- 日辨上人 總州鷲巢鷲山寺
- 日傳上人 甲州小室妙法寺
- 日秀上人 總州墨田妙福寺
- 日得上人 佐州阿佛房妙宣寺
- 日賢上人 駿州村松海上寺の二世
- 日保上人 總州興津妙覺寺
- 日禮上人 總州曾谷法蓮寺
- 日忍上人 相州相橋長福寺
- 日常上人 總州中山法華寺富木入道常忍
- 日源上人 駿州賀島實相寺
- 日法上人 駿州岡宮光長寺
- 日位上人 駿州池田本覺寺
- 天目上人 武州品川妙國寺
- 日合上人 中山法華寺の二世
- 日高上人 駿州沼津妙海寺
- 日實上人 駿州沼津妙海寺
- 日祐上人 豆州玉澤妙本寺
- 日門上人 常州筑地妙光寺

九老僧の部

日朗菩薩の法子なり。

日印上人

本國寺第三世越州大面本成寺

日像上人

具足山妙顯寺花洛一宗開基

日輪上人

相州比企第二世

日典上人

總州平賀本土寺

日澄上人

尾州熱田本遠寺

日善上人

相州比企谷實相寺

日行上人

佐州日朗山本光寺

日範上人

丹州福知山常照寺

朗慶上人

相州猿島山法性寺、貞和元年京都に遷る

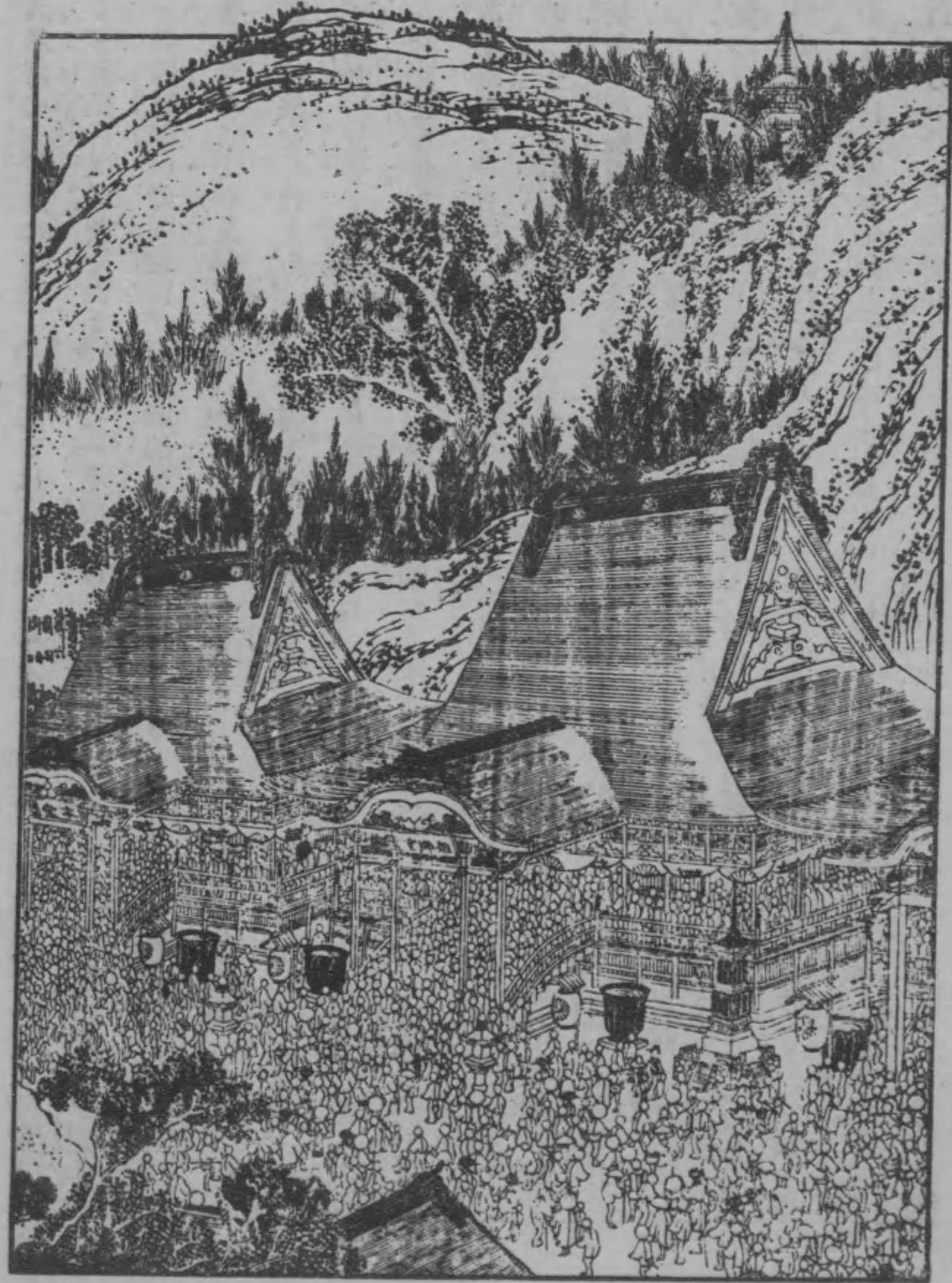
この外に一宗の名僧智識多かれど、今悉く枚舉しがたし、他日また別録して、便覽に備へんのみ。右にいふ處は六老中老、且九老の名家のみにて、實に九牛が一毛なり。

第四十四

日蓮大菩薩號并身延住持紫衣參内の事

高祖大菩薩號のこと、これを別頭佛祖統記に按るに、洛陽妙顯寺は日像上人の開基なり。始め經一磨と子の前文にもいへることく、帝都を弘通せんものは是なりと、既に高祖の棺前に於て、日朗手を勞して難染得度す。果して勇猛堅固にして、帝都によく一宗を開く。然れども宗體に於て、いまだ草昧の時なれば、人これを信するものあり、また妨ぐるもの多くして、これを憎みこれを讒す。因て擯斥に遭ふこと三たび、遂に法運を開いて元亨元年におよび、寸金の地を賜ひ、大道場を開きて妙顯寺と號す、これ玉城の地一乘圓頓の宗伽藍の權輿なり。實に高祖及び日朗の先見毫絲も差ふことなし。元弘

三年大塔宮の願狀にいはいはく、「妙顯寺は靈驗無雙の本尊、利生方便の聖跡なり」と、建武元年勅していはく、「妙顯寺は勅願寺たり、殊に一乘圓頓の宗旨を弘む。宜しく四海泰平の精祈を凝すべし」となり。その餘歷朝の勅願繪旨、且封職等のこと、枚舉に暇あらずとぞ。日像の嗣を妙實といふ。この人碩學秀才なること猶先師に恥づべからず。龍華傳にいはいはく、一年天下大に旱す。朝廷普く諸宗に課せて、請雨の法を行はしむ。然れども驗なし。因て妙實に詔す。妙實三百の緇徒を伴ひ、桂川の上に於て、同音に法華を讀誦す。一軸いまだ充ざるに、雲起り雷鳴て豪雨を降すこと數日、率土大に潤ひつゝ、諸民豊年を賀するの聲、天地の間に彌れり。上大に悦び給ひ、羨ふ所を奏せよと也。妙實因て高祖および、日朗日像に菩薩號を賜らんことを乞ふ。上迺許し給ひ、高祖をして大菩薩を贈り、朗像の二子に菩薩號を贈らる。且妙實を大僧正となし、また大覺の二大字を書して賜ふ。かくて後數回の兵燹、菩薩號の繪旨その餘の寶物、悉く烏有となる。また再び請ふに由なく、年月徒に推移り、寛文年間に至り、後西院法華經を信じ給ひ、素淨と號し奉る。一時宸翰を染させられ、日蓮大菩薩の五字を大書し、上妃新大納言に賜へり。時に一道院日法なる者。道德あつて中興の聲を振ふ。鷹司前殿下、歸依し給ひて上人號を付す。因て新大納言もこれを知る。たましく宸翰を繕きて日法に觀する。日法至敬至拜していはく、「後五の運に膺つて本化の祖風、青雲の上に昌んに、佛識の記する所以あるか、若これを吾に得せしめば、所謂隋珠趙璧にも超て、一宗の至寶このうへあらじ」と、



身延山
會式の圖



切に乞て止ざれど、妃はまたこれを肯はず、「これ天恩の賜なり、私にすべからず」と、固く辭みて與へざれど、日法これを思ふこと、寢食を忘るゝまでに妃に乞ふこと再三なり。今は止むを得ず天聽に達しければ、「渠が至誠の志奪ふべからず」とて許し給ふ。因て侍嬪松山の局、これを持して日法に與ふ。日法喜ぶこと喩ふるに物なし。それより享保戊戌の夏、錫を東都に曳て雨華場を開き、これを四衆に告げ、また身延山日裕上人に演説す。上人もまた日法が至誠の感得を稱しけり。こゝにその翌己亥病に染て旅寓に寂す、壽六十一歳なり。曾て死期門弟子に託し、「宸翰の大菩薩號身延山に收めよ」と、没後門人陀那相議し、洛の本寺に附せんとす。時に小川坊城前亞相藤俊清卿之を聞て、「その企甚不可也。既に高祖涅槃に及び、盡未來際その神は身延山に留むると、されば宗門第一の靈場、諸山に比するに親と子の如し、身延に收めんこと當然也。殊に日法も遺命す。妙顯寺に置んば義にあらず」と、親副翰を加へられ、介を差てこれを發し、不日に身延に達しけり。因て高祖の眞前に備へ、法運萬歳を唱ふといふ。實に享保五年庚子六月十四日、未時になんありける。

因にいふ、本文妙實上人は、小字を月光麿といふ、攝政近衛藤公經忠の子なり。初め嵯峨の大覺寺に入り、金剛乘を烹く。一日洛に入るの次、龍華の法筵に在り、忻然として夢の寤るが如し。隨喜信服して、忽密乘を棄る。その徒智覺正覺祐存等、俱に宗致の骨髓に徹すと云々。

後醍醐皇帝法華宗號の繪旨

妙顯寺爲二勅願寺一殊弘二一乘圓頓之宗旨。宜疑二四海太平之精神。一者天氣如此悉レ之以狀。

建武元年四月十四日

日像上人

靈元皇帝宸翰大菩薩號副書

日蓮大菩薩號

太上法皇御宸翰無レ疑者也。有レ故今般奉二納乎身延山。可謂一宗之本意顯然矣。昔時大菩薩號雖レ有レ勅書、不レ到二於本山。一于時享保五庚子歲仲夏奉納之序、爲二後鑑一拜レ之畢、是佛法韶隆。宗門光輝。永々可レ被レ抽ニ懇祈一者也。

五月二十一日

都護前亞相藤押

久遠寺住持日祐上人

また身延山の住持、紫衣を着し參内することは、日脫上人の時に始る歟。傳にいはく、

繪旨

身延山久遠寺者。爲二日蓮法華一宗之大導師。一故著二紫衣一令二參内。一宜下施二大乘經王之法威。一特奉中レ祈國家安全寶祚延長。依二天氣一執達。如レ件

元祿六年五月六日

右中辨

日蓮上人一代圖會 卷之六

妙法華院住持日脱上人御房

この餘元祿十四年五月十九日、日省上人にもこれを賜ひ、寶永三年四月五日、日亭上人にもこれを賜ふ。文は小異ありといへども、その事同じき故にこれを略す。

また享保三年四月二十三日、身延山久遠寺住持職のこと天朝に達し、既に免許の狀あり。また寛保三年閏四月二十二日、住持職免許の狀あり、繁き故にこれを略す。享保は日祐、寛保は日潮

日本歴史圖會第八輯終

大正十年二月二十五日印刷
大正十年二月二十八日發行

日本歴史圖會 第八輯

(複製本)
〔非賣品〕

編輯者 古谷知新

國民圖書株式會社代表者

中塚榮次郎

東京市麴町區內幸町一丁目六番地

印刷者 守岡功

東京市本所區番場町四番地

印刷所 凸版印刷株式會社本所分工場

東京市本所區番場町四番地



發行所

東京市麴町區內幸町一丁目六番地
國民圖書株式會社

電話新橋一・二七番
振替東京五二二九八番

~~210.08~~
~~N77~~
~~(8)~~

399
3

終